

まえがき

神奈川県自治総合研究センターでは、事業の一環として毎年テーマを複数設定し、それぞれについて研究チームを設置し、研究活動を行っております。

研究チームは、県職員及び市町村または公共機関の職員により八名程度で構成され、研究員は、それぞれの部局での業務を遂行しながら、当センターの兼務となり、原則として週一日、一年間にわたって研究を進めます。

昭和六二〜六三年度におきましては、A「神奈川の森林」、B「地価高騰と土地政策」、C「高齢化社会の新しい働き方を考える」の三テーマについて研究チームが編成されました。

この報告書は、「A「神奈川の森林」研究チームに係わるものです。

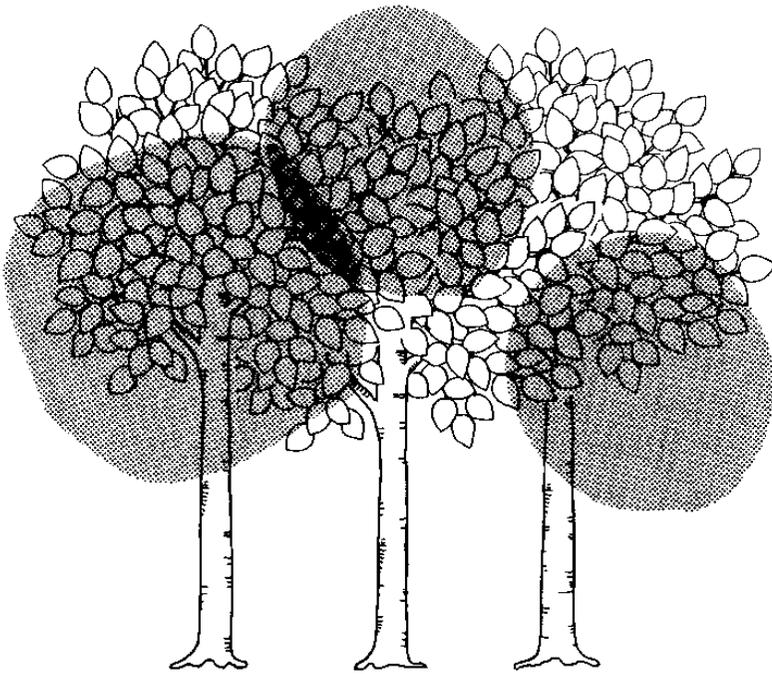
自然保護などの観点から、森林を守るための議論と実践が全国で展開されています。

しかし、「森林を守る」と言ったときでも、どのような森林を対象とするのか、またどのような方法で守るのかによって議論の方法も大きく異なっています。

研究チームでは、「神奈川の森林」というテーマを前にして、どのような切り口で問題にアプローチするのか、また一人ひとりの小さな力で何ができるのか、という二点を常に心において一年間研究を進めてきました。その結果がこの報告にある「身近な森からの出発」です。身近な森との付き合い方を考えていくうえで、また行政運営等の参考として活用いただければ幸いです。

昭和六三年九月

身近な森からの出発



はじめに

地上のあらゆる生きものは、森によって生活しているといっても過言ではありません。その母なる森を、私たちは経済活動という名のもとで破壊し続けており、破壊の規模と速度はますます大きくなっているのです。

昭和三〇年代前半までは、私たちの身近に自由に入ることができる森や林があり、その中で子供たちは、木に登り、チョウやバッタを追いかけ、時には大冒険のあげく怪我をして泣きながら家に帰るという体験をつみました。

しかし現在では、森や林は住宅地に変わり、また手入れがなされなくなったものは荒廃が進んでいます。かつて自由に自然にふれあうことができた場が次々と奪われてしまっているのです。

このような状況にある今だからこそ、わずかに残されている身近な森を守り、小さな力を集めて自分たちの手に取り戻していかねばならないのです。

私たちは、神奈川の未来を担う子供たちに荒廃化した野や山を残すわけにはいかないのですから。そんな思いを込めて、私たちはこの報告書をまとめました。

この報告書が、皆様にとって身近な森を見直していただくきっかけとなれば幸いです。

また、この報告書は、序と本論であるⅠからⅢの各章と資料編から構成され、研究の概要とチームの考え方について序に取りまとめましたのでご一読ください。

目次

序

1	研究チームの森に対する基本姿勢	4
2	提言	8

Ⅰ 失われていく身近な緑、気がついていませんか

1	これだけなくなりました	14
2	森は疲れています	17
3	県民の声から	19

Ⅱ 見えないところであなたを守り、くらしを豊かにしている森

1	森のはたらき	23
2	親と子の目から森を見る、子育ての視点から、居住環境として森を見る	31

目 知っていますか森を守り育てるしくみ

1	昔は	35
2	今は	39
3	今森は	43

Ⅲ いったい誰のものでしょうか、森は

1	県民共有の財産てななに	47
2	受益者負担とはどういうこと	50
3	数字にはご注意ください	55

ㄥ あなたは森を愛していますか？愛されていますか？

1 今、すてきな森とは 60

2 森と私たちとの相思相愛の関係 62

3 身近な森の名を知っていますか？ 66

ㄴ さて、身近な森を守るには

1 なぜ、身近な森を守るのでしょうか 69

2 親しみのある森へ「親林性の創出」 74

3 みんなの森へ「現代版【入会】」の創造 80

ㄹ さあ、みんなの森をつくろう

1 身近な森にしてみよう 97

2 身近な森をつくろう 117

用語集（本文で※をつけた用語について説明しています） 129

おわりに 133

資料編 135

引用資料・参考文献 172

序

1 研究チームの森に対する基本姿勢

最近、著名な学識者や評論家が、森の管理や林業経営について、提言や意見あるいは感想などを、本や雑誌、TVなどで数多く紹介しています。このことは、現在行っている森の管理・経営の方法に何らかの問題があり、その解決を社会から求められていることのあらわれといっても過言ではありません。

しかし、それらの出版物を読んでも、有名な先生方のお話を聞いても、その答がもう一つ見えてきませんし、ましてそれらの考えを神奈川にあてはめることは無理なように思えます。なぜなら現代社会が多様化する中、住民の森に対するニーズも多種多様となっているからです。さらに生態系と呼ばれる複雑なルールで生命活動が営まれている森は、多重でしかも多層な構造を持っています。その構造は、学問的にいまだに解き明かされていないのが現状です。

そうした構造と住民ニーズが複雑にからみあっているので、画一的な答では、十分応えるものとなりえませんし、さまざまな職業や出身地を持つ人たちが入り交じっている本県では、なおのことむずかしい状況にあります。

そこで、私たち研究チームでは、既存の考えにとらわれることなく、知事から与えられた『神奈川の森林』という大きなテーマを料理することにしました。

まず、研究チームの森に対する基本姿勢をどう置くのか、漠然としているテーマから何を問題とし

て認識するのか、さらに研究の対象を明らかにするため、神奈川に森という動植物集団が土地利用の上から必要なのか、また森という木材生産の工場が産業の上からあるいは生活の上から必要なのかどうかを、世界的視野から検討してみました。

国連食糧農業機関（FAO）の推計によりますと現在の世界の森林面積は、陸地の約五分の一に当たる二九億五千万ha、疎林まで含めると陸地の約三分の一の四三億二千万haとなっています。この面積は、十四世紀の世界の森林面積に比較すると半分をやや下回ると想定され、実に、六〇〇年間に三〇億haの森林が消滅していることとなります。

また、一九八五年の木材生産量は、三一億六千万m³（薪炭材一六億六千万m³、用材一五億m³）で、先進地域で用材を主体に四五%、開発途上地域で薪炭材を主体にその五五%が生産されています。このような森の伐採が毎年世界で行われています。このなかには、再生産が難しい熱帯雨林の伐採がかなり含まれています。開発途上地域の多くで、急激な人口の増加が生じ、その対応のため、焼畑移動耕作や生活燃料確保、商業用木材の伐採、牧畜、道路・ダム建設等が行われ、森林が減少しています。その面積は毎年一、一三〇万haに及んでいます。

先進地域においては石油や石炭などの化石エネルギーの大量消費の結果、降雨が酸性化し、それが原因とみられる森の被害が発生しています。また、アメリカ政府の報告「西暦二〇〇〇年の地球」によりますと、二〇〇〇年には森林面積は、陸地の約七分の一に減ると想定されています。このような世界的規模での森林面積の減少や今後の滅失に対し、国連の場において、地球環境のバックボーンや生物共同体の土台といわれる森林資源が枯渇化している、このことが人類の将来に暗い影を落とすの

ではないかと憂慮され、その対策が討議されています。

一方、わが国の森林資源は、面積では二、五二六万ha（国土面積の約七割）、蓄積で二八億六千万m³となっています。蓄積は毎年伐採が行われているものの年平均七、六〇〇万m³のペースで増加しています。

しかし、日本は木材（用材）需要量の約七割（約六、三〇〇万m³）を輸入し、世界の生態学者などから世界の森喰虫として蔑称され、批判されています。日本人の中にも自己批判として、割ばしを木材の浪費としてとらえ、持ち歩きの塗りばしを使う運動を進めている市民グループの人たちが出てきています。

この日本に対する批判を、国内の林業や森林資源の実態を加味して判断してみますと、日本全体でこの批判を受けているというよりも、都市化の進む人口急増地域、また言いかえれば森林資源の乏しい首都圏が批判されていると解釈できます。このことは、多少うがった見方かもしれませんが、まさに、神奈川に対する批判であります。私たち県民の多くは、このことに自覚が足りないようです。現実に貨幣経済の枠組の中で、紙や建築用材として、多くの木質系資源を消費し、森がかん養している水を、湯水のように使っています。

例えば、日本人は一人一年当たり、おおよそ〇・八m³の木材を消費しているわけですが、これに神奈川の人口を単純にかけてみますと、少なくとも一年間に六〇〇万m³の木材がこの狭い県土で利用されていることになります。これだけの量の木材を確保するには、五〇年生のスギ林を一万五〇〇〇ha伐採しなくてはいけないこととなります。加えて、本県の森林資源の現況は面積で一〇万ha、

蓄積量で一、三〇〇万 m³と大変乏しいものであり、県内の需要を賄うにはあまりに少ないものではありません。しかし、この資源を有効に保全活用すれば、毎年三〇万人以上の人々に木材を、四、八〇〇万人の人たちにレクリエーションの場を提供するばかりでなく、森の持つ環境保全の効用を私たちに平等に贈り続けてくれます。しかも今後とも森の持つさまざまな効用を、お金という代価で払ったとしても、確保できる保証はないのです。だからこそ、その限られた神奈川の森をどう次世代に引継ぐのか、真剣に考える時期に来ていると思います。

一方、国際化の進展するなか、国際人として神奈川の人々が敬愛の念を持たれ、生き生きと活躍するためには、具備すべき諸条件の一つとして、次のことがあるのではないのでしょうか。それは人間の生命活動にとって必要不可欠である森の摂理について謙虚に学び、理解し、そしてその空間を楽しむこと（体得）により、森との新しい係わりを創造し、精神的なゆとりとゆたかさに満ちた生活信条を身につけることが求められているのです。そのためには、長い視点にたった行動プログラムが作成されるべきでありましょうし、その中には、森への哲学も、合理的な森林経営もまた取込まれていかなければならないと考えます。このようなものが、一朝一夕には出来ないと思いますが、現在、県庁内の関連部局では、目的や方法が違っていてもこの方向での施策の展開を試みています。

そこで、研究チームは、第一に神奈川の森は必要なものであり、最大限確保することを前提とすること、また第二に現在直面する森の諸問題の多くは、長期にわたって解決すべきものですから、とりあえず、早急にやらなくてはいけないことで、関連部局が正面から取組んでいない場所でしかかも要と考えられる森を研究カテゴリーとすること、第三にチーム員の感性を尊重することを、研究の基本姿勢と

することになりました。

2 提言

この三つの研究の基本姿勢に基づき、私たち研究チームは「神奈川の森林」について検討しました。まず初めに、本県では森林の減少が続いていること、特に都市近郊の身近な森が急速に失われつつあることが明らかになりました。

森は各種の機能を有していますが、残っている森においても管理不足等により、森の機能が低下しているところもあります。また、森の機能がもたらす恵みの範囲は多岐にわたり、地域もそのなかで一定の役割を担うべきであることも考えました。

さらに、過去から現在までの森を守る仕組みを検討し、現在の都市のみどりを守る各種施策では、行政施策の狭間が生じている等問題があると考えようになりました。

また、「森林は県民共有の財産」という主張や、森林の価値の数量化についても検討を加えました。森と人々との関係は古来から身近な関係にあったのに、現在はその精神的距離が大きくなっていることも知りました。

以上の検討の結果、以下の三点について提言を取りまとめました。

まず第一は、身近な森を守ることです。

今、この神奈川でなぜ身近な森を守らなければならないのでしょうか。

① 身近な森を守ることが世界の森を守る第一歩となること

② 身近な森は、良好な生活環境の重要な要素であること

③ 都市周辺の里山（身近な森）は、原生林とは異なっても自然豊かな森であること

④ 身近な森は、行政施策の狭間にあつて、現行の施策で守ることに限界があること

⑤ 今ある森は最優先で残すべきであること

以上の理由により、身近な森を残すべきであると考えました。

では、身近な森はどのようにして守っていくのでしょうか。それは、森の持つ摂理を知り、その複雑さを学び、豊かさや恵みに感謝し、偉大な力を恐れ、そのような心を養うため身近な森に近づき、森に親しむことにより、初めて生活に密着した森として守られるのです。これを研究チームは「親林性」という言葉であらわしました。

今述べた「親林性のある森」であるために最低限必要とされることとして次の三点があり、研究チームはこれを「親林性の三要素」と名付けました。

① 何時でも森を利用できること

② 誰でも森を利用できること

③ 何のためでも森を利用できること

また、研究チームはこのような親林性のある森をつくりだしていく条件も考えました。次に述べますが、これを「親林性の五条件」と名付けました。

① 森の中に入ることができること

② 最低限の安全性が確保されていること

③ 森の中で活動するにあたって、ある程度の快適性が確保されていること

④ 多種多様な生物が生息していること

⑤ 森の中でいろいろなことができる可能性があること

このように、親林性のある森として満たすべき要素と親林性のある森をつくりだしていく条件を考えてみましたが、これについては、身近な森についてのアンケート調査を行った大磯町と相模原市の森を舞台にして具体的に考えてみるなど親林性について検討し、身近な森の重要性を再確認しました。

第二の提言は「現代版【入会】^{いりあい}」です。

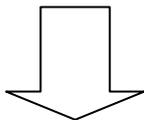
今まで述べてきたような親林性のある森を保続していく主体を考えてみますと、従来のような所有者による管理ではなく、また最近拡大しつつあるような行政主体の管理でもない、新しい管理の担い手が求められています。研究チームはその担い手は地域にあると考えました。これらの担い手による身近な森の管理の理念を「現代版【入会】」と名付けました。

「現代版【入会】」は、経済的な動機により行われた過去の『入会』とは異なり、やすらぎなどの精神の健康をめざすものであり、森を生活における精神の拠りどころとしていこうとするもので、直接的利害関係にある地域住民及び所有者による相互管理の考え方なのです。

この理念によるシステムは、身近な森の新たな価値づけ、地域住民・所有者の合意形成、森づくり、そしてその管理及び利用方法の調整などを包含したものです。

研究チームとしては、「現代版【入会】」を進めるシステムの一つとして「身近な森保全銀行」を考えてみました。この役割としては、住民相互の、あるいは住民と所有者の意向を把握し、話し合い

提言～身近な森からの出発



親林性の創出

<三要素>…最低限必要な親林性の要素

- ・何時でも森を利用できること
- ・誰でも森を利用できること
- ・何のためでも森を利用できること

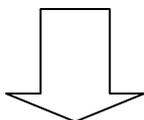
<五条件>…親林性のある森づくりの条件

- ・森の中に入ることができること
- ・最低限の安全性が確保されていること
- ・森の中で活動するにあたって、ある程度の快適性が確保されていること
- ・多種多様な生物が生息していること
- ・森の中でいろいろなことができる可能性があること

「現代版【入会】の」創造（居林愛）…地域住民による身近な森の管理の理念とそれによる小さな実践の積み重ね

身近な森保全銀行…「現代版【入会】を進めるためのシステム

森林100年構想…超長期的視点に立ち、地域住民の協働により、身近な森を自分たちの公共的空間につくりあげること



～^{しんじんるい}森人類～の誕生～ 森づくりに子供が参加することにより、森と付き合う方法を身に付けた人材の育成

をする場、コーディネーターとしての役割を果たす組織として考えました。県行政としても「銀行」の設立および親林性のある森づくりを行うための支援をすべきであると考えます。

第三の提言は「森林一〇〇年構想」です。

「緑地行政は『一〇〇年の計』と位置づけ超長期の見通しと地道な努力」の必要性を神戸市の報告書は述べています。研究チームも「森林一〇〇年構想」として身近な森をつくることを提言したいと思えます。

それは、親林性のある森づくりと、「現代版【入会】」の理念を受けて、地域の住民の協働により、身近な森を中心とした「公共的な空間」をつくりあげることです。それにより、生活・居住環境の保全を図り、地域管理主体としてのより良い自治型コミュニティの形成を図ることができるのです。

「森林一〇〇年構想」とは、今残っている森を親林性のある森に変えていくこととは別に、既に失われた森の代わりに新たに森をつくることを考えたものです。つまり、森を伐って開発した土地で遊休化したところ、例えば工場跡地に木を植えて森とすることです。

しかし、森をつくることは大変なことで、超長期的な視点が不可欠であり、また住民による森づくりが基本にあるので、住民と行政との連携も欠くことができないのです。さらに、森をつくる際、森が森としてあるだけではなく、他の用途を持つ多面的な利用ができるものなら、なおさら望ましいと考えました。

例えば、平地に小山状に土を盛り、その上に住民の協力により手づくりの森をつくるのです。その森の地下には防災用の備蓄庫を設けるなど非常の際に役立つようにします。こうすれば、身近な森の復活、地域住民による身近な森の管理等望ましい形となると思えます。

また、植樹活動や管理活動に子供が参加することにより自然を身近に感じるができるようになる

り、成長するにつれて森と付き合う方法を身に付けていくようになります。そして彼らが大人になったとき、森に親しみ、共感を持つ「森人類」の誕生となることでしょう。「森人類」が育ち活動していくことにより、身近な森を守り育てていく活動がさらに充実していくものと思われれます。

このように、「森林一〇〇年構想」は夢のようなプランに思われることですが、今まで森を伐り開いて開発してきたことへの反省のためにも、この市街化した神奈川の中心部に、昔の武蔵野の雑木林のような森を、また住民が木を持ち寄り植えてつくりあげた明治神宮のような森をつくり、子や孫に引き継いでいきたいと思えます。

最後に、身近な森を守る女たちの運動からスタートした、インドのチプロ運動(注1)の歌を紹介します。

私は 永年ずっとここに立っている

私は 気持ちの良い季節

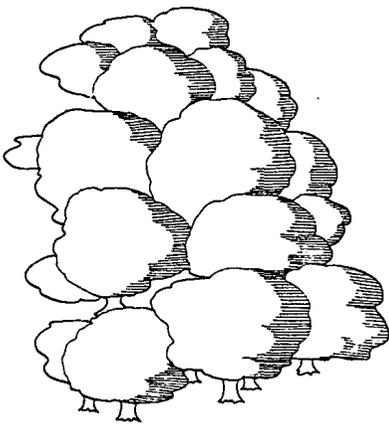
私は春、私は雨

私は この世の生命

私を殺さないで

森が滅ぼされた所では砂ぼこりが舞い

丘は裸で水の源は乾ききっている



「失われていく身近な緑　く気がついていきますか」

1 これだけなくなりました

日本の産業構造が第一次産業から第二次、第三次へと高次元化する中、全国で工業地帯の形成をめざして大規模な開発が起きました。特に、本県の東京湾の臨海部は、戦前からの工業を核として大規模な再開発が起き、京浜工業地帯と呼ばれるようになりました。また、その後の内陸部への工場進出、そしてそれらの開発にともなう道路や住宅などの社会資本整備により森や農地が減少しました。

さらに、昭和五〇年代の後半以降東京圏への人口流入が、それまでと一転して増勢を強めていることにより、スプロール化現象として横浜市、川崎市、藤沢市、海老名市、座間市などを中心に森や農地の宅地化が急激に起きています。それを四〇年以降の本県の森林面積の推移で見ますと毎年一、四〇〇haの森林が、農地では毎年一、〇〇〇haも減少していることになりました。

このような開発が起きている地域は、平地や平坦な丘陵などの地形で、都市活動に必要な道路や鉄道などの大量輸送施設が、比較的安価で短期間に整備が可能なところですが、その地域の大部分は、三〇年代後半まで私たちの生活と密着し、里山や裏山として親しまれ、利用されていた身近な森であったところです。これは、経済原則としては当然の帰結であり、このことにより多くの人々は、高度経済成長の恩恵を享受したのです。また、国、県、市町村の各行政レベルで、産業支援政策を強力に推進したことも、これらの開発に拍車をかけた要因の一つでした。

その結果、工業出荷額や小売業販売額の全国での地位は、トップレベルとなっていますが、住環境

をみますと、交通や生活関連施設などの利便性にはすぐれていますが、火災や交通災害などの安全性、衛生や公害などの保健性、開放感やみどり空間、景観などの快適性には、多くの問題があるといえます。このような本県の実情は、長洲知事の「経済は超一流、生活は二流」という言葉で如実に言いあらわされています。また、「都市の光」として、物質的次元での個の生活はめざましく改善されたことも事実ですが、反面「都市の影」として、精神的な人間関係の砂漠化、地域共同体としての衆の結合破壊が起きています。その影を照らすものとして、都市化により失われた森がもつ多彩で多様な効用「自然の光」に期待がもたれ、自然豊かな森が見直されています。

しかし、第二次新神奈川計画によりますと、二一世紀初頭の本県の人口は、八六〇万人と予測されております。この狭い県土にあと一〇〇万人近くの人たちが住むこととなります。さらに、国際化、高齢化などの急激な社会環境の変動、経済構造のソフト化（サービス化、情報化、金融化）などの大きな波に対応するため、県内の各地で行政主導型の開発構想が計画されたり、具現化されたりしていますが、その多くは経済的豊かさを追求することを主眼とした産業支援計画であり、その開発場所の多くは、わずかに残された身近な森であります。

このような人口の増加や新しい開発は、相互に作用し、大規模な、あるいは小規模分散の住宅需要を喚起し、その結果、ますます森が減少しようとしています。県林務課の推計によりますと、二一世紀に向けて年間二〇haの森林が減少するとされています。

もう一度世界に視点を向けると、今日起きている森の破壊の大半は、過去のヨーロッパのように再生できるものでなく、メソポタミヤ、エジプト、黄河などの古代文明が引き起こした再生が不可能な

破壊であることは、気候的、地質的、経済的な諸条件から判断して十分想像できます。また、そうした将来が危惧され、森林の保護、保全が叫ばれ、間接的な破壊者の代表として日本に批判が起きているのです。他の経済財とは異なり、森が生産する経済財と洪水調整機能や水質浄化機能などの環境財は、一体となっており、たんに国際分業論では片付けられない側面があることに留意する必要があります。このような森林の持つ多様な機能については、**□**「見えないところであなただを守り、暮らしを豊かにしている森」で詳述します。

今起きている森の破壊は、社会問題やエネルギー問題などすべての諸問題の結果として顕在化しているのです。破壊の根本は、現代の社会が経済に支配され、その枠組の中で、森が木材価値でのみ評価されていることにあります。そのため、森の破壊を防ぐには、森の持っている効用を理解し、感謝し、そして森と人間との新たなかわりを生活の枠組の中で構築することが必要なのではないのでしょうか。

経済力が高まっているこの時にこそ、緑豊かな住み良い環境を手中にすべきです。この時を失えば、もうそれを得るチャンスはないかもしれません。そのためには、知事が言う「経済の論理は、パワーフルだから、その方向性に気を付けないと、それをチェックするのが、市民の立場からの視点、つまり市民理性」に注目し、市民サイドから、地域サイドからの発意による森の管理方法が問われているのではないでしょう。また、画一的な施策では、表情豊かな街づくりや森づくりはできないし、たとえできたとしても愛着のないものは長続きしません。

2 森は疲れています

本県の都市の中や周辺にある森の大部分は、鎮守の森であり、行政による開発規制林であり、開発を待っている開発予定林です。また、その多くは、森の持つ自然生態系を無視した、無秩序な土地利用の結果、生態系が維持できる規模を有していません。まさに森と呼ぶより、木々に覆われた遊休地の体をなしています。

薪炭用、農用または用材用として、そこに生育する樹木に財貨的な価値があった時代には、これらの森の管理は、森林所有者みずから行ったり、利用者に行わせたりしていました。しかし、安価で利便性に富む代替材が開発されたり、流通機能が発達したことにより、森の持つ価値が地代だけとなり、財貨価値のない樹木の管理を放棄した資産保有的な森林所有者が多くなっています。さらに、都市内の森林に賦課される相続税や固定資産税などは、地価の高騰により相当な課税額となっており、このことも所有者の管理意欲の減退を引き起こしています。

かつては、利用目的にあった管理がなされていた身近な森の多くは、子供たちの遊び場でもありませんでした。しかし、管理が放棄されたことにより、ツルや草が生い茂り、森に入れなくなった結果、防災や防犯の面でも、支障をきたす事例も起きています。このような管理意欲のない土地所有者に代わって、市町村に苦情が持込まれ、管理の主体が行政に移ってきています。

一方、急峻で脆弱な地形、地質であったことや山岳宗教が残ったこと、古くからの観光地であったことなどにより丹沢を中心とする山岳森林では、大規模な開発が起きませんでした。しかし、戦後の復興時の木材需要が増大したことにより、大量伐採が行われたり、用材として価値の高いスギ、ヒノ

キなどの樹種を植える林種転換造林が行われたりしました。また、経済性重視による一斉造林や皆伐方式、短伐期などの施業方法が導入されました。三〇年代後半に入ると外材の輸入が本格化し木材生産の採算性が急激に悪化し、一部の大土地経営者を除き、採算割れを起こす事態となりました。

また、最近の円高により、外材の輸入圧力が一層高まっており、木材生産だけの林業経営では、外材主導型の市場価格の決定や地場賃金の上昇によるコストプッシュなどにより、非常に苦しい経営となつていきます。さらに、本県の人工林の[※]齢級配置をみますと、戦後の再造林や拡大造林の結果、若い林木が多く、間伐など保育作業を必要とする時期にある森が多いことがわかります。このことは、森からの収入がなく、支出のみの時期に入っていることになり、このことも林業経営意欲を減退させることになっていきます。こうした情勢の中、保育管理を放棄した人工林もみられます。

しかし、ツル切りや枝打、間伐などの保育作業を適正な時期に行わないと、市場価値のない木材となるばかりでなく、水資源のかん養や土砂崩壊の防止、土砂流出の防備など森林の持つ機能を低下させ、ひいては森の荒廃につながる恐れがあります。

一方、都市住民の森へのニーズが大きく変わり、特にレクリエーションの場としての期待が非常に高くなつていきます。これを六〇年の統計でみますと、神奈川県下の延観光客数は一億三千万人、観光客消費額は一、四〇〇億円となっています。そのうち、箱根、丹沢、大山、相模湖などの山岳部周辺の延観光客数四、七七〇万人、同消費額は八八四億円となっており、年によって多少の増減がありますが、経年的にみると増加傾向にあります。その中でも特に、丹沢、大山地域が著しく増加しています。しかし、そのような利用の結果、ゴミを捨てたり、山菜や山草の乱獲など利用者のモラルの欠落

が、土地利用者にとって大きな問題となっています。

また、レクリエーション施設における雨水などの流末処理のまずさから土壌の浸蝕が進んで、樹木の根が浮いてしまっている事例もみられますし、管理のしやすさを追求するあまり、利用者の安全性や快適性の配慮に欠けていると思われる散策路もあります。今後需要の伸びるレクリエーション利用に適切に対応するには、森の持つ営みに配慮した施設の整備や利用者のモラルの向上が必要となっています。

3 県民の声から

森の保全利用を考えていくうえで、県民が森に対しどのような意識を持っているかを知ることが必要です。そのため、各種調査結果から森に対する住民の意識をみてみることにします。

最初に、総理府が行った調査からみることにします。五四年一二月の『居住地の魅力とまちづくりに関する世論調査』によりまずと、「あなたの住んでみたいと思うのはどのようなまちか」という問に対して五七%の人たちが、緑や水につつまれた自然が美しい町と回答しています。これは、第二位の古都や城下町といわれるような落着いたまちの二〇%を大きく引き離しています。

また、五八年九月の『国土の将来像に関する世論調査』によりまずと、「今後二〇年ぐらいの間のもので考え方や価値観の変化について、「生活の便利さ」と「自然とのふれあい」のうちどちらを求める傾向が強まると思うか」の問に対して、五七%が「自然とのふれあい」と回答し、「生活の便利さ」の三五%に比較して優位でありました。

また、五九年六月の『環境問題に関する世論調査』によりますと、快適な環境づくりを進める要素として、第一位が豊かな緑、第二位がさわやかな空気、第三位が静けさ、第四位がのびのびと歩ける道や広場となっており、第五位以下を大きく引き離して回答が寄せられています。

次に本県の県民部が行った五八年の『みどりに対する県民意識調査』によりますと、森林に期待する効用として、第一位が水資源の確保と大気の浄化、以下、山崩れや洪水等の災害防止、自然生態系の維持、森林浴やレクリエーションの場となっており、第五位の木材資源より高率で回答されています。

また、六三年一月に行った県政モニターへの課題意見『神奈川の森林について』の回答によりますと、森は多様な利用が考えられるということで、多くの意見が寄せられています。それらの中で、主だったものを簡単に紹介します。①森を、森林浴やハイキング、散策などの場として利用していきたい。②児童や生徒の教育活動の場として、植物や昆虫、野鳥などの観察、キャンプや飯ごうすいさんなど共同生活、スポーツ、レクリエーションなどに利用できるのではないかと、その結果、森林についての知識の習得、共同生活体験による精神的な成長、森林を大切にしようとする意識の高揚等が効果として期待できる。③高齢者の生きがいの増進の場としても利用できる。

最後に、六三年度に県農政部が行った『神奈川県森林機能調査―アンケート調査―』から、身近な森に対する県民意識を紹介します。身近な森林は、景観や自然に親しむ場、地域の文化や歴史を保存するための場等の生活環境の向上にとって役立っていると約八〇%の人たちが回答しています。身近な森の整備については、道やベンチ、広場等の施設を整備する、モミジなど広葉樹を増やし四季の変

化をつける、野鳥を増やすなど何らかの手を加えるという意見が多いのですが、一方で手を加えず現状の維持を望む意見も多くあります。森や林を含めた生活環境について、約七八%の人が満足あるいはやや満足していますが、最近五年間では、住まいの周辺の生活環境がやや悪くなった、あるいは悪くなったとの回答が約三四%を占めています。

以上の調査を総括しますと、住民の森に対する要求や期待が、近年の人口の増加や高齢化、産業の発展、都市化の進展、生活レベルの向上などにより従来の木材生産から多種多様なものになってきているばかりでなく、要求や期待そのものが、大きくなっていることがわかります。つまり、森の持つ多種多様な効用のうち、県民が望むものが、経済的なものから、環境という公益的なものになってきたことを示しています。

これらの調査からみますと、身近な森は、快適な生活を送るうえで、役立っていると判断されるわけですが、実際に身近な森をみますと、そういう思いやりで扱われていないのが、実情ではないでしょうか。私たち研究チームは、神奈川の森をみて歩きました。そうした中で、本当に住民の意識を反映しているといえる森は、行政が莫大なお金で整備管理している森林施設であり、それはその他の森に比較して面的に限られたものです。その他の森の大部分は、入ることさえできない状態にあります。

また、整備されている森林公園、都市公園などの施設は、管理する立場からのつくられたものであり、利用するにあたって管理する側の意図による限定利用であり、利用者側からの自由な参加ができないものがほとんどです。こうしたものが本当の意味での自然とのふれあいでしょうか。

次に住民にとっては、身近にある森が調査結果のように明確に役立っているといえるでしょうか。

それは、傍観者の意識として、役立つだけであり、その管理を担う人や組織を考えてないことの結果としてそうした回答がなされているのではないのでしょうか。森林がなくては生きてはいけないという意味での絶対的な必要性ではなく、ないよりあった方が良いという程度のものであるのでしょうか。経済活動が高まり、躍動する中、昔への哀愁やなつかしさ、逃避などの結果でそうなっているのではないのでしょうか。

総論において、人間が生物であるかぎり、自然生態系というフレームから、抜け出せないのですから、自然生態系の基盤である森をどういう理由であれ、必要とするわけです。一方、各論としてみると森に対する思い入れや感じ方は、その人の原体験や地域の文化などによりまちまちであり、画一的な尺度で推し量れないのではないのでしょうか。

先に述べましたように、世界的な視点で、また総論として森は必要とされるわけです。身近な森をみると、それらの多くは、小規模であり、利用する人もなく、また施策としての具体的な保全を積極的に行うのでもなく、その結果、所有者からも管理が放棄されています。こうした身近な森は、各論として処理され、この緑がなくなっても、総論としての森に影響はないと短絡的に考えられているのではないのでしょうか。しかし、身近な森を概念的にとらえると、その向こう側に総論の森があるわけです。つまり、身近な森は、世界から、日本から、神奈川から森がなくならないかぎり存在し続け、最後まで残る森なのです。だからこそ、総論として森が必要であるなら、また、その森の破壊が心配されている今だからこそ、身近な森をどう扱うのか、検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

目 見えないところであなたを守り、くらしを豊かにしている森

1 森のはたらき

森は、長い年月をかけて木を育み、私たち人間社会に木材を提供してきましたが、森はそれ以外にも実にさまざまな恩恵を人間社会に与えてきています。また、森は人間がこの地上に現れる前から生態系の一部として、多くの生物の生活の場、生命の基盤としてのはたらきを果たしてきました。

そのはたらきは、人間にとって特定の目的を満たすために最適なものとして設計されたものではありませんから、個々の機能に限ってみれば、人工物のほうが優れている場合が珍しくありません。しかし、いくつかの機能がオーバーラップして総合力で勝っているという特徴があります。いわば、人工物がスペシャリストであるならば、森は優秀なジェネラリストといえるわけで、価値観の多様化する現代において、その効用は高まっていくものと考えられます。

例えば、土砂の移動をとめるはたらきだけなら、コンクリートの工作物のほうが優れています。

(写真 | 1)

しかし、森は枝や葉で雨水の落下スピードを抑え、またその落ち葉や大小の根により流れを分散させることなどにより、その機能を果たしています。さらにコンクリートが持ち合わせていない、景観や水資源のかん養などのさまざまな効用が同時に生み出されるとともに、そのはたらきに大きな欠点がない特徴を持っています。また、たとえ木材生産に対する期待がなくなっても、他のはたらきで存在価値を持っているように、『つぶしがきく』というすばらしい性質を持ち合わせています。

さて、さまざまなはたらきを持っている森ですが、個々の森はそれぞれ持っている機能に差があり、また、人間は時代のニーズに応じてさまざまな森を造ってきました。燃料として炭の需要が高かった時代においては、広葉樹の雑木林が多く造られ、建築用木材の需要が高まった戦後からは、スギ、ヒノキ林の造林が盛んになりました。

しかし、諸々の機能は森林の生態系としての活動の結果発揮されるものであり、特定の利用に偏った森づくりは、結果としてさまざまな弊害を現したばかりでなく、当初の目的も十分達成されないことさえあります。

例えば、木材として価値の高いヒノキの一斉造林を不適地で行った場合、十分な生育が出来ず、木材とらないばかりか、森は暗くなり、下草が生えず、保水能力や土砂流出防止機能が著しく低下してしまった例は、めずらしくありません。（写真―2）

このように、本来、森の特徴である総体としての優秀性が損なわれてしまうのはなぜでしょうか。一つには、森の生態系としての活動を無視した、森からの過度の収奪が原因としてあげられるでしょう。かつて人間の経済活動が小さかったときには、森からの収奪も小さく、他の機能に及ぼす影響を無視しても差し支えありませんでしたが、森への介入が大きくなった現代においては、その消滅につながる収奪さえ行われています。

そのため、森の持っているさまざまな機能に対する影響を把握した上での利用が望まれるわけです。

では、森はどのようなはたらきを持っているのでしょうか。そのオーバーラップしている姿を神奈川の森を例にあげながら見てみましょう。



写真一 三ノ塔の山腹復旧工事施行跡



写真二 足柄峠付近の桧林



写真三 大磯の高麗山

写真―3は、大磯の「高麗山」^{こまやま}です。ここは、かつて朝鮮からの渡来人が建てた高来^{たかく}神社の社寺林でしたが、今では「高麗山県民の森」として県が管理しています。この山は、ランドマークとしての価値が高く、現在も航行[※]目標保安林として保護されています。

また、山の北面は戦後の伐採とスギなどの植林が行われ、比較的単調な森となっていますが、南面は天然記念物の指定を受けて保護され、多彩な植生は、湘南青少年の家をベースとした学習の場、身近な散策の場として利用されています。そして、なによりもその存在自体が地域のシンボルとして愛されているのが大きな特徴となっています。

写真―4は、大和の「泉の森」です。ここは、引地川の水源となつていますが、同時に清涼な地下水を養っており、大和市の水道水の一部は、この地下水から取水しています。大和の水はうまい、と言われる所以です。また、水源の森として保護されてきたこの森は、都市化された大和市にあって貴重な緑となっており、水源地として支障のない範囲で、市民の憩の場として解放されつつあります。

写真―5は、津久井のスギ林です。この一帯は、相模川水系の水[※]源林として保安林[※]指定されているほか、県企業庁も利水者としてその一部を管理しています。また、神奈川県の木材生産の基地としての役割も担っています。

写真―6は、真鶴半島のクロマツ林です。同半島のクロマツは、江戸・寛文年間に防風、防潮を中心に当時の小田原藩主が植えたと伝えられ、現在では約四一haが原生林化して、観光名所として一役買っています。このクロマツを含めた半島の森林は海岸近くに影を落とすことから、魚が集まる「魚付き保安林」としても大事な役割を担っています。



写真一 4 大和の泉の森

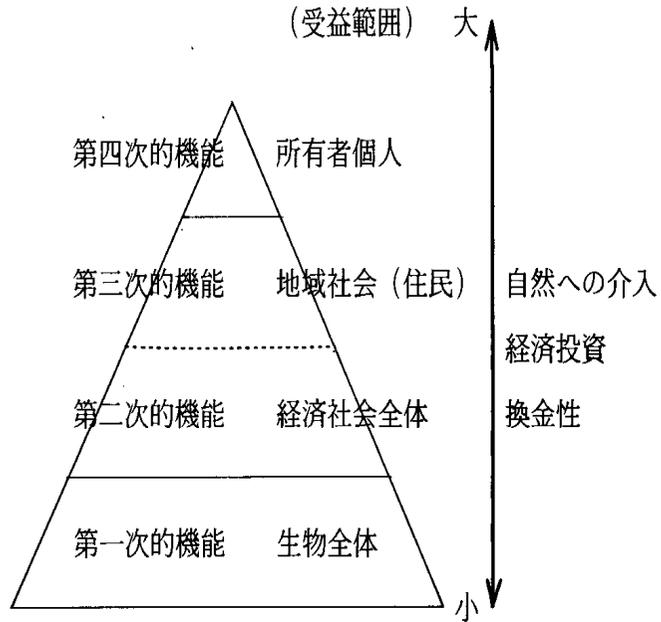


写真一 5 津久井のスギ林



写真一 6 真鶴半島のクロマツ林

森の機能のピラミッド



さて、このように森はさまざまなたらきで、私たちのくらしを豊かにしてくれています。そのはたらきは、人の自然への介入や経済投資が加わることにより増進するものもあり、逆にそれらをあまり必要としないものや、むしろないほうが都合の良いものもあります。また、森のはたらきから受ける受益の範囲もさまざまです。

森の機能はこれまでいろいろな分類がなされてきましたが、ここではいま述べた観点から、森のはたらきをつぎのように四分類して考えてみたいと思います。

この分類では、ピラミッドの上ほど受益者の数が少なく、森全体への影響力（自然への介入度）が大きくなっています。また、上ほど経済投資の度合いが大きく、換金性に優れるなど、高度な受益形態となっています。

このことは、食物連鎖のピラミッドと構造的に大変似ており、上位の収奪が過剰になると、下位の機能が損なわれ、これにより逆に上位の機能も損なわれていくという構造になっています。

では、次に受益範囲から分類した個々の内容について見てみましょう。

まず、森のはたらきとしては最も本来的な機能、すなわち森みずからの維持・成長に係るものとして、生態系の輪の中に太陽エネルギーを取り込む生命基盤として重要なはたらきがあります。特に、光合成により酸素を供給し、微生物と共に土壌を形成するはたらきは、他の何者によっても代替することができない永続性のあるものであり、種々の生物だけでなく木みずからの存在の基盤となっています。したがって、これを第一次的機能と呼ぶことにします。この機能は、個々の森について議論する際には、あまり問題になりませんが、日本の森、世界の森、特に熱帯雨林においては重要な争点であり、現状では極めて危機的な状況下にあります。

第一次的機能の受益範囲が広く生物全体であるのに対し、第二次的機能と第三次的機能の受益者は、人間社会です。これらは、いわゆる公益的機能と呼ばれるものであり、洪水調整や水質浄化などの水資源のかん養機能や土砂流失防止機能など、受益の範囲が森の存在する地域に限定されない機能を第二次的機能、防風、防火、遮音など受益が森の所在する地域内に限られる機能を第三次的機能とします。保健休養に関するはたらきや、観光資源、宗教的財産としてのはたらきは、受益範囲の特定は難しいのですが、金銭が地元にも落ちることも考えれば、第三次的機能に分類されます。

また、宗教的財産である鎮守の森などは、旧来、祭祀や信仰を通じて住民とのつながりを深めてきました。森に対する信仰的畏敬の念の薄れた現代においても、地域のシンボルや地域住民のコミュニケーションの場となる要素を持っています。これは、直接的な森のはたらきではありませんが、地域に及ぼす効果を考え、第三次的機能に含めて考えたいと思います。

第四次的機能は、受益が森を所有する個人または法人と、最も限定されたはたらきで、木材その他の林産物生産機能です。

さて、このように分類したのは、森から受ける恵みに応じた森林の機能保全の責任を明確にしたいからです。これまで、森林保全についてさまざまな受益者負担論が主張されてきましたが、水資源のかん養機能に注目して利水者に負担を求めた水源税や水源基金における負担論など、それらの多くは森林の単一の機能から負担の押し付け合いの様相を呈していましたが、ここでは複合している森の諸機能に注目して、負担のあり方を考えてみたいと思います。

第一次的機能については、森みずからの維持・成長のためのはたらきですから、当然その保全は森みずからのはたらきのうちになされます。しかし、開発という名の乱伐は、日本のような温暖湿潤な気候においては熱帯雨林破壊ほど壊滅的な状況に至ることはまれであるとしても、森に生きる生物に変化を及ぼしたり、適応を強いることとなります。また、酸性雨[※]などの問題も森の存在自体を脅かす重大な問題です。そこで、第一次的機能は森自身の保全作用によりつつも、行政が無秩序な開発から保護し、酸性雨などの新たな問題に対処する必要があります。

第二次的機能については、社会内における利益調整が必要であることから、公共の負担と責任において保全されるべき部分であり、事実、各種の保安林指定などの措置により行政が主体となって保全を図っています。

一方、第四次的機能については、経済的動機に基づくものであり、所有者個人により保全が図られるべきですが、近年の林業不振により、その保全意欲及び技術の維持が問題となってきました。

さて、残る第三次的機能については、この部分については、その受益範囲である地域社会がその保全について責任と負担を負うべきであると考えます。しかし、地域による森の保全はあまりなされてないのが現状です。

最近の森に対する期待は、主として第三次的機能に分類した諸機能について高まってきており、この点から、地域社会による森の保全方法が検討されるべき時期にきているのではないのでしょうか。これについては、㉔「さて、身近な森を守るには」で述べることにしましょう。

2 親と子の目から森を見る↳子育ての視点から、居住環境として森を見る↳

本章―1「森のはたらき」では、森に対して地域社会がその保全責任を負うべき部分があることを述べましたが、地域の森に対してそのような係わりを持っているケースは、ほとんど例がありません。

㉕「さあ、みんなの森をつくろう」において紹介する愛知県春日井市の高森山の森づくりのように付近の団地住民の手によって行われた例はありますが、むしろ例外といわなければなりません。それは、これまで身近な森が、居住環境としてはあまりメリットのない存在であり、むしろ生活基盤の未整備の象徴としてマイナスイメージがあったため、周辺の人々があまり関心を持たなかったことを考えれば、当然の結果であったわけです。

しかし、都市化の進展によって、緑が希少化するとともに、必ずしも森の存在と生活基盤の未整備が一致しないことがわかってくると、アメニティを考える上で身近な森の価値が高まってくるようになります。ところが実際は、アンケートにも見られるように、緑一般に対する欲求が高まっているに

もかわらず、身近な森と住民との結びつきはまだまだ薄いのが現状です。それは、住民の求める緑としては、身近な森が応えていないことを示していると云えましょう。では、身近な森とはどのような森なのでしょうか。

まず、森林の大半が個人所有林ですし、しかも、所有規模が小さい上に、木材価格が低迷していることから、生産意欲は芳しくありません。結果的には資産として土地を所有しているというだけで、森の手入れはほとんどなされていないのが実態のようです。身近な森の多くは人工林または二次林であり、居住環境の一部としてみた場合、やはり手入れが必要な森であるといえるでしょう。現状では、一般に住民の利用は少なく、ゴミ捨て場になるなど、むしろ居住環境としてはマイナス視されがちです。一方、住民の緑に対する欲求は強く、身近な森の改善が必要となってきたわけです。

さて、ここで森を取り巻く社会の情勢に目を向けてみましょう。高度成長から低成長へと経済社会が移行するのにもない、賃金の伸びは鈍化しました。確かに今日、金余り現象があり、海外旅行をはじめとする高消費型のレジャー熱が高まっています。一方で住宅取得に要する費用は高騰しており日常的豊かさは必ずしも達成されてはいないというアンバランスな状況にあるわけです。

また、労働時間の短縮による余暇時間の増大に対しては、大型化するゴールデンウィークでサラリーマンが暇を持て余し、休日にまで出社するという新聞記事にもみられるように、余暇の使い方がまだ未成熟であることも言えます。レジャーやリゾートは自然度の高いものも含め需給ともに高まりつつありますが、高消費型レジャーと日常生活のギャップを埋めるものとして、非消費型レジャーの普及が今後の課題ともいえましよう。その中で、生活領域に隣接し、だれもが安価で利用できるう

るおいの場として、身近な森への期待は高まるでしょう。

さて、労働時間の短縮は、余暇ばかりでなく、他方で生活領域を重視する動向を生み出してきています。都市住民の郊外への移転は、主として地価の高騰により都心に住居を求められないという事情によるところが大きいのは事実でしょうが、通勤の利便性よりも良好な居住環境を求める全日制市民、すなわち主婦の目による選択があったのもまた確かです。特に身近な森の緑が居住環境の重要なファクターとして受けとめられていることは、緑を求めて都市から移転してきた住民が、新たな住宅開発によって身近な緑が失われていくことに対して困惑している姿からも想像できます。

では、居住環境としての身近な森は、具体的にはどのような場として求められているのでしょうか。もう一度振り返って、本章―1「森のはたらき」で述べた地域住民が受益するはたらきを見ますと、防風、防火、遮音、保健休養など、また宗教を介した地域コミュニケーションの場の提供などがありました。それから緑の存在自体が借景としての価値を持っているのも忘れることはできません。

しかし、ここでは子育ての場としての身近な緑の可能性に注目してみたいと思います。最近子供による残虐な事件が世間を驚かすことが多くなりましたが、このような現代の子供における病癖の原因のひとつとして、自我の形成期に自然とのふれあいの中で生命の尊さ、弱さを学ぶ機会を失ったことがあるのではないかと考えられます。

小さな音、かすかなにおい、さらには気配や沈黙に対する感受性の減退が憂慮される今日において、(注2)神戸市の北須磨(注2)小学校の教育実践は私たちに一つの方向性を与えてくれそうです。北須磨小では校内の自然林をそのまま生かし、森づくりの勤労体験や自然観察、森の中での給食などの自然体験を通

して、緑の大切さを体で覚え、いながらにして自然を守る心を育てています。

浜岡校長は、「緑を大切にしよう、と言ったことはありません。子供たちは、体で覚えていますから」と話しています。北須磨小学校のように自然に恵まれた学校は、例外のように思われるかも知れませんが、しかし、利用されずに放置されている身近な森を学校が所有者と契約をすることにより、北須磨小学校と同様の教育実践は可能なのではないかと考えます。このことにより、自然を守る心を育てるだけでなく、弱いものに対する思いやりの心を育てることができないではないでしょうか。

もうひとつ、子供の現代的病癖の原因に、あまりに危険から守られ過ぎた遊びの中で、危険の限度を学ぶ機会も失われてしまっていることもあるでしょう。遊びの中でヒヤリとしたり、ハツとしたりする経験を大人はあまりにも奪い過ぎてしまったのではないのでしょうか。ソ連のフィギュアスケートのチャンピオンがこう言ったそうです、「私たちにとって一番危険なことは転ぶことじゃない。転ぶことを怖がることだ」と。作家のC・W・ニコル氏は、これを引き合いに出して、「転ぶのは当たり前、だから転び方を覚えるんです。『転んだら怖い、怖い』と思うと大ケガする、それは自然が教えてくれる。転ぶ、びしょびしょになる。それが必要なんです」と語っています。

都市化の進展する現代において、子供たちが試行錯誤の中で危険の限度を学ぶ場が失われています。都会の危険は子供たちの背丈を越えてしまっていますが、身近な森は、子供がのびのびと遊びまわり、自然の中で危険と安全の境を学び、感受性を醸成する場としての可能性を持っています。ただ、そのためには身近な森が住民と断絶した状況下におかれたままではなく、住民に開かれたものにしていく必要があります。

目 知っていますか森を守り育てるしくみ

1 昔は

森を守り育てるしくみが制度的に確立したのは、江戸時代以降のことだと言われています。江戸時代以前には、このようなしくみがなかったわけではないのですが、それまでの人々は森からの恵みを一方的に享受していただけであって、特に守り育てる必要がなかったのです。

例えば、歴史をさかのぼって考えてみますと、古代縄文・弥生時代の人々は狩猟、採集の場として自由に野や山から恩恵を受け、木は、弓や矢、建物、丸木船の材料として利用されてきました。また、農業においては、矢板とか鋤や鍬などの柄として使われていたことが遺跡や多くの出土品から知ることができます。

奈良時代以降は、宮殿や寺院の建築用材のほか、た※たら製鉄など産業用燃料としての薪や木炭が大量に消費されました。そのために付近の森林が荒廃していった例も少なくありませんでした。

鎌倉幕府が開かれると、鎌倉や京都などの都市では木材の取引が盛んになり、材木座という木材の取引を行う人々が作った組合が生まれました。これは、今でも地名として鎌倉に残っています。東大寺が再建された鎌倉初期には、その用材を遠く周防の地まで求めたと言われています。

このように、時代とともに木材の需要は増え、森に対する依存度も高まりましたが、江戸時代に入るとこれまでのように一方的に森から恵みを受けることが難しくなってきました。

(1) 江戸時代における森林利用

ア 藩による支配

江戸の町が発展するにつれ木材の消費量は飛躍的に伸びていきました。それにともない、木材を主要な財源とした藩も多く、藩主が直轄支配する御林おぼやしや、御林のうち藩士や地元村民に預けた預林ばやし、村民が利用し管理する村持山むらもちやま、郷山ごうやま、個人が所持する抱山かかえやま、腰林こしぼやし、給人林きゆうにんばやしなどの山林制度が整備されました。

また、名古屋藩における木曾の五木（ヒノキ、サワラ、ネズコ、アスナロ、コウヤマキ）などの特定有用樹種については、禁木きんぼく又は留木とどめぎとして農民に対し伐採の制限を行い、またその違反者には厳しい罰則が科せられていました。

イ 入会利用の発展

三代将軍家光の頃になると幕藩体制が確立し、大名は、盛んに農民政策、土地政策を行い藩の財源を確保しようとなりました。

高い年貢にあえぐ農民は、土地の生産性を上げるため林内から草を刈り、水田に敷き入れたりして林野に対する依存度が高まりました。日常生活においても薪炭材の供給源として林野の利用が進みま

した。林野の需要が高まるにつれ農民の中には、われ先に収奪する者も現れ、林野の荒廃化が進みました。そして、林野の荒廃は、林産物としての肥料の確保の低下を招き、結局農民自身の首を絞めることになりました。

相対的な林野の不足と略奪的な林野からの採取、利用という背景の中で、農民は、林野利用につい

て共同体的支配を作り上げ慣習的な秩序のもとに形成される「入会慣行^{いりあい}」を生み出しました。

入会利用は、現在にも続く森林利用形態の一つですが、その性質はすべての人が共同で利用し、平等に利益を得ることにあります。また、永く利用を続けるために利用者全員が森林の荒廃を防ぎながら生産を続けるように、生産力を共同で管理する組織を作ることにあります。このために、一人当たりの草の採る量を定めたり、採取する期間を定めた「山仕法」という規定がありました。

ウ 人工植林の時代へ

元禄時代までは、自然林から有用な木を伐り出してそれを利用していました。全国的に森林資源の枯渇が進んでくると、藩では、伐採制限や植林を行って資源を確保しようとなりました。

植林は藩が直営によって行ったほか、藩の土地へ農民などが植林し、伐採までは植林者が育て、伐採時に藩と植林者が収益を分ける分益制林業の方法などがありました。

また、森林を荒らさないで永続的に薪炭用材を確保するための技術として、土佐藩では「番繰山^{ばんぐりやま}」という制度がありました。これは、伐採する木の樹齢にあわせて毎年計画的に順番に伐り、一巡した後には、最初に伐採した所の木が成長しているために再び伐採ができるというしくみです。

エ 保全林業の始まり

森林の持つはたらきに対する認識も高まりを見せ、十七世紀の初めには、「山を治めるは国の本なり」という言葉を残した岡山藩の熊沢了介（蕃山）のような政治家などがでてきました。

寛文六年（一六六六年）に幕府から出された「山川の掟」は、河川の上流域の森林の乱伐を戒め、開発を防ぎ、植林を勧めていました。これは我が国の保全林業の始まりと言われています。

オ 神奈川では

江戸時代、相模国をはじめとする江戸近国からは、江戸城へさまざまなものが上納されてきました。林産物として炭は主に山間部の村から納められ、江戸初期には、愛甲郡煤ヶ谷村、同郡三増、角田、田代、中荻野、下荻野などが役炭上納村として知られています。これらの生産は、「散在山」と称される入会地で行われていました。

そのほか、信仰心と結びついた形で森林が守られてきた例として、大山講の苗木代寄付などによる植林で大山が、杉の苗木の寄進で大雄山最乗寺があげられます。現在この大雄山の杉の林は、日本で代表的な人工林として引き継がれています。

(2) 明治以降

明治時代に民有地に地租を課す目的で、今まで所有者の決まっていなかった林野を官有、民有に分ける「山林原野官民有区分事業」が行われました。

現在の国有林は幕府、藩の直轄林である御林と、官民有区分によって官林に編入された森林を含めて作られたもので、明治三二年の国有林野法により管理体制が定められました。

公有林は、かつての村持山を主とするもので、市町村の基本財産林として造成、整備が進められました。

また、国有林、公有林とも未立木地解消を目的として人工植林が進められ、このため所有者を明確にする必要が生じ入会関係の整理が林政の重要施策となりました。

神奈川県において、この事業によって官林に編入されたのは旧小田原藩の御林、御留山が中心でし

たが、これらの官林は、明治二二年、皇室の財産の確立をはかるため、すべて御料林として編入されたことにより、第二次世界大戦が終わるまで県内に官林（国有林）は存在していませんでした。

2 今は

（1）山のみどり

戦中、戦後の木材の乱伐により、日本の山の荒廃は奥山にまで進みました。

昭和二五年の第一回「国土緑化大会」を契機に全国の造林熱は高まり、次々と植栽が進められてきました。

三〇年代後半、高度経済成長とともに木材の需要は増加し、奥山の森林の伐採と木材資源確保のため、拡大造林が進められました。それでも木材の供給が追いつかず木材価格の高騰を招きました。

しかし、三八年の木材の貿易自由化以降、安い外国材の輸入により国産材の価格が低迷し、また賃金の上昇もあって林業経営が悪化しました。このため人工林に手が入らなくなり、管理の放棄が問題になっていきます。

さらに、かつて薪炭用材の供給源として利用されてきた里山林が「エネルギー革命」により管理が行き届かなくなりその荒廃化が心配されています。

（2）都市のみどり

一方、三〇年代後半に始まった高度経済成長にともない、人口や産業が都市に集中し、大都市圏では、土地の投機的取引の増大とそれによる地価の高騰、乱開発による自然破壊が進み、都市のみどり

の減少が顕著になりました。このような背景のなかで、法制度のうえからも無秩序な開発を規制し、良好な環境を保全することの重要性が認識されるようになり、次々と森林保全に関する法律が制定されてきました。

このなかで主なものについて年を追って目を通してみましょう。

(3) 緑地保全に関する法制度

まず、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的とした「森林法」(昭和二六年)があり、保安林を指定することにより、都市及び周辺の森林を保全することが可能です。保安林は、森林のもつ機能により一七種類に分類できますが、都市においては環境を良くし、人間の健康を守る目的の保健保安林の重要性が高まっています。

次に、都市に公園を整備することを目的とした「都市公園法」(三一年)と、郷土の名木や樹林地を保存するための「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」(三七年)が制定されました。四〇年代になると都市化の波は都心から郊外へ、さらに周辺都市に広がっていきました。このような急激な都市化による乱開発に対し、自治体は「宅地開発指導要綱」を制定し、計画的な開発に誘導しようとなりました。

「首都圏近郊緑地保全法」(四一年)は、近郊整備地帯の無秩序な市街化を防止することを目的としたもので、これは我が国において初めて「地域制緑地」^{*}を法制度として採用したものです。

「都市計画法」(四三年)は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした法律です。緑地を保全するうえで市街化区域と市街化調整区域とに線引きを行い、市街化を抑制する区域を設け

ることによって樹林地の保存を図ることを可能としたものです。

「自然環境保全法」（四八年）は、原生状態の維持を目的とし、自然性の高い地域、学術的価値を有する自然物、脆弱かつ再生困難な自然物の保存のため、具体的な地域指定、施業規制などを定めています。

「都市緑地保全法」（四八年）は、現況の良好な自然的環境を保全するために緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある一定の行為を許可制にし、原則として現状変更を禁止するものです。

そして、国土の利用について公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土のバランスのとれた発展を図ることを基本理念とした「国土利用計画法」（四九年）が制定されています。

このような法制度と共に、都市計画中央審議会は、「都市において緑とオープンスペースを確保する方策としての緑のマスタープランのあり方についての答申」（五一年）を出しました。これによると、確保すべき緑地の目標水準を原則として市街化区域面積に対しておおむね三〇%以上とし、これにより都市において確保すべき緑地の目標水準が明らかにされました。

（4）神奈川県では

神奈川県におけるみどりは、丹沢、箱根を中心とする「山のみどり」と、県東部から中部に及ぶ平地丘陵地帯における「都市のみどり」に分類されます。

ア 山のみどり

古くから林業活動が行われてきた「山のみどり」を保全するため、県では「あすなる計画」を五六

年度から実施してきました。「あすなる計画」は、森林所有者を中心とした人たちと、県、市町村、森林組合などが一体となって地域林業を振興し、活力ある優良な森林の造成と公益的機能の増大を図ろうとするものです。

しかし、近年における都市住民の「みどりブーム」により森と都市住民との新しい関係が益々重要になっていくこと、また、木材需要の低迷、若年労働者の林業離れなどにより神奈川における「山のみどり」は適正な管理がなされない荒廃したみどりになる恐れがあること、などの理由により新たに「改定あすなる計画」（第二次）が六二年度からスタートするとともに、将来の森林のあり方を構築する「未来の森づくり事業」もあわせてスタートしました。

これは、神奈川の「山のみどり」を木材資源のみならず、水資源や環境資源とともに、レクリエーション活動にも対応しうる「二一世紀における望ましい森林」をつくることを目指したものです。

イ 都市のみどり

一方、多摩丘陵、相模原台地、三浦半島、相模平野などに広がる「都市のみどり」を保全する総合計画として「かながわ都市緑化計画（仮称）」が五八年一月に策定されました（五九年三月、みどりのまち・かながわ計画に改称）。この計画も「第二次新神奈川計画」の策定に合わせ改定を行い、施策の推進にあたっては、都市の三つのみどり（保全緑地・都市公園・公共用地の樹木）の倍増と、地域の特性を生かした身近なみどりづくり、かながわのナショナル・トラスト運動など県民と共同した多様な緑化の展開を最重点に位置付けており、「みどりと共生する人間都市かながわ」を目指したものです。

この中で、みどりを守り育てるシステムづくりとしては、緑地関係制度による地域指定を進めるこ

と、かながわわトラストみどり基金、市町村制度（市民の森・みどり基金）の活用による保全を行うことなどがあげられます。

このような行政が行う森林保全施策のほか、県企業庁や横浜市水道局では、上質な水を確保するために独自に水源涵養林の維持管理を行っています。

3 今森は

私たち研究チームでは、ヘリコプターを利用し、森林の現況を調査しました。上空から眺めた県土は、都市部における緑の少なさが目立ち、まとまった緑は平地にはほとんど見られず、宅地開発から免れた傾斜地に僅かに残されていた程度でした。

（1）山のみどり

外材輸入の自由化による国産材の価格の低迷、「エネルギー革命」による薪炭用材などの需要の激減、若年労働者の減少による林業労働者の高齢化などによって管理が放棄された「山のみどり」は荒廃化の恐れがあります。

さらに、[※]「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（昭和四一年）による[※]入会権の消滅と相続などによる山林保有の小規模分散化により、私有林の経営規模は縮小し、産業としては自立しにくい状況にあります。

（2）都市のみどり

本章―2「今は」であげたように、都市における自然環境を保全する法律は数多く制定されています。

しかし、これらの法律で身近にある森を保全していくことは大変難しいことです。というのも、身近な森というのは、都市の中にあつて環境財としては貴重なものですが、法律によって守られるみどりは、景観上、学術上極めて価値の高いもの、もしくは、ある程度規模の大きいものに限られているからなのです。

また、法律の対象となっている森も制度上絶対的に保全される保証はないのですし、なおさら、法律の対象から除外されている森は、それを必要とする住民の意識にかかわらず開発される可能性が高いのです。

国土利用計画法では、身近な森のありかたに対し個別特殊な土地利用の方法までは構想が及んでおらず、それぞれ個別の事情に委ねられているのが実情です。また、法が重複することによってその効果がはつきりしないものもあります。

例えば、都市計画法第八条によって都道府県の条例で都市の風致を維持するために必要な規制事項が定められ、風致地区に含まれる森林を伐採する場合にはこれらによらなければならぬとされています。しかし、現実にはこれらの法律規定は都市計画法による市街化区域、市街化調整区域の線引きが優先し、市街化調整区域内では制限が有効に働いてきますが、市街化区域内における制限は十分に働いていないのが現状です。

(3) 「実際」^{じやうさい}とは

研究チームでは、このように緑地保全の法の網がかかっているとしても、それぞれの目的によってバラバラに規制され総合的な緑地保全の実効性が乏しい部分、もしくは、これらの法規制の対象にならない空白部分を「行際」と呼び、この行際部分における緑の保全が一番重要なことだと考えました。

これら行際における「身近な森」は、林業経営を行うほどの面積もなく、環境財としての機能も特に優れたものではないのですが、都市の中にあつてはその存在そのものが都市住民にうるおいややすらぎを感じさせてくれます。

このような「身近な森」の経済的価値は、地代だけであり、多くの資産保有的な所有者は開発の機会を待っているのが実情です。

今私たちが保全しなくてはならないのはまさにこのような森だと考えます。

また、近年における土木技術の発達により、これまで開発が見合わされていた傾斜地に斜向マンションが建築されるなど、ますます「身近な森」は危険な状態にあります。さらに、大都市近郊の「身近な森」は、地価の高騰により土地の評価が上昇し、相続税の支払いのためにやむを得ず手放す状況があります。また、相続税対策として森林を農地に転換する現象も見受けられます。

これら身近な森をとりまく現状は、大変厳しいものがありますが、近年における「みどりブーム」により森に対する期待は高まりを見せ、住民みずからも積極的に参加し、みどりを守り育てて行くという動きも広がっています。

例えば、日本のナショナル・トラスト運動の第一号は、鎌倉の鶴岡八幡宮の裏山「御谷」おやつを宅地開発から守るために立ちあがった市民の運動です。昭和三九年にはじまったこの運動は、市民の間に大

きな反響を呼び、御谷のみどりを守るとともに、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(四一年)が制定される引き金になりました。

また、川崎市においては「自然環境の保全及び回復育成に関する条例」(四八年)が市民の直接請求の結果制定されています。

このことは、住民が自発的に身近な森を保全しようとする動きの現れではないでしょうか。研究チームが行ったアンケート(アンケート結果の概要は、≪「さあ、みんなの森をつくろう」で述べます。また、詳細は資料編に掲載してあります)の設問のQ8「この森を地域の住民で植樹や木の手入れを行おうという提案があつたら、あなたはどうしますか」という質問に対し「積極的に参加する」という回答が一番多いことでも明らかだと思います。



≪ いったい誰のものでしょうか、森は

1 県民共有の財産てなあに

(1) 所有者を超える森々なぜ森が守られるのでしょうか

どんな山奥の森や都市近郊の雑木林、あるいは都市の斜面林であっても、それぞれ法的には所有者がいます。木材を生産するため、また地価の上昇を目的とする投機的思惑で、あるいは、先祖から受け継いだという土地所有へのこだわりなどから森を所有しています。そのため、「1」森のはたらかしでも触れましたように森は各種の機能を有していますが、そこから生み出される財は、原則的には所有者のものであり、森に対して何らかの施策を行うに当たっても、所有者の意向は無視しえないものなのです。

しかしながら、森は生物にとって生命基盤であり、森の存在そのものが水資源のかん養、山地災害防止等の公益的機能を持っています。その結果として国民が各種の恩恵を受けているのは事実です。で、たんに森林所有者の意向に森の存続、伐採等を任すわけにはいきません。そのため、従来から大規模開発の場合の許可制度や、保安林における伐採制限というような私権の制限が行われてきました。このような、各種の施策、制度もあって森は守られてきたといえます。

さらに、最近の余暇時間の増大や都市的環境からの息抜きを求める動きのため、今後、都市住民から森の保健休養等の公益的機能に対する期待がますます大きくなっていくことが予想されます。そのため、なおのこと森の所有者のみに森の管理を任せるとはできなくなっています。

そして、その裏返しとして、住民にも森の管理について一定の社会的責任があると言われるように

なってきました。

平坦で開発されやすい都市近郊の身近な森の減少、希少化に対し、貴重な自然を守る「自然保護」的動機とは異なり、居住環境を守るという動機から、新たな保全運動がおきています。

特に、神奈川県の場合には、一般的には木材生産の場として、あるいは地価の上昇を期待しての有というような私的経済行為の対象としての森よりも、水資源のかん養、山地災害防止、保健休養等の外部^{*}経済効果を発揮する森の重要性が大きく認識されつつあります。そのため、所有者のある森だから、所有者に処分、管理を任せるというのではなく、県民全体の財産、言いかえるなら「県民共有の財産」という意識のもと、県民全体で森を保全していくことが求められているのです。

しかしながら、所有者は立木や土地に対して財産所有の意識しかなことが多く、一方で、県民は森にあまり関心を持たず、森の持つ公益的機能を意識することがほとんどありません。このように両者の意識には超えられないギャップがあり、森は「県民共有の財産」とはなっていません。

(2) 県民共有の財産とは為政者の言葉？

それでは、県民共有の財産とは一体どういうことなのでしょう。県民共有の財産とは、森の適正な管理という行政目的を達成するため、県が施策を展開していくうえでのキャッチフレーズなのです（第二次新神奈川計画——基本構想・基本計画三四ページなど）。これは長期的視点に立った為政者の言葉であり、行政側も森の管理の必要性を認識していることから用いられているのです。

しかし、明確な効用の有無、それに対する負担の有無という現実的で短期的視点に立ちがちな県民の大多数に対して、全ての森を、公益的機能という観点から県民共有の財産として、認識してもらう

ことは不可能でありますし、また県民もそのような意識は持っていません。まして、森の管理の負担を共有することを期待するのはなおのこと無理なことなのではないでしょうか。

つまり、広く県民が有形・無形の効用により恩恵を受けているという、受身的・消極的な意味合いだけでは、県民共有の財産という意識は生まれてきませんし、また不十分であるといえます。

(3) どうすれば共有財産となるのでしょうか

では、どうすれば県民共有の財産となるのでしょうか。それは、水資源のかん養、山地災害防止等の漠然とした公益的機能というマクロ的な面で森をとらえることから、県民共有の財産という考えは生まれてきません。むしろ、県民にとって身近な個々の森が、県民に直接に利用されることから生まれてくるのです。散歩やジョギングの場としての利用など森への立ち入りが自由に行われることによる、個人的でメンタルな面があつてはじめて県民共有の財産という意識が生まれてくるのです。

そのためには、森の所有者ばかりではなく、多くの人が森をどのように管理していくかを定める権利、決定過程に参加する権利を持たなければなりません。

つまり森の所有ということについては、固定資産の所有という狭い意味での所有ではなく、森の管理権という広い意味での所有という意識でとらえることが必要になってくるのです。また、それならば、県民共有の財産とするため県が固定資産を取得し、土地を公有化すべきであるという考えもあります。しかし、森の所有者に土地所有へのこだわりがあることや、県に財政的制約があることから、その考えは非現実的といえます。

本当の意味で県民共有の財産として認知されるためには、県民一人ひとりが持つ森への多彩で多様

な意向を高揚させる試みが必要となってくるのです。そのため、森とのふれあいをおして森に対する意識を醸成することが求められます。

それは森に自由に入り、ふれあうことによつてできることなのです。そのためには、県民が求めている身近な親しみやすい森をつくること、また森に実際にふれあい、森の良さを体感してもらうことが必要となってくるのです。県民に共有の財産という意識を定着させ、認識してもらうには、まず身近な森とふれあつてもらふこと、身近な森を育成してもらふことから始めなければならないのです。

2 受益者負担とはどういうこと

(1) 受益者負担論のおこり

最近、森の効用を数量化できるといふ前提に立つて、森の各種の公益的機能を貨幣に換算して、受益者負担という考えのもと都市住民等の受益者に森の管理費用の一部を負担してもらふべきだとする、受益者負担論の考えがおこつてきました。

伐採した木材を売却することにより森の管理費用が賄え、しかも利益が得られた昭和三〇年代までは、このような受益者負担の考えは表面化しませんでした。また、森林所有者や林業を主要産業とする山村地域の側にも森の公益的な機能を貨幣換算するという意識はありませんでした。

では、どのようにして受益者負担論がおこつてきたのでしょうか。それは近年の外国材の輸入の増大や木材需要の低迷により、林業経営が悪化してきたことを原因としているのです。しかも高度経済成長期に他産業との賃金格差を是正したため、森林管理費の大半を占める人件費が上昇したこと、そ

のことにより三〇年代に大量に行われた人工造林地の管理費が増大し、林業の経営環境が極度に悪化したことから、受益者に森の管理費用の一部の負担を求める受益者負担論が顕在化してきたのでした。

(2) 受益者負担論の台頭

水資源のかん養、洪水防止等の効用を得ている下流域の住民が、森の管理費用の一部を負担するのは当然であるとする受益者負担論の底流には、国の手厚い保護育成策がある農業に比べ、林業は冷遇されているという考えがあると言われています。確かに農業と林業の施策を見るとバランスを欠いている面は認められます。そのため、受益者である住民が負担するのではなく、行政施策で対応すべきであるとも主張されています。しかし、かりにその効用が主張のとおり全て認められるにしても、行政がそれに見合う費用の全額を負担することは、財政上からも当然不可能なことです。

ところが最近、多くは水不足を契機として、上流は水源確保、水質保全のため森の管理に努力しているのだから、下流もその費用の一部を負担するという事例が出てきています。県内の全市町村、企業等が出捐金、補助金を水源管理の財団に出し、財団が上流の森の管理費用の助成をする「(財)福岡県水源の森基金」や、流域の市町村や県が一体となって出捐し、水源林の造成事業や、地域振興対策に助成を行う愛知県の「(財)豊川水源基金」などです。

このような受益者負担論が国レベルで出てきたのが、[※]森林・河川緊急整備税でした。まず、昭和六一年度予算概算要求に当たり、河川環境対策の推進のため、建設省から[※]流水占用料の制度改正構想が提案されました。また林野庁からは、水源林整備のため水源税の新設が打ち出されました。この二つは、利水者、つまり最終的には住民からお金を徴収し、それで河川や水源林を整備しようとする

ものでした。しかし、この両構想は利水者側の反対にあったことと類似の構想であったことのために、共倒れとなってしまいました。

そこで六二年度予算の概算要求では、両構想を一本化した森林・河川緊急整備税の創設が両省庁から提案されました。しかし前年度と同様に利水者側は、水源林等の整備は一般財源で行うべきで、特定の利水者のみにその費用を負担させるべきではないとして反対し、結局予算配分の際に治山・治水事業に配慮することで新税の創設は見送られました。

この制度創設をめぐる動きが、森や水に対する人々の認識を深めさせたのは事実でした。しかし、事業量の確保の手段として税を創設しようとしたこと、また、それを実現するために受益者負担論を持ち出して特定の利水者のみに負担を課そうとしたことが、この新税創設の障害となったといえます。森や河川は国民にあまねく効用をもたらすものであり、森林や河川を整備するためには特定の利水者のみに負担を課すのではなく、従来どおり一般財源で対応することで決着がみられました。

(3) 受益者負担論の問題点

受益者負担とは、これまで述べましたように、効用を受ける側が効用を明確に意識し、その対価を負担するということです。しかし、いまだ森からの効用を人々は明確には意識していません。そのため、受益者負担ということで、森の管理費用を徴収していくことは時期尚早であるといえます。森の持つ効用を、人間すべて、ひいては生物すべてが享受しているのは確かですが、そのことを根拠として、現在の林業を取り巻く厳しい状況に対処するためや国土保全のために、「受益者負担」という形で費用の負担を打ち出すとするなら、一般の国民の理解は得られないでしょう。今でも納めた税金の

一部が森の整備に投入されているのです。それにもかかわらず、明確に受益を意識していないのに受益者負担ということで森林管理の費用を負担させられるとしたら、税金の二重取りと映ってしまいます。新税騒動の時にように大反対され、むしろ公益的機能論に対してマイナスの評価がされてしまうのではないのでしょうか。

あまねく各種の効用を生み出している森について、このような狭い意味での負担論が打ち出されてきたというのは、森の各種の機能が数量化されうることを前提としているのです。この考えを突き詰めていきますと、今日の科学技術の進展から考えれば、森の効用の大部分が何らかの方法により代替可能であるということになってしまいます。生命基盤である森の計り知れない価値が代替されると考えることは、本来ありえないことなのではないのでしょうか。

また、受益者負担論のような考え方ですと、森をそれぞれ単一の目的・効用から見ることになり、総体としての森を理解することができなくなってしまうことになります。森の存在を代替可能であると考え、単一の目的に合わない場合には、その結果として森を不必要なものとするということにもつながってしてしまうことになるのではないのでしょうか。

このような狭い受益者負担論にとらわれていたのでは、私たち研究チームの考える真の「県民共有の財産」という意識は生まれてきません。

(4) 受益者負担論の見直し

以上述べてきましたが、受益者負担論を展開するに当たっては、望ましい森林像の慎重な調整が必要です。受益を得ているから負担すべきであるとされている一般の人々の森林像は、景勝地の見るだ

けの、また自然度の高い森や、居住地付近の雑木林のような身近にあるごく普通の森です。このことは研究チームの実施したアンケート結果からも明らかです。一方、所有者側が望む森林像とは、手入れされ財価が高い森か宅地化など用途変更の可能な森です。行政側が望む森林像とは、経営面で問題なく災害の心配もない森です。このように受益者負担論を考える際には、各人各様の望ましい森林像があることに注意を払わなければならないと思います。そうでなければ、発言する人の立場で森の内容が異なり、受益者負担論の内容も異なってくることになるからです。

また、森について考えるには、従来のような林業を対象とした産業振興策のみを考えるのではなく、より一層都市との交流を進めていくための具体策を考えるべきです。なぜならば、森に対する都市住民の自然とのふれあいの場、憩いの場としての欲求は増加しており、森に親しむことにより、森に対する理解が深まり、ひいては受益を理解する契機ともなるからです。

それでは、森の管理に関する受益者負担論はどうあるべきなのでしょう。受益関係の不明確な対象への負担は人々に納得されませんので、むしろ受益の明らかな利用を作り出し、森全体への理解を深めることにより、公益的機能への理解を拡げるべきなのです。言いかえるなら、負担することが当然だ、ふさわしいと感じられるような森の新しい利用形態を考える必要が出てきているのです。

そこで研究チームは、このような森の利用を実現できるのは、一般県民と密接なかかわりのある、
目 3 「今、森は」で述べたような都市近郊の身近な森であると考えました。身近な森を舞台とした小さな実践の積み重ねが、森の管理に対する理解をひろめていくことにとって大きな契機となると思われるのです。

なお、このことについては「さて、身近な森を守るには」で詳しく述べることにします。

3 数字には「注意」ください

(1) 数量化の試み

今まで述べてきた受益者負担論の背景には、昭和四〇年代の後半から林野庁が中心となって進めてきた森の価値の数量化の試みがあったのです。しかし、当時はこのような考え方には学問的な承認は得られなかったのです。

ところが、最近また森の価値の数量化が試みられるようになってきました。特に、立正大学の福岡克也教授は、森の大切さを数量化によって強く主張されています。以下に福岡教授が主張される日本の森の価値の数量化について少し引用して(注3)みます。

森のたくさんある機能のうち、水を育て養う機能については、西暦二〇〇〇年に不足する水の量四〇〇億トン（国土庁推計）は小河内ダム二二五個分に当たりますが、その不足分は森の貯溜力で賄うことができるとしています。かりにダムを造ることにより対応するにしても適地が少なく、また土砂堆積も進むことから、ダムは森の能力のサポート役にとどまるとしています。

土砂を止める効果については、現在の森で五八億 m³あり、節約される土砂排除のコストは、一一兆四、〇〇〇億円もあるとしています。

水の流出調整による洪水防止の効果については、森が全くないと仮定した場合の河川の流量四、一〇〇億トンに比べ現実には一、九三三億トンに抑えていることから、非常に大きな効果を有してい

ると主張されています。また、一九八〇年から二〇〇〇年までの洪水被害額を予想すると、森が全くない場合の六三兆円に対し、森を現状どおり維持していくと一五兆円にとどまり、四八兆円の効果があるとしています。

酸素の供給については、毎年六、〇〇〇万トンを提供しており、工業的な価値に直すと八兆二、〇〇〇億円にもなるとしています。さらに世界全体では一、三七〇兆円にも及んでいると計算しています。また、一人年間一トン酸素を消費するとしたら日本全体では一億二、〇〇〇万トン消費することになり、日本の酸素収支は完全に赤字であり、過去の蓄積を消費していると主張しています。また世界の酸素供給の半分以上を占める熱帯雨林が急激に失われている状況から、森林の地球的規模の危機をも指摘しています。

森のこのような機能の一年間の価値は、日本全体で水資源のかん養―五兆一、〇〇〇億円、山地災害防止―一兆四、〇〇〇億円、洪水防止―三兆円、大気浄化―八兆二、〇〇〇億円にも及んでおり、その他に森の保健休養機能として九兆円、野生生物の生息で二兆円の価値があり、これらを加えて四〇兆円近くあると計算されています。素材収入一兆円と比較しても大変多いといえるでしょう。

また、福岡教授は一〇万haある本県の森の価値についても以下のように述べています。^(注4)水資源のかん養―七三〇億円、山地災害防止―一、〇四〇億円、洪水防止―八〇〇億円、大気浄化―一、五五〇億円、保健休養―八五〇億円、野生生物―三〇億円、計五、〇〇〇億円の価値があると計算しています。本県の林業粗生産額一八億円に比べ、その価値の大きいこと、また日本全国と比べても本県の森の価値が大きいことを述べています。

(2) 数量化の展開と限界

これまで、森の価値の数量化について福岡教授の考えを引用してきました。森の価値の大きいことについて理解されたことと思います。しかし、これはあくまで一般的な森から大雑把に導き出されたものであり、森の生理・生態、野生生物とのかかわり、土壌構造、地下水の流れなど、実際は森の場所、樹種、季節等によって価値は異なっており、学問的に確立されているわけではありません。

そのため、今後はコンピュータによる既存のデータの相関処理等により、データ精度が向上し、森の価値についてもより精度の高い数量化が進むものと思われます。また、最近本県では、森に対する住民意識の調査を行っています。そこでは自然科学的データとあわせて社会科学的データの数量化を全国に先駆けて進めており、森の価値を知るためその結果は大いに参考になると思われます。

(3) 数量化の落とし穴

森の価値の数量化は以上述べてきましたように、森に対する理解の助けとなってきましたが、反面、問題もあります。私たち人間は、数量化することは科学であり、数量化できないものはないと思っ
ています。しかし、そのように考えることを反省すべき時期にきているのではないのでしょうか。

なぜかといいますと、森の価値を数量化することによって、森の価値を万人に納得させることはできませんが、反面数量でしか理解しないことになり、森は数量化された価値の総体であるという、数量化でしか物を見ない偏った考えを持ってしまいがちになるからです。万人が望む森がわからなくなってしまうおそれがあるのです。

また、数値は見る人によって解釈が正反対になることもあります。例えば水資源のかん養の機能に

ついで、福岡教授は本県の1ha^(注5)当たりの森林の効用は年間七三万円であるとしています。七三万円にもなるのだから森は大事だ、残すべきだと考える人もいれば、七三万円にしかならないなら水資源のかん養の機能は小さいといえるのだから、森はなくなってもよいのではと考える人も出てくるのです。そのほかに、森の効用を数値だけでとらえていては、森がそこにあることにより得られる心の安定、景観、森とふれあうことから生まれる森林文化の形成等の非計量的な価値評価を十分に行うことはできません。そのようなこともあり、身近な森は大して価値がないということで、伐り開かれ緑を減少させてきたのです。また、経済財的価値で見れば、本県の林業粗生産額は年額一八億円にすぎません。その程度しかないのなら、他の県に森林林業は任せて、本県の森は他の用途に転用すべきだという考えも出てきますし、森に対する県民負担は一八億円に見合う額ぐらいでよいということにもなってしまうのです。

今まで述べたこととは別に、数量化がひとり歩きする問題もあります。例えば、西暦二〇〇〇年の日本の水需要は一、三〇〇億トンで、現在より四〇〇億トン多くなると予測されています。しかし今後の水需要の動向によってはそれほど増えないこともありえますし、また、本章の五五ページで述べたように森の管理によりその程度は賄えると福岡教授は示されていますが、小河内ダム級のダム二二五個分を造る論拠とされかねないのです。

(4) 数量化への批判

これまで森の価値を数量化することの利点と問題点について述べてきました。森の持っている価値の多様さと、簡単には判断できない複雑さがご理解いただけたと思います。この計り知れない効用を

持っている森の多重で多層な機能はいまだに十分には解明されていません。解明に向けて努力が払われていますが、「生物の母」である森の効用を、数量解析により解明することが果たしてよいことなのか。また、果たして可能なのでしょうか。自然はその都度変化しています。時々刻々変化する森を数量化することはできることなのでしょうか。

以上述べてきましたように、研究チームとしては、森の価値の数量化については、森の重要性を人々に認識させるという意義は認めつつも、疑問を呈さざるをえません。

(5) 数量化のまえに

それでは森の価値の数量化を行うまえに何が求められているのでしょうか。それは人々の森に対する意識を把握することだと思えます。森に対する個人の意識は、主としてその人の森に対する体験により方向づけられています。つまり、森に対する接触の度合いによって森に対する考え方が違ってくるといえることなのです。

このように、森に対する接触の度合いに基づく、個人の森に対する意識の把握が、森の価値の数量化以上に森のあり方を考えていくうえで重要な地位を占めているといえるのです。

△

あなたは森を愛していますか？愛されていますか？

1 今、すてきな森とは

(1) 美しいけれど身近ではない森

どこの森でも、さまざまな公益的役割を担っています。しかし、それらの森の中で、私たちが心からすてきだと感じられる森にはどんなものがあるのでしょうか。

例えば、上高地や尾瀬などの風光明媚な観光地にある森はどうでしょうか。確かにそのすばらしい景観は、私たちの心をひきつけてくれます。しかし、私たちがそこへ出掛けていくには、相当のお金や時間を費やすうえ、観光料金という割高なものがともないます。また、そうした所の森の多くは、生態的に貴重な自然として、人と直接的なかかわりを制限しています。

では、横浜市磯子区の根岸森林公園や中区の横浜公園などの都市公園の森はどうでしょうか。休日には親子連れで遊びに来たり、お年寄りが散歩したりする姿が見かけられます。しかし、あの整然と整備された状態を保っていくには、多額の費用が必要です。その上、そこでの市民の利用範囲は、林内への立ち入りや木登り禁止など、作り手側の意図の中での利用に限られがちです。

次に、南足柄の大雄山最乗寺や伊勢原の日向薬師などの社寺林はどうでしょうか。人工林の中にも、これらのように良く手入れのされた森や樹齢の高い巨木は、景観的にも、文化的にも優れた価値を持っています。しかし、それも土地所有者の意思いかんで、森は整備され、伐られてしまいます。また、本来市民が遊んだり、くつろいだりするためにつくられた森ではないので、市民にとっては見る対象としてだけ存在しているのです。

以上のように私たちがすてきと感じる森の多くは見た目には美しくとも、何かと規制が多く、市民が直接にふれあうという点では、期待に十分こたえていたとはいえません。

（２）開かれた森への期待

ところで私たちの身近なところにも森はあります。その多くは景観的に優れているわけではありませんし、経済的な利用も限られています。現状では、地域の借景、あるいはたんなる色としての価値があるにすぎません。しかも、その価値は絶対的なものではなく、ゴミ捨て場として、開発の残地として、人々に見捨てられている状態にあります。

では、身近な森は本当に不要なものなのでしょうか。実はこれらの森は、前述のようなすてきな森に勝るとも劣らぬ可能性を秘めているとは考えられないでしょうか。なぜなら、身近な森は何よりも生活に近接していること、そして住民にほとんど利用されていないことの裏返しとして、住民と土地所有者との合意次第では、地域ごとの多種多様な手作りの森に生まれ変わる可能性があるからです。つい最近まで、これらの森は生活用の燃料確保や子供たちの遊びの場として、生活するうえで利用されてきたものです。しかし、経済構造や生活様式が大きく変わった今日、かつての物質的な糧を得るためではなく、都市化社会では失われがちな精神的な糧のための利用が期待されます。

例えば□―２「親と子の目から森を見る」でも述べましたとおり、親と子にとっては「子育てのため」という古くて新しい価値を見い出すことができます。手頃な距離にある自然の中で、のびのびと遊び回ったり、生命の営みを肌で感じ取ったりする原体験を、地域の中でこそきちんと保証していくこと―それは、今の多くの大人たちも子供の頃、あずかってきた代々の恩恵であり、生活の知恵であ

ります。大人も子供もわいわい、がやがや楽しく森の手入れに参加し、人も森も共に育み合っている過程のすばらしさを発見できたらすてきです。

もう一つ、身近な森には市民と土地所有者との協働による手づくりの喜びがあります。何でも、お金さえ出せば手に入れられる昨今、既製のものより、人々の愛情がこめられているものに心惹かれます。ですから、できる範囲で森づくりに参加することにより、手づくりの素晴らしさを体感し、そこで得られた知識や技術がより人間的な活動の源として蓄積されていくのではないのでしょうか。

緑の大切さが問われ、都市と自然との共存が盛んに求められている現在、まちなかでは観葉植物やミニ菜園が人気を呼び、自然環境に関する出版物や講演会などが見受けられます。これらが、たんなる「みどりブーム」や「都会的ファッション」に終わることなく、生活の中に根づいたものとして、身近な森への関心を深めていくには、もう一段階何かが必要です。なぜならこれらの静的な知識としての自然把握では、おのずと限界があるからです。「体験に勝る教育はなし」とよくいわれます。身近な森は、四季折々の自然を日々の暮らしの中で体感する実体験の場として、住民に開かれさえすれば、観光地などの森に勝るとも劣らない森になるのです。自然は動的でしかも体感的な知識として各人の生活に取り込まれたとき、私たちは初めて森からの恩恵を必要なものとして認識できるのです。

2 森と私たちとの相思相愛の関係

(1) 問い直される森との付き合い

人は生態系の一員として生き、森との共存共栄の結果として森はさまざまな機能で私たちを守り、

育んできてくれました。人々は四季の恵みや災害をもたらす森に対し、畏敬や恐怖の念を抱き、その感性を信仰や物語、詩歌で表してきました。

例えば、足柄地方は、古代から万葉集に詠まれ、金太郎の伝説で語り継がれてきました。しかし、昨今の開発により、物語に登場した詩情豊かな森は面影をなくし、子供たちに森への恐れやあこがれを実感をもって伝えていくことが困難になりました。

また、科学技術は、大自然の猛威から人々を守り、自然から自立した社会への先導的な役割を担っています。反面、人の自然に対する畏敬の念を薄れさせてきました。

しかし人は、他の生物と同じように、森からの恩恵により生存し続けてきたのです。言いかえれば、森と人間は親と子の関係にあるわけで、親である森の存在が人間の生存の根拠となってきたのです。その森に対し子である人は、森の生産能力以上に収奪したり、文明社会の発展に邪魔なものとして森の破壊を繰り返してきました。

森は、今後とも生あるものの基盤であり、他に代替することのできない、人間にとり必要不可欠なものです。今のような人間側の謙虚さを欠く行為が続けば、親の厳しいおしおきを受けることは、古来からの歴史が示しているとおりです。

私たちは古来から木の文化をつくりだし、森との親密な関係を保ってきました。ここで開発の波との攻めぎ合いの中で、疎遠とならないようにしたいものです。もはや一方的な脛かじりはやめ、改めて森から受け継いできた恩恵を次代へ伝えていけるような一人前の付き合い方を問い直してみる必要があるのではないのでしょうか。

(2) いきいきとしたそのままの森を愛してください

ところで付き合いたいものを楽しく長続きさせるには、相手のいやな面もお互いに受け入れていくことが必要です。それは森との付き合いにおいても同じです。私たちは便利な物質文明を享受するあまり、森に対してもその快適な面のみ手軽に求めようとしがちです。そして落ち葉や虫など森の本質的な一面が、自分たちに迷惑な点、不便な点として少しでも直接に降りかかるものなら、森そのものまでも、邪魔物扱いしてきました。いつてみれば、虫けらに生命の尊さを知り、舞い散る落ち葉に哀愁を感じるような森を身近に残しておくこと……。

そんなことにこだわっている、目まぐるしく変わる競争社会ではそれこそ食べてはいけないということなのでしょう。その揚句、今まで人は母なる大地を次々とコンクリートジャングルに作り変え、あくなき利益を追い求めてきました。しかし、人工物は所詮万能ではありません。何よりも、人間性の疎外をもたらす象徴とも言える都会のコンクリート砂漠の中で、他人への思いやりや共同生活により培われる協調性が失われつつあります。

愛とは相思相愛が原則です。人がかつてのように生き生きとしたそのままの森を愛し、天与の五感をもって物質文明の利便性・簡便性第一主義を克服していかなければ、森への愛は人間側の浮かばれない片思いに終わってしまうでしょう。

私たちは森の恩恵を浪費的ではなく、再生可能な範囲で享受するにとどめるため、誰もが日常生活の一つひとつのあり方から点検していく態度が大切であり、それらを習慣付ける生き方を選びたいものです。それは同時に触まれた人間性の回復をもたらし、もう一つのライフスタイル―森との共存

へと導いていくのかもれません。

(3) 森との愛は距離の短い関係

お金と手間暇掛けなければ見に行けない深山の森。一方必ずしも風光明媚とはいえないけれども、地域にいながらにして四季折々の自然の移ろいを律儀に知らせてくれる身近な森。どちらもすてきな森です。

しかし日常、地域でより多くの人に、より公平にうるおいややすらぎをもたらしてくれ、またはその可能性を持っているのは身近な森の方です。

本来身近な森というものは、恵み多き博愛主義者なのです。

それなら私たちはもう少し気軽に身近な森と積極的に付き合ってみたらどうでしょうか。なにしろ現代の都市化社会では、木材や薪炭を通しての身近な森との物質的な係わりは薄れたとはいえ、休息や教育などの場としての精神的な係わりはますます重要視されてきているのです。それにもかかわらず、都市住民の森との精神的距離は遠い状態にあります。

付き合いというものは、深まれば深まるほど、お互いの秘められたすてきな面を泉のように引き出していくことができます。そのためには、私たちの生活の一部となるような身近な森との付き合いが、今必要なのです。間違ってもゴミ捨てや乱伐行為などの失礼な態度で接したり、失われつつある姿に無関心でいたりということは改めたいと思います。

3 身近な森の名を知っていますか？

(1) 生活に結び付いた名前

本章―2「森と私たちとの相思相愛の関係」で身近な森の可能性と地域の人々との新たな関係作りの大切さについて述べてきました。では実際に手始めとして各人が地域の身近な森に対して愛着を持つためにできることは何でしょうか。

それはまず相手の名前、すなわち私たちの周りの森の名を知ることからです。地域には昔の人たちの利用や生活に結びついた山や森の名前があり、今は姿形が消え失せていても、地名により往時が偲ばれることが数多くあります。

(2) 森の名前の復活

見知らぬ土地で、知らない人に自分のふるさとの話をする時、あるいは地図でふるさとを説明する時、何から話し、書くのでしょうか。

ふるさとを長く離れて、久しぶりに帰ってくると、最初に目に入ってくるのは山や川でありそれらを見ることでまずふるさとを感じる人が多いことでしょう。

大和市の上草柳は、引地川の水源である最北部の亀甲山より、この川に沿って草深く柳があつたことから由来します。

また、川崎市麻生区の柿生は柿の名産地でありました。

相模原市の大沼一帯は昔は水が乏しい不毛の地でした。江戸時代以降、地表付近の粘土層の上に溜まる雨水が用水として利用され、相模原台地の新田開発に大きく貢献してきました。人々は、水の神である弁天様を大沼神社の森に祭りました。今は宅地化で沼はほとんど埋められました。

そして、三浦半島の最高峰大楠山は、山頂に楠の老樹があつたことから名付けられました。

もしその時、ふるさとの景観が開発により全く変わってしまったら、覚えていた建物などが取り壊されていたりしたなら、その人にとってふるさとのなつかしさは、随分減ってしまうかも知れません。私たちの限られた人生の中で、不変で心の中にぬくもりを持ち続けるのがふるさとであり、その良きシンボルとして山や川などの自然の創造物が必要なのではないのでしょうか。

昨今、自治体の安易な地名変更が、地域住民の反対にあったり、地域の個性をなくしてしまうような地番的な地名に対し、慣れ親しんできた由緒ある旧地名に復活する運動が起きています。子供たちにとっても、地名を手掛かりにしたよりいきいきとした郷土学習の教材にもなります。

また、宗教と結び付いて守られてきた鎮守の森や名木といわれるものは、はたから見ると大したものではなさそうでも、その地域に暮らす人々には、地域社会の大切なシンボルとして守り育てられ、深い愛着を持たれています。

人々が山名や地名にいつまでも愛着を持つことは、ふるさと意識の高揚や世代の良好なつながりを育んでいくでしょう。そのことが、地域で心豊かな生活を築いていく一助にもなると思います。

(3) 名前あるもの同士の付き合い

都市の魅力として、近所付き合いや周りの目を気にせず、自由に気ままにいられること、匿名でいられることの気軽さがよく挙げられます。しかし、地域社会の中がお互いつながりの薄いバラバラの状態というのは、寂しいものです。現在、地域おこしの大切さが盛んに言われ、その根っことして人と人、人と自然との付き合いのありかたが見直されるようになってきました。

そこで、今のようなお互い名前も知らない程度の付き合いでは限界があることから、まず名前を知

ることから始めたいと思います。身近な森にも前項で述べたようなすてきな名前がきつとあるでしょう。もしまだ名前のない森なら、郷土史などを参考にしてその地域の個性を表すような名前をつけてみるのも良いかもしれません。

私たちが身近な森に親しむ第一歩として、森を名前で呼び、地域の大切な一員として森と付き合っていくことを大事にしたいものです。



Ⅵ さて、身近な森を守るには

1 なぜ、身近な森を守るのでしょうか

「身近な森を守る」……このことは私たち研究チームが「神奈川の森林」というテーマの研究をスタートさせるにあたって、神奈川の森林の「なに」を研究するのかという議論をした結果です。

神奈川の森林といっても、林業の対象となる森もありますし、西丹沢に残る原生林もあれば、住宅地に点在する里山や都市林もあります。

このように多様な顔を持つ神奈川の森林のどの部分を研究対象にするのか、あるいは、研究対象にできるのか、これが最初に直面した課題でした。

南雲秀次郎東京大学教授は、「森を見る目」には四つの立場があるということを述べています。(注6)

第一に、「木材業者の目」。……これは、森そのものよりは木に価値を見いだしています。

第二に、「土地開発業者の目」。……土地そのものの開発利益を求めています。

第三に、「農林家の目」。……木と土地が一体となって存続し続けることに価値を認めています。

第四に、「市民の目」。

私たちは、いってみれば、この「市民の目」にたって神奈川の森を見ることにしたわけです。人口急増地帯であり、都市開発圧力の波に洗われている神奈川において、「身近な森を守る」ことが研究のスタートであり同時にゴールでもあると考えています。

では、ここで、「なぜ、身近な森を守るのか」ということについての私たちの考え方を整理してみます。

第一に、身近な森を守ることが、即ち世界の森林を守るための第一歩になると考えるからです。

開発途上国においては、食料確保や輸出用一次産品の生産のため森の直接的破壊が進み、地球的規模での環境破壊へとつながっています。一方先進工業国では、経済活動の結果、環境破壊がおり森林破壊を引き起こしています。

資源の大量輸入・消費国である日本は、同時にさまざまな汚染物質を排出している国として、これらの二つのことがらに大きな責任があります。京浜工業地帯をかかえ、同時に七八〇万人の人口を擁し、将来も増えつづけていくことが予想されている神奈川は、このような日本の縮図であります。神奈川において、身近な森を守ることから出発することが、ひいては世界に対して負っている責任を果たす第一歩につながると考えました。

このような考え方は、昭和六三年版環境白書のなかにおいても展開されており、国民の一人ひとりが「地球人^(注7)としてのライフスタイル」を身につけることの大切さを強調しています。

第二に、身近な森の存在は、良好な生活環境の重要な要素であるからです。

□―2 「親と子の目から森を見る」のところでも述べましたように、社会構造が変化していくなかで、生活の質の向上が求められ、森の持つレクリエーション、健康、情操教育など、今までは森に對してあまり顧みられることがなかったさまざまなはたらきに期待がかけられており、地域に生活する人々がこのことに気づき始めてきています。

また、今後急速に進む社会構造の高齢化に地域社会が対応するため、高齢者の健康づくりの場として、地域社会に高齢者が生きていくためのゆとりをもたらしてくれるオアシスとして、身近な森はますます重要になっていくでしょう。同時に、豊富な知識と経験を生かし、身近な森を守り育てていく活動に参加していくことにより、高齢者の生きがいくりの場となっていくものと考えます。

第三に、都市周辺部に身近な森として存在している里山、つまり雑木林は、原生林とは異なっても自然豊かな森であることには違いはないからです。

守山 弘氏（農林水産省農業環境技術研究所植生動態研究室長）は、著書「自然を守るとはどういうことか」のなかで、豊富なフィールドワークによる研究に基づいて、次のように述べています。^{（注8）}

「焼畑農耕の場、あるいは薪炭や刈敷採集の場として、人の働きかけとわかちがたく結びついてきた雑木林は、里山林として『原風景』ともいうべきわが国独自の農耕風景を形成してきた。同時にそれは現在の照葉樹林帯がまだ落葉広葉樹林に覆われていた時代の生き残り（遺存種）であるカタクリ、カンアオイ、ミドリシジミ類、ギフチョウなどの植物、動物の生活の場でもあった。これらの遺存種

は照葉樹林では生き残ることはできず、照葉樹林の破壊後にそこに入り込んできたものでもない。その意味で、雑木林はたんなる照葉樹林の代償植生ではなく、古い時代の生物を温存する貴重な場であった」と述べ、「雑木林は照葉樹林と同等の価値があり、照葉樹林を保護するのと同等の力をいれて保護する必要がある」と主張しています。

第四に、現在身近な森のあるところは、多くが「行際部分」にあり行政施策にだけまかせていては森を残すことに限界があるからです。

「行際部分」と身近な森を守ろうとする市民の動きの芽生えについては、目―3「今森は」のところで述べましたとおりです。つまり、身近な森を残すということに対して、地域に生活する人々が主体的に取り組む必要が出てきているのです。

第五に、今ある森は最優先に残そうということです。

これが一番根底にあることです。都市化が高度に進んだ地域では、都市公園などというかたちで新たに緑をつくる必要でしょうが、都市周辺部においては里山として豊富な緑が残っているのですから、この身近な森をまず残していくことが大切です。植樹ではけっして自然とは代替できないのですから。

以上、身近な森を守る理由について述べてきましたが、次に身近な森を守ることにより得られるものについて考えてみます。

まず、身近な森を守るといふ活動をとおして得られるものについてです。これは身近な森を守るといふ活動に限られるものではないのですが、地域に生活する人々にコミュニティ意識が育まれることです。今まで地域に対してベッドタウン意識しかなかった特に新住民といわれる人々に、そこに生活する者としてのライフタウン意識が芽生えるきっかけになります。自分たちが暮らす地域の生活環境について関心を持ち、よりよいものにしていくために主体的に取り組もうとしていくきっかけになるのではないでしょうか。このことは、同時に身近な森を守るといふ活動、例えば草刈り、掃除やパトロールなどを実効あるものにするための担保となるものです。

次に、守られた森を利用することにより得られるものについてです。森が持っているさまざまなはたらきについては、□―1「森のはたらき」において述べましたが、ここでは身近な森と人との関係で考えてみましょう。私たち研究チームが実施しましたアンケートによりますと、「(身近な)森があつてよいと思う点」という質問に対しては、「身近に自然が感じられる」、「生活にやすらぎやうるおいを感じる」、「憩いの場である」、「子供の教育に役立つ」という回答が高率を示しています。

また、「今後の森の利用方面」についてのキーワードを尋ねる質問に対しては、「自然」及び「健康」が高い比率を占めています(詳しくは、資料編のアンケート結果をご覧ください)。

これらのことから推測されますように、例えば木材、薪炭、キノコ、薬草など物質的なものよりも、非物質的・精神的なものに対する期待が高まっているようです。

それは、心の健康であり、体の健康であるのです。例えば子供にとってみれば、身近な自然との原体験をつちかうことなのです。それは、ヒヤリハット体験をすることであり、手を手として、足を足として本来のすがたにかえって動かし、のびのび遊ぶことでもあります。

では、これまで述べましたように人が森にもっと近づいていく、つまり、身近に森を利用していくということをおして、身近な森に親しんでいくことができるようにするためにはどうしたらよいのでしょうか。ことについては、次の2のところでも少し詳しく考えてみましょう。

2 親しみのある森へ ー 親林性の創出 ー

本章―1「なぜ、身近な森を守るのでしょうか」で述べましたように、身近な森を守るということは、利用しながら守る、言いかえれば利用することと保存していくことの接点を求めていくことといえます。このことは、その成立の過程からいって、雑木林にとつては大変重要なことです。そして、結論からいいますと、この「利用しながら守る」ためのキーコンセプトとして、私たちは「親林性」を提案いたします。

では、「親林性」とはいったどのようなものなのでしょう。「親林性」とは文字どおり「林（森）に親しむ」ことです。では、「親しむ」とは？

親しむとは、たんに馴れ親しむことではありません。森（自然と言いかえることもできます）の持つ摂理を知り、その複雑さを学び、豊かさや恵みに感謝し、偉大な力を恐れる、そのような心を養うことです。そのために、まず身近な森に近づいていきましよう、というのが私たちの考え方です。

ここで、今では一般的に認められている「親水性」という考え方と比べることににより「親林性」の考え方を説明してみましよう。

以前、川は生活の場であり同時に遊びの場でもあるという具合に、日常生活と密接した存在でした。ここでは、水の事故もありましたし洪水などの水害もありましたが、人と川は緊張関係を保ちながら共存していました。その後、急激な都市化により川ぞいにも住宅が密集するようになり、生活雑排水などにより水は汚れて、川はその地域に生活する人々にとって価値のあるものでなくなったばかりでなく、浸水などを引き起こす脅威の存在だけになりました。

ここで、人は技術により川と人を隔絶することによって一面的な安全性と快適性を確保しましたが、川との付き合い方を忘れてしまう結果となりました。そして今、再び生活環境の重要な要素として川（水、水辺）の存在が見直され、新しい川との付き合い方が求められるようになり、そのキーワードとして「親水性」が提唱されたのでした。

このような考え方は、私たちが今問題にしている身近な森についても大変参考になるものです。今まで、身近な森は住む人にとってあまり価値のないものであり、反対にそこを開発することにより、都市的な居住環境の快適性を得てきました。かりに残っていたとしても、開発予定地として存在するだけであいかわらず何の価値も認められませんでした。そこで、私たちは豊かな生活環境の大切な装置として、身近な森の存在を見直すとともに、新たな付き合い方を探していくために「親林性」を提案するのです。つまり、「親林性」とは身近に存在する森を、地域で生活する人々にとってより価値あるものにしていくためのキーワードなのです。

ただし、ここで気をつけておくことがあります。それは、人にとってより価値のあるものにしていくといっても、その価値とは一面的・一時代的なものを指すのではない、ということです。現在まで、森は時代時代の社会的・経済的要請に応える形で、また、その時代の大きい声の方向に引っ張られるという形で、造られ壊されてきました。これからは、これらの反省にたつて、まず今残っている森は最優先に残す、ということが大切であり、そのための「親林性」でなければなりません。言いかえれば、「親林性」は、時代を超越したコンセプトなのです。

先に、森に親しむとは、たんに馴れ親しむことではなく、森のもつ摂理を知り、その複雑さを学び、豊かさや恵みに感謝し、偉大な力を恐れる、そのような心を養うことであると述べ、そのためのキーワードとして「親林性」というものを提案しました。ここで、例えば子供の立場にたつて「親林性」というのを考えてみましょう。今まで、大人は子供に対して「森に入ると危ない」という漠然とした考え（心配）から、子供を森から遠ざけてきました。また、そのことによつて子供も木登りをしたり木の実を食べたりして遊ぶことを知らないで育つてしまいました。要するに、雑木林が身近にありながら、そこには入れないと思ひ込んでしまつたのです。このような子供にとつて、森のもつさまざまな顔、豊かさ、楽しさ、怖さを体感するためには、まず森のなかで遊ぶことから始めるのがよいのではないのでしょうか。森のなかで怖さと緊張関係を保ちながら、既成の遊び道具のないところで無から有を作り出すように自由に遊ぶ。そこで、いろいろな生物の活動を学び、生命の尊さを知り、たまにヒヤリハット体験もする。このような雑木林は、子供にとって代えがたい大変な価値を持つものであり、かけがえのない存在なのです。このことが、子供にとっての「親林性」なのではないでし

ようか。

「親林性」の内容については、これといった固定的なものはありません。今まで述べましたように、生物の活動を学び、生命の尊さを知り、たまにヒヤリハット体験をするということは子供にとっての「親林性」でありますし、また本章―1「なぜ、身近な森を守るのでしょうか」のところで紹介しました私たち研究チームの実施したアンケート結果に現れましたように、身近な森に対して期待される心や体の健康、やすらぎなど非物質的・精神的な効用も「親林性」の具体的な内容のひとつの例ですが、そのすべてではありません。

「親林性」とは、身近な所にある森とその地域の人々とのかかわり方から個々に導き出されていくものなのですが、「親林性」を考えていくにあたって最低限、次のことが確保されている必要があるのではないのでしょうか。

第一に、何時でも森を利用できること。

例えば、一部の公園や遊園地などのように、利用時間が管理側の都合により制限されているようなものではないことです。

第二に、誰でも森を利用できること。

例えば、会員制スポーツクラブなどのように、利用できる人と利用できない人が完全に区別されているようなものではないことです。

第三に、何のためでも森を利用できること。

例えば、観光農園のように、利用する目的や方法などを極端に制限するようなものでないことです。以上の三つを私たちは【親林性の三要素】と呼びたいと思います。

もちろん、「何時でも、誰でも、何のためでも」といっても、森を傷つけたり他の利用者に迷惑をかけたりすることのないようにという最低限のマナーはありますが。

さて、次に「親林性」のある森をつくりだしていくための方策について私たちの考えを簡単に述べてみます。これは、「親林性」のある森をつくりだしていくための条件といえるかもしれません。

第一に、森の中に入ることができること。

これは、物理的に人が入れる状態をさします。例えば、有刺鉄線などで閉鎖されていないことです。

第二に、最低限の安全性が確保されていること。

親しむためには最低限の安全性が必要です。例えば、倒木の危険があったりしてはいけないということです。

第三に、森の中で活動するにあたって、ある程度の快適性が確保されていること。

これは、トイレの整備などの衛生面での配慮、表示板の整備などの利用面での利便性、森のなかを明るくし視野を確保することなどです。

第四に、多種多様な生物が生息していること。

森の先住の生物が豊かで生態系が尊重される状態であることです。例えば、都市公園にみられるように過去からの自然生態系を断ち切ったものではないといけないということです。

第五に、森の中でいろいろなことができる可能性があること。

森に対する法規制や所有者の意思などにより、森の中での活動が極端に制約されていないことです。以上の五つを「親林性の三要素」に対して【親林性の五条件】と呼んでみたいと思います。

なお、「親林性」のある森の具体的なイメージ、つまり「親林性の三要素」及び「親林性の五条件」

のより具体的なイメージについては、研究チームが実施したアンケートの調査地を舞台として㉓「さあ、みんなの森をつくろう」で述べることにします。

最後に、身近な森を誰がどのような方法で守っていくのかという問題、そして森に親しむということにより生じるさまざまな問題について、3で私たちの考え方を述べてみます。

3 みんなの森へ「現代版」いりあい「入会」の創造

(1) 個人から行政へ、そして地域への回帰

森を管理していく主体は、これまで、個人から行政へと移り変わってきました。

その背景としては、一つには、森林所有者が、森への手入れを行わなくなってきたことがあげられます。それは森を、経済活動という枠組でとらえてみれば、その評価が低下したことによりです。特に都市の身近な森においては、木材生産としての機能を失った時、森は森林所有者にとってはもはや自己の財産の一つの形態にしかすぎなくなりました。土地と立木からなる森も、換金可能な財としての土地のみが意識されることになったのです。

二つには、経済活動を超えた人間の生活環境という視点から、森の環境保全機能の評価が高まりつつあることです。そして、この環境保全機能を維持するために行政による管理の比率がふえてきているわけです。

しかしながら、身近な森についてみれば、環境保全機能を守るための行政の施策は、重複し、競合し、またある所ではほぼ空白となっています。これは、すでに㉔―3「今、森は」において行際とい

う考え方として説明してきましたが、この行政機能の狭間、つまり行政が施策のための価値を見出し得ない地帯Ⅱ総合的施策の空白地帯における新しい管理の担い手をどこに求めるか、また、その管理手法をどのように構築していくのが、今後、身近な森を保続していくために重要なことであると思います。研究チームは、その担い手は行政ではなく、地域にあると考えました。

(2) 「現代版【入会】」をつくらう

身近な森は、昔は、それを必要とし、利用していた人々によって守られていました。例えば、農用林野に代表されるように、生活に必要であった森は、村落共同体により『掟』を定め、共同利用・共同管理が行われてきました。これには、目―1「昔は」で説明しましたように入会（制度）と呼んでいました。

このように入会とは、生活に必要不可欠である森林資源を永続的に利用する方法であり、いわば人々は森を生活基盤として認識し、その価値を永く発揮できるよう森との付き合い方や利用方法を住民合意に基づきつくりあげたものです。この入会制度を一橋大学助教授の室田武氏は、「共同体内のエネルギー」と時間の更新性を保障する「優れたメカニズムと掟えなおしています」。

そこで、本章―2「親しみのある森へく親林性の創出く」で述べたような親林性という新たな価値をそなえた森についても、地域住民がこれを守っていくために今日的な『掟』を決めていかなければいけないのではないのでしょうか。そして、この『掟』は長期的に存続すべきものであり、各々の負担が最小限に保たれなければなりません。研究チームはこれを『現代版【入会】』と呼びこの理念によるシステムづくりを提言していきたいと思えます。

しかし、今日の身近な森には、土地所有者、住民、行政等の多層で、多重な集団の思惑があり、過去の「入会」をそのまま現代に復活させるのは不可能であることはいうまでもありません。

「現代版【入会】」の基本理念とは、森林総体を活用し心身の健康をめざすものであり、森を生活における精神の拠りどころとしていこうとするものです。そのキーコンセプトとしては既に述べてきたようにうるおい、健康、やすらぎなどを考えてます。

つまり、研究チームが提言する「現代版【入会】」とは一言でいえば、直接的利害関係にある住民と所有者による相互管理のことであり、それを地域住民でつくりあげる合意形成のキーは、うるおい、健康、やすらぎなど森からのメンタルな受益を定着させることだと考えています。

そして管理手法としては、共同管理、共同利用を原則とした「入会」を現代風にアレンジしたものです。これには、身近な森に好意をよせている人だけでなく、そうでない人も含めて考えなくてはなりません。

このシステムは身近な森の新たな価値づけにはじまって地域住民・所有者の合意形成、森づくり、管理および利用方法などの調整を包含したものなのです。

名称としては、もし入会という言葉に昔のつらい森林での作業、あるいは『掟』にまつわる暗いイメージがあるのなら、私たちの身近にある森、つまり住居に近接する森を愛する^{あい}という意味で「居林^{いり}愛^{あい}」と名付けてもよいのではないのでしょうか。

この「現代版【入会】」が都市化の進む神奈川に必要とされる理由は、良好な居住環境として、身近な森を保全するための手段としてだけでなく、親林性をつくりだしていくためでもあるのです。

(3) 整いつつある諸条件

森に関する行政に対する市民からの要望を、居住環境という視点で見れば、横浜市の市民要望をとりまとめた「昭和六一年度市民情報カード集計誌『声』」によると、「緑地保全」に関する市民の声は六五〇件です。これは総件数八、六〇九件の八％に当たり、ここ数年増加傾向にあります。これは川崎市の「川崎市民意識実態調査（昭和六三年九月）」においても同じような結果がみられます。

これらの背景として、横浜市の場合には、市緑政局の「第四次緑地環境診断調査」によると、緑地は六二年では五〇年にくらべ約二割にあたる、三、四七九haも減少していることがあげられます。そして、そのなかでも樹林地の減少は二、三六六haを占め、緑地の減った要因が主に樹林地を対象とした宅地開発にあったことをうかがわせていて、これらが市民の緑に関する要望となったものと考えられます。

それらの背景の一つとして、神奈川県全体の都市公園の面積が、六一年で県民一人当たり二・七六㎡であり、全国平均の四・九㎡に比べて低い水準にあるということが考えられます。

次に、生活のかなりの部分を占める余暇の利用ということから森林の利用を見てみましょう。余暇開発センターの六一年の調査では、森林浴や自然観察という森林に関する施設整備の需要は、大きいものがあるという結果がでています。

これは、五九年の横浜市中区の「ハロー横浜」区民祭りの際に「横浜いいじゃん会」が行った「してみたい遊びアンケート調査」でも「自然と遊ぶ」の分類が三五％を占め第一位となっていることからわかります。また、「してみたい遊び」の種類では、木登りが第二位となっているのです。

(注10)

このように、緑に対する要望と森林の余暇利用の可能性は大きく、これが身近な森に対してすぐにあてはまるわけではないにしても、その可能性もまた大きいのです。

加えて基本的な時代の流れとしては、人々の関心は「読んで知るもの」から「見て知るもの」に、さらには実際に「やって知るもの」へと変化しつつあります。カルチャー化といわれる現象を考えてみてもわかりますように、人々はもはや映像などの技術だけでは体感できない実感を求める時代になってきたことがあるといわれています。

さて、研究チームが行ったアンケート調査をはじめ各種の調査結果においても、地域住民の間に自主管理への合意形成の動きが芽生えつつあることがわかります。地域の住民の意識も、たんに行政に要求し依存する要求型から、自主的に、自前主義で地域の管理主体としてみずから行動し、体感していこうとするものに変化しつつあります。

これは「現代版【入会】」の芽生えといって良いのではないのでしょうか。Ⅲ「さあ、みんなの森をつくろう」で述べますが、全国の事例でもその動きが見られます。

(4) 横浜市民の森から考える

さて、身近な森の今後を考えるうえで、重要な要素である森林所有者の意向はどうなのでしょう。か。「横浜市民の森」が身近な森を守っていくための有効な施策として機能し、全国に波及していることはよく知られています。現在一七カ所、小さいものは二・三haから大きいものは八二・五haまで指定総面積三〇一・九haに及んでおり、また利用者の九割余が市内居住者と、横浜市民の生活にすっきり溶け込んでいるといえます。

この『市民の森』制度の考え方から、森林所有者をめぐる「現代版【入会】」の方向を探ってみたいと思います。

市民の森の概要は次のとおりです。市民の森制度は、森林所有者と市の双方にメリットがあつて実現したものです。森林所有者が林地を市民の森として提供し、市がこれを整備し、森林所有者には、固定資産税及び都市計画税の課税相当額、並びに利用による樹木及び隣接した農地の農作物などの被害額を勘案した額を、「市民の森奨励金」として交付します。

市民の森の管理については、森林所有者を中心とした「市民の森愛護会」が当たります。愛護会の構成はさまざまですが、市民の森が評価されるのは、まさに、市民参加により地域住民が、森の管理の一部を担っていることにあります。

しかし、税金相当分は市から補填されるとはいえ、森林所有者にとっては、土地を売却すれば得られる『みなし利益』が考慮されていない不満があるといわれています。また、利用者のマナーの低いことも不満の一つです。このマナーの問題を引き金として、「三保市民の森」が一時閉鎖に追い込まれたこともありました。

このような状況のもと、当初に比べ契約期間も短縮され、奨励金も増額されています。

また、現在の地価高騰による根強い宅地化の要請が将来の課題としてあります。そして、市街化区域内農地の宅地並み課税の動きは、営農家も多い市民の森の森林所有者に少なからぬ影響を与え、売却の動きにつながると思われます。このように、今後の市民の森をめぐる情勢は厳しいものがあるといえます。

次に、主要な問題点である、税金とマナーの問題から「現代版【入会】」の方向を少し考えてみたいと思います。

ア 税金について

市民の森の森林所有者の意識には、親から引き継いだ森をできることなら残したいということ、また所有権は手放したくはないが情勢が変化すれば処分する自由はもっていたいということがあるといわれています。このような所有者の意識と、身近な緑を求める市民・行政の考え方が一致したところで市民の森制度が存続しているといえます。ここで支払われる固定資産税など税額相当の奨励金というのは、森林所有者にとっては相当の魅力をもつものであり、研究チームが訪ねた「飯島市民の森」では、森林所有者の方の中でこの点を最大のメリットとしてあげられていた方がいました。

もう一つ、相続税という問題があります。相続に際して相続税の一部を相続財産である市民の森の一部を市に売却することによって支払ったという例もあつたのですが、この場合も、森林所有者の意識が市民の森の方を向いているかどうかにかかっています。

相続税については市民の森に限らず、身近な森が消滅していく大きな理由となっています。このような情勢を踏まえ、六三年度の自民党の税制大綱の中でも、森林の適正な評価に努めるよう特に注文がつけられて、国ではそのための実態調査をし、改善に努めています。

イ 人材づくり

マナーの低さは、利用者である地域住民自体が管理できるかという問題につながります。愛護会には地元のボーイスカウトが管理に加わるなどさまざまな事例が見られますが、中心メンバーは森林所

有者となっています。自分の森は自分の手で守りたいということと、地域の住民には森林管理の技術がないことなどが理由のようですが、森林所有者に何もかもまかせないで、地域住民の管理責任を明確にし、森の担い手を地域から育てていく方向が望ましい姿といえましょう。

「飯島市民の森愛護会」では年に一度、会員を主体として各地の参考となる事例の見学を実施しているそうです。これにより地域住民が、「飯島市民の森」のあるべき姿をそれぞれ考えるきっかけになればという狙いです。また、「獅子ヶ谷市民の森愛護会」でも森は守るだけではなく育てるものだという考えから年に一度、植物園など参考になるところを見学しています。

さて、「市民の森」では地域住民の意識を高めていくためにこのようなさまざまな試みを行っていますが、「横浜市民の森」だけではなく、県内の身近な森に対して地域住民の管理責任を求め、担い手を育てていくとしたら、何らかの心のつながりともいえる権利・義務関係が必要になるのではないのでしょうか。そのことが研究チームが提言する「現代版【入会】」なのです。

(5) 「現代版【入会】」のシステムとは

身近な森は多彩で、その利用方法もそれにとめない多様であるので、これではいけないというシステムはありません。地域ごと森ごとの「現代版【入会】」があることが望ましいのです。

このシステムに一番大切なことは、地域の声の吸い上げにあります。地域の声というのは森に対するさまざまな利用の希望だけではなく、森に対するいろいろな苦情もあります。

まず、森に価値を認める人が、目的に応じたさまざまなグループをつくり、それらの活動の積み重ねにより「現代版【入会】」を形作っていきます。

そのイメージを（図―1）に示してみました。炭焼きの会もそのひとつです。現に、各地でおこっている手製の炭焼き運動もあります。この炭を活性炭として身近な森にある水辺の水質浄化に用いることもできます。またキノコの会なども考えられます。地域の子供には身近な森の維持管理に協力してもらおう代わりに虫の里親券、木登り券などを発行してもよいのではないのでしょうか。身近な森のレクリエーション的利用としては学習林、体験林などがあると思います。

「現代版【入会】」のタイプによっては、構成員のニーズに応え、ある程度の運営資金を確保するためにも、身近な森をある程度区分してグループごとの専用の領域をつくるものもでてくるでしょう。ただし、この場合も「親林性の三要素」の確保のために希望者には必ずグループに参加する道が開けていることが大切です。

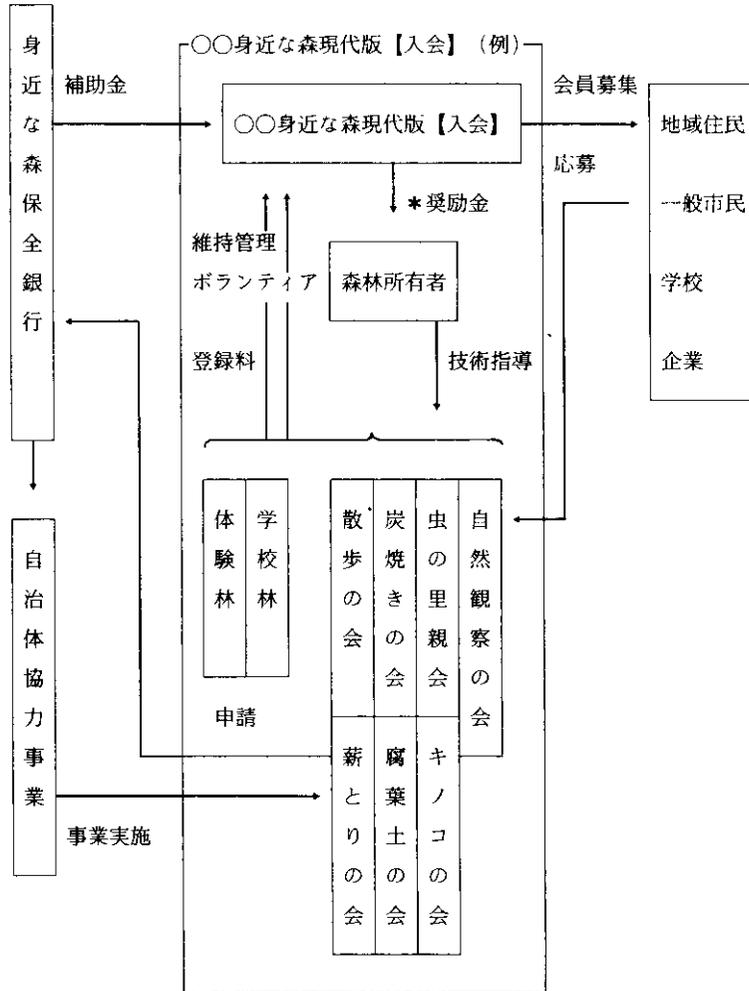
管理主体として、いろいろな利用者団体をお願いすることになります。また、地域の森を見守り育んでもらうため、地域の学校や自治会などの公的グループをお願いする方法もあるでしょう。それは地域にとってさまざまな形態をとって良いと思います。グリーンパトロールを設けて地域住民による指導を行うことも考えられます。

「身近な森現代版【入会】」が幾つかできたら、それらがネットワークを組んで、西ドイツにみられる『森林官』の神奈川版を設置するのもよいでしょう。

さて、「現代版【入会】」のメリット、デメリットを森林所有者、自治体、地域住民それぞれの立場からみて見ましょう。

図一 1 身近な森現代版【入会】の事業展開（例）

*奨励金—市民の森
制度に相当



森林所有者にとっては森林は保全され、税相当額の補填があります。また、「現代版【入会】」の構成員に対し、自分のもっている技術を指導することによっても地域に貢献することが出来ます。そして、森の提供や技術指導によりある程度の収益をあげる道も森によってはとることもできるでしょう。しかし、地域住民が多く参加することにより、森が地域の拠りどころとして生活に根づけば、容易に売却することができなくなることが考えられます。また地域住民との軋轢も生じることがあるかも知れません。行政としてはこのようなときのために、適正な価格で買い上げできる対応を考えておくことが必要かも知れません。

自治体にとっては、身近な森の保全が図れ、環境保全ができ、緑に対する行政需要に応えることが出来ます。しかし、地域ごと森ごとの多様なきめの細かい対応が必要となります。

地域住民にとっては、地元の身近な森が利用でき、精神的あるいは物質的な対価が得られます。しかし、その合意形成までさまざまな問題がおきると思われます。

また、利用に対しては、労力あるいは若干の金銭の対価が必要となります。地域によっては、昔の入会と同じく地域ぐるみの労力提供を行うように発展するところがあるかも知れません。しかし、これは作業をつうじて「森」を体感し、身近な森がもっている貴重な価値が徐々に理解できるといふことにもつながります。そして身近な森の管理主体に各々がなることにより、より良いコミュニティの形成につながるのではないのでしょうか。

(6) 「現代版【入会】」づくり

このシステムを実現していくためには、まず身近な森の地域における価値づけが第一であると思わ

れます。身近な森に対する潜在的な要望は大きく、諸条件はかなり整ってきていることは本章―3(3)「整いつつある諸条件」でみたとおりです。森林所有者に対する制度も「市民の森」制度をもう工夫できればさらに良くなるように思います。

問題は、放置されている森が地域住民や森林所有者に価値づけられる機会もなく消えていく可能性が大きいことなのです。そこで住民相互の、あるいは住民と所有者の意向を把握し、話し合いをする場、そしてコーディネーターとしての役割も果たす組織が求められています。それを研究チームは、「身近な森保全銀行」として提案したいと思います。

ア 身近な森保全銀行の役割

(ア) 目的

地域の人々の心身の健康に役立つ生活環境として身近な森を保全、創造し、その利用により地域コミュニティの形成を図ります。

(イ) 事業

a ストック事業

- ・ 身近な森自体の出資を、森林所有者、自治体から受け付けます。
- ・ 県民の身近な森の利用希望を把握します。
- ・ 身近な森の管理を進めるにあたり、必要な人材を登録します。
- ・ 企業の参加の可能性と、参加を希望する企業を把握します。

b コーディネート事業

・地域住民による身近な森の共同管理を実現していくうえでの、住民相互の合意づくりや、所有者との調整などを行います。

・「現代版【入会】」のふさわしいモデルを、現地調査と「保全銀行」のストックする人材データ、企業情報の検討により提示します。

c サポート事業

・県、県内市町村の補助金や、出資金の運用により、「現代版【入会】」の森林所有者に奨励金を出します。

・県協力事業申請の窓口となり、「身近な森現代版【入会】」の相談を受け、県と調整のうえ、県の協力事業の実施に協力します。

県内の市町村にも協力事業を行う自治体ができればその申請窓口ともなります。

(ウ)組織

県、県内市町村、民間企業、一般県民の出資による第三セクター方式を考えています。

イ 行政の役割

行政は「保全銀行」に補助金を支出し、また出資するほかに、「現代版【入会】」で管理されることが望ましい身近な森を出資し、「保全銀行」をとおして管理を地域にまかせます。また、行政の現場性をいかして、身近な森に関する各種情報を収集し、個人のプライバシーなどに抵触しない範囲で「保全銀行」に提供します。

もちろん、行政が身近な森を買い上げることができれば、身近な森の保全の基礎としてこれ以上確

実なものはありませんし、できうる限り進めるべきです。そして、これが地域の人々に広く利用されることが理想であり、地域の要望があるのならば、これを「保全銀行」に預けて、その管理には地域の人々による「現代版【入会】」があたる方法も検討してよいのではないかと思います。

それでは県行政の対応としてはどのようなことが考えられるでしょうか。

(ア) 身近な森保全銀行の設立の推進

「保全銀行」の設立を県民に呼び掛けるとともに、県内市町村、民間企業、一般県民からの出資を募ります。「保全銀行」は実際の「現代版【入会】」ができるまでのコーディネートを行うとともに、できたのちは、その身近な森が親林性をそなえ、このシステムが展開していくうえでの県協力事業の窓口となります。

(イ) 県協力事業の展開

身近な森のもつ多様な可能性をいかすために、関係の各部局は「現代版【入会】協力事業」を行い、「保全銀行」をとおして技術者、指導者の紹介、指導などを行います。協力事業は、多彩なメニューとときめ細かい対応が必要とされることはいまでもありません。

(ウ) 親林性創造事業

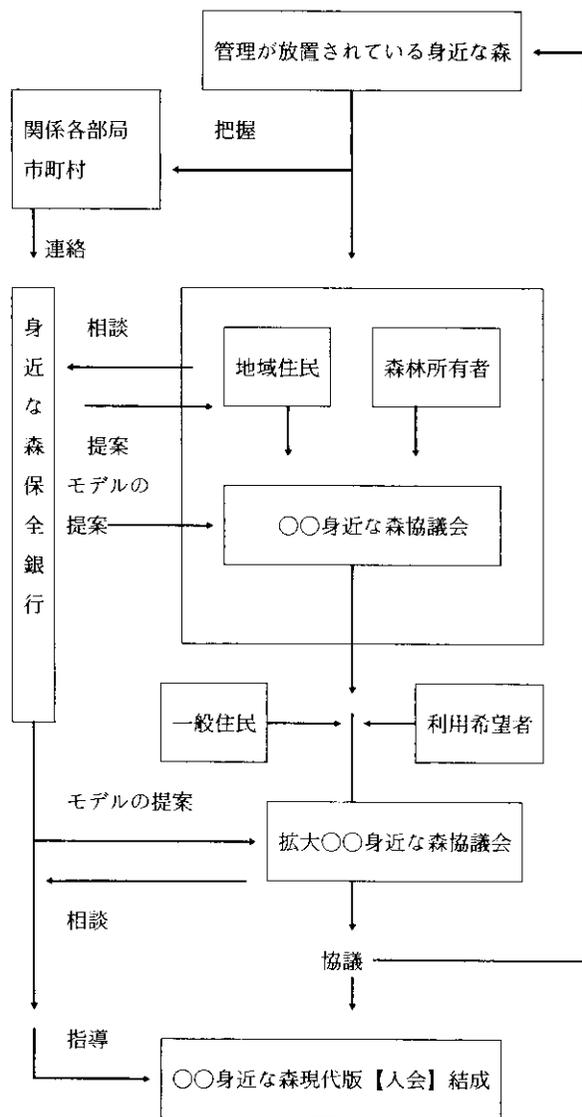
既存の森林が親林性をもてるように、整備を進めます。

ウ 「現代版【入会】」ができるまで (図―2 参照)

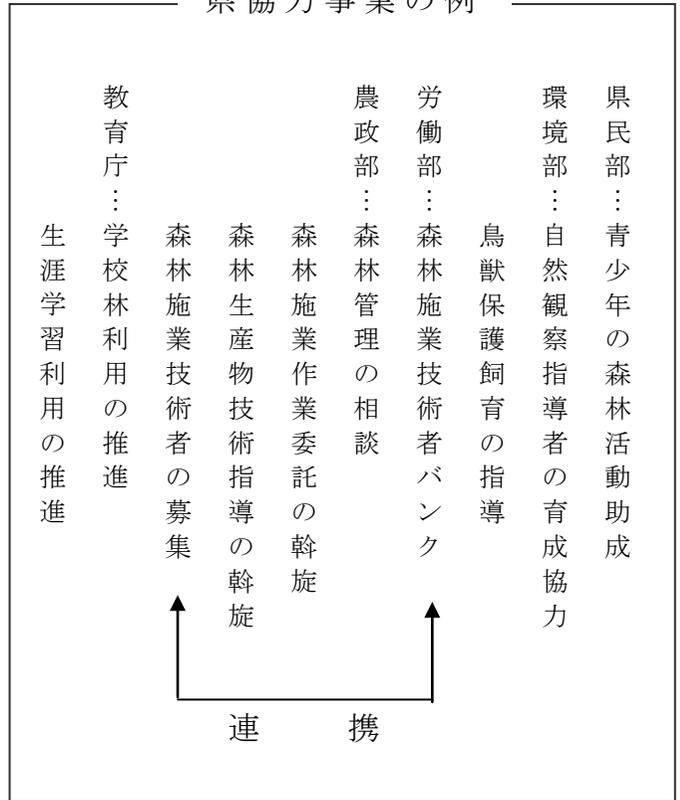
① 市町村あるいは県林務課など関係各部局からの連絡、あるいは森林所有者や地域住民から要望があった場合には、「保全銀行」は、調査を行い、話し合いの場をつくり、銀行がストックしている身近

す。
 な森の利用希望者、出資企業の参加の可能性などを検討してその森にふさわしいモデルを提示しま

図一 2 現代版【入会】ができるまで（例）



県協力事業の例



② 森林所有者および、住民代表は、「〇〇身近な森協議会」をつくり保全の方向について話し合います。
③ 利用希望者および、一般住民、あるいは民間企業を含めた「拡大〇〇身近な森協議会」をつくり、モデル案の検討、行政の協力などを検討します。

④ 「〇〇身近な森現代版【入会】」を設立します。

⑤ このシステムの事業展開についてはさまざまなものができると考えられますが、図―1をイメージとして示しておきますので参照してください。ほかに若干の例を資料編にあげておきます。

(7) 身近な森から始める「公共的な空間」の創造

いままで、研究チームは都市近郊林をめぐるいくつかの問題をみてきました。一つには、都市に残された身近な森には十分な保全策が取られているとはいえず、それは行政施策の総合化がなされていないということに問題があるということです。二つには神奈川のような都市型社会においては、人間の生存と生活にとって、都市近郊林のような二次的な自然が果たす役割は極めて大きいことです。このことは森に足を踏み入れて、体感してみても初めて分かるものなのです。

これらの問題を解決するためには、まず、身近な森の価値づけにより、地域住民にとってその保全が意義深いものと理解してもらうことが必要です。そのために研究チームは「親林性」の創造と「現代版【入会】」の創造を提言しました。地域住民の協働により、身近な森を中心とした公共的な空間をつくりあげるのであります。これにより生活・居住環境の保全を図り、地域管理主体としての自治型コミュニティの形成を図ります。

そして、このようにして育まれた身近な森を自分たちの公共的空間と認識する意識が、さらに奥山の森林へ対する理解、ひいては世界の森林に対する理解へと広がっていくのではないのでしょうか。

次に、この章でまとめてみた考え方について検討してみたいと思います。

Ⅷ さあ、みんなの森をつくろう

1 身近な森にしてみよう

(1) 疲れている現代人

リフレッシュ・マインド、この言葉の持つ意味を皆さんはどう感じられるでしょうか。

OA化等が進んだ現代社会において、移り変りの激しい社会構造や、対人関係に現代人が受けるストレスは非常に高くなっていると考えられます。このような状況を脱出すべく、週末には都会を離れてリゾート地へ行ったり、高いお金を払って会員制のフィットネスクラブなどへ行く人が多くなっています。

これは、仕事等からくるストレスを開放してくれる場所が、必要となってきたり、現れではないでしょうか。近くに散策ができるような雑木林や緑の道があれば、わざわざ時間とお金をかけて森林浴などに行く必要が少なくなると思います。

最近の子供たちにとっても同じことです。子供が泥だらけで帰ってきたり、虫を捕えてきたりすると、頭から「危ないから行ってはだめだ」とか「汚いから捨てなさい」とか言って怒る親が多くなっています。確かに怪我をしたりすることもありますが、危ないことは間違いないのですが、このままですと子供たちは、自然との付き合い方を知らないまま成長してしまいます。

昭和六三年六月、横浜市磯子区の小学生が「まむし」をビニールの袋に入れて学校に持ってきたため、級友が指を咬まれる事故がありました。幸い教師の気転で毒を吸い出したため大事には至りませ

んでしたが、このような例を見ても、大人も子供も自然を知らないまま育っているようですし、そのような環境をみずからつくっていると言えると思います。

このようなことから最近では、自然を守ろう、大切な緑を守ろう、野山を自然のまま保護しようとの運動が活発になっていきます。中には、森には人手を入れるべきではない、と話をされる方もいらっしゃいます。

自然林だけが守るべき森なのでしょうか。森（自然）というのは身近な所にあって、都市近郊林や里山にあるごく普通の森のように、子供にとっては自然と付き合える場所として、また大人にとっても散策などができる場所として、大切なのではないでしょうか。

確かに奥山の原生林を、大切に保全していく必要もありますが、身近な森を大切にしその価値を見いだすことにより、自然の恵みを知ることになると考えます。

(2) 住民意識をさぐる

ア アンケート地域の選定

私たちは、次の観点に立ち県内から適当な地域を選び、**△**「さて、身近な森を守るには」で述べたことをより具体的に考えることにしました。

まず、現在まで森への開発圧力に対し、各種の制度によりある程度保護の網がかぶせられており、また、利用についてある程度の合意形成がされている地域を考えました。なぜこのような地域を選定したのかといえますと、一つは、昔からある程度保全されてきた地域は、それなりに住民が森の存在を容認し、利用してきたと考えられるからです。二つとして、容認されるまでの過程が、あらたに森

の保全を考える地域にとって、何か参考となることがあるのではないか、ということ。

先に述べた地域とは反対に、著しく森を減少させた無秩序な開発をストップするため、急拠法の網をかぶせ保全に努めている地域、言いかえれば、開発圧力が非常に高く、すきあれば直ちに森が破壊されてしまい住宅地等に変貌してしまうような地域を考えました。

このような考えに基づき調査対象地区として次の二地域を選定しました。

第一の地域として大磯 高麗山こまやまの森を選びました。この山は古くから人々に親しまれ県民の多く方が知っていると考えられます。

第二の地域として相模原市大野台・大沼緑地（以後、大野台・大沼緑地と表現します）としました。この緑地は三〇年代からの宅地開発の波に洗われ辛じて残った緑地で、最近になりやっと整備され始めた地域で、まだ周辺住民の利用も少なく知名度も低いのではないかと考えられます。

それでは、この二つの地域の概略を紹介しましょう。

(ア) 大磯高麗山

高麗山は、神奈川県の中央よりやや西よりの相模湾に面した大磯丘陵の東端に位置し、花水川の沖積低地に接しています。

この山は東西に走る主稜により南北斜面に二分されており、東から東天照（一三五m）、大堂（一六七m）八俣山（一六〇m）、と連なり湘南平、鷹取山へと続いています。その南面は直接相模湾に接しているといっても過言ではなく、海拔〇メートルから約三〇度以上の急斜面で立ち上がっており、臨海性の温暖な気候に恵まれ、シイやタブなどを主体とした深緑の照葉樹林でおおわれた自然林となつ

ています。(写真―1)

一方、北面は古くから開発が進み薪炭林や農用林として利用がされ、その後、スギなどの植栽が行われてきましたが、三〇年頃から市街化の波がおしよせ、その進行速度は未だ衰えていません。(写真―2)

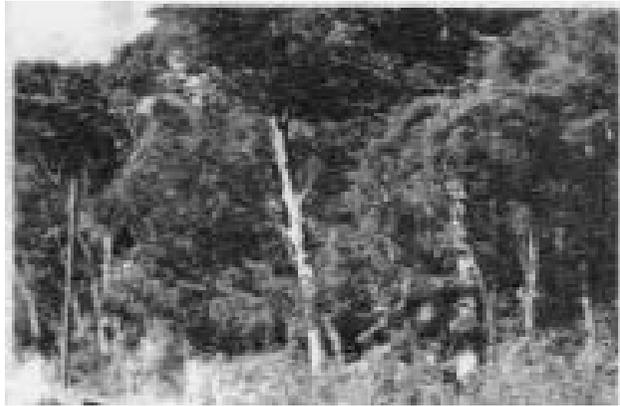
この山は、その特徴的な景観からも人々に親しまれ、古くは高来神社の社寺林として禁伐の政策がとられ、明治に入ると高麗御料地に編入され、その後、風致林兼航行目標林として保安林施策の対象となるとともに、考証林としての天然林に指定されました。

昭和一三年九月、本県に管理が移り県有林として管理されてきましたが、二一年、戦後の復興材として北斜面の東側の一部約二〇haが伐採され、南斜面の約二〇haが昔の面影を残すのみとなつていきます。現在では、この森を学術的に貴重な森として県の天然記念物として指定するとともに、県民に広く紹介するため、「高麗山県民の森」として整備しました。

林内には散策道が作られ、近隣住民や県民のレクリエーションの場として、また、「県立湘南青少年の家」を利用する研修団体の自然観察のフィールドや、同青少年の家が実施するウォークラリーのコースとして広く利用されています。

(イ) 大野台・大沼緑地

この緑地のある相模原市は都心から四〇キロ圏に位置し、北西から南東方向にかけて東京都町田市に、西側を相模川に接したほぼ平坦な台地にあり、以前には国木田独歩の「武蔵野」を彷彿とさせる雑木林や畑が広がっていた地域です。今でもこの緑地では、やや針葉樹の多い大沼地域に比べ、大野台



写真一 大磯高麗山の南面



写真二 市街化の進む大磯高麗山北面



写真三 住宅に囲まれた大野台大沼緑地

地域にこの面影がより強く残っています。

この相模原市を含めた周辺地域は、三〇年代中頃から内陸工業団地への工場の進出が目立ち始め、交通手段の整備が追い付かない程の人口流入が進み、雑木林や畑が急速に宅地化されていきました。ちなみに相模原市の六〇年度の林野面積は、三五年度に比べ六二%の減少となっています。

この緑地は、相模原市の中心部にあるJR横浜線相模原駅から南東方向約五km、小田急線相模大野駅から北西方向約三kmの位置にあります。緑地の周辺環境は北辺を国道一六号線、西側はゴルフ場、そして南東部は住宅地と接しています。現状を見ると道路や住宅が複雑に入り込んでおり、開発圧力が非常に高いことが感じられます。(写真―3)

行政の動きとしては、この緑地は、四〇年九月に都市緑地保全法による緑地保全地区に指定され、四六年四月にはほぼ重複して首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地保全地域として指定されました。これとは別に、四五年六月に市街化調整区域の区域とされる等、保全に向けて法的整備が進み始めました。

また、市としては、六三年三月に「みどりのまちづくり・さがみはらプラン」を作成し、「青空と緑にかこまれた住みよい相模原市」をめざして、残された自然環境を大切に守り、みどり豊かなうるおいのある生活環境づくりをスタートさせたところです。

そして、この計画を実施していく貴重な財源として、緑化推進のための「みどりのまちづくり基金」と、緑地取得のための「緑地保全基金」が設立されました。

イ アンケート調査の実施

私たちが選定したモデル地区の周辺に住んでいる人たちに、日頃から森林に対してどのような考えを持っているのか把握するためアンケート調査を実施しました。

サンプリング数は二地域とも一、〇〇〇人とし、サンプルの抽出方法は各地域とも五〇〇mメッシュの軸線を東西南北に設定し、軸線に対し原則として片側二五mの五〇m幅の区域とし、この範囲内に有る住宅や商店としました（サンプル選定の位置 ……資料編参照）。

各地域の回答数は、大磯高麗山では三五八人（男一九九人、女一五二人、不明七人）、大野台・大沼緑地では三一〇人（男一五五人、女一四五人、不明一〇人）となっています（アンケート調査の詳細は、資料編をご覧ください）。

ウ 調査結果の比較検討

次に調査結果から注目される点を、五八年に神奈川県民部が実施した、「みどりに対する県民意識」の調査結果と比較しながら考えてみます。

（ア）神奈川県民部の森林に期待するもの

「山崩れや洪水などの災害の防止」は、大磯地域で七割の人が期待しているのに対し、相模原地域では、四割弱となっています。「森林浴やレクリエーション」では、大磯地域で半数の人が期待しているのに対し、相模原地域では三分の二の人が期待しています。

「県民意識」の調査結果では、大磯地域と同じような傾向がでています。

両地域でこのような差がでてるのは、ここで「神奈川の森林」について尋ねているにもかかわらず、多少なりとも周辺の森の形状に影響されているからだと思われます。

(イ) 森の名称

森の名前を知らない人の割合は、両地域で二倍以上の開きがあります。これは居住年数の違いや地域のシンボルの存在としての山容の有無と関係があるといえ、大磯地域では、森があつて良いと思う点として地域のシンボルということ掲げている人が多くいます。

(ウ) 森に行く頻度

相模原地域では、各選択肢に対する回答率が同じぐらいで、行ったことがない人も一割近くいます。一方、大磯地域では月一・二回、年一・二回行く人を合せると七割にも達し、行ったことのない人は僅か二%となっています。

(エ) 目的

散歩に行く人が両地域とも過半数を占めています。相模原地域では「ハイキング」が極端に少数となつていますが、これは森の奥行のなさが影響しているものと推測されます。「健康保持」について年代別にみると、高齢者ほど比率が高く、七〇歳代では両地域とも約半数を占めています。

また、「子供と遊ぶ」目的の人は、三〇歳代で両地域とも四割以上となっています。

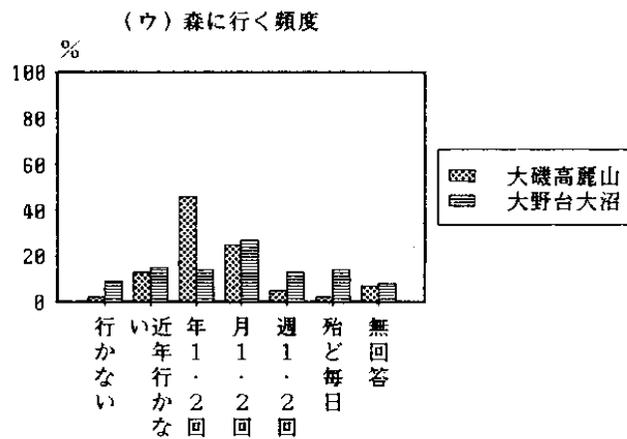
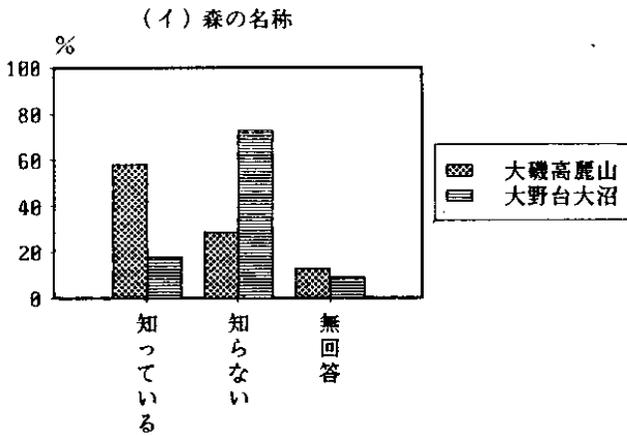
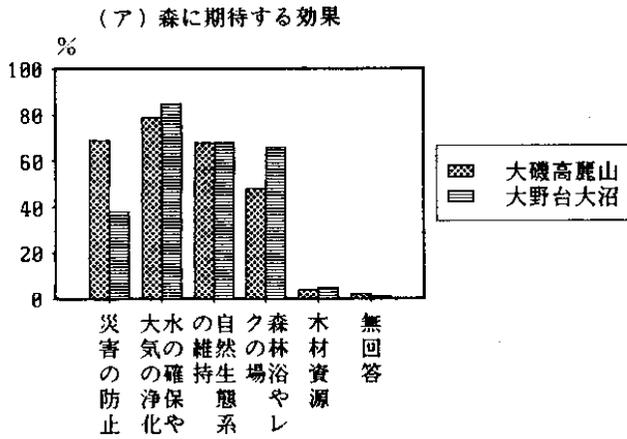
(オ) 誰と行きましたか

子供のいる三〇〜四〇歳代では家族で森へ行く世帯が両地域とも大半を占めます。一方、高齢者ほど一人で行く傾向がみられます。

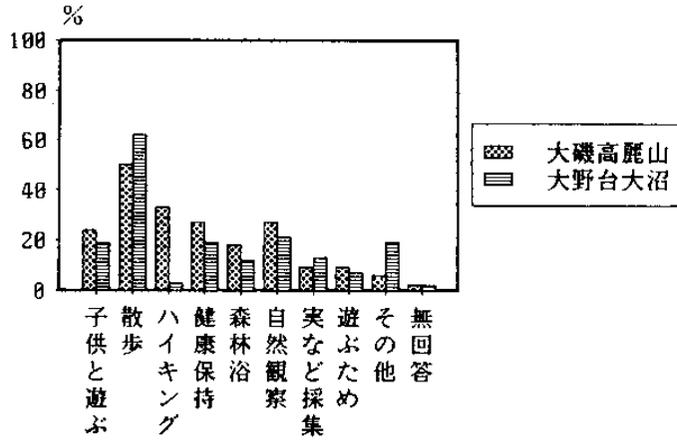
(カ) 森があつて良いと思う点

両地域とも「自然が身近に感じられる」が約八〇%と非常に高く、続いて「空気がきれいになる」、

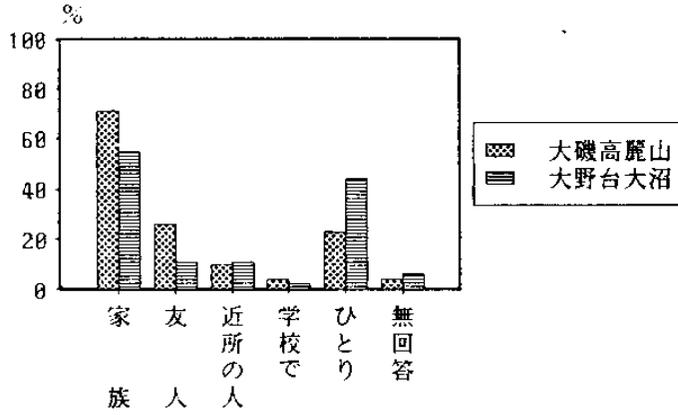
「生活にやすらぎやうるおいをあたえる」となっています。このなかで特に注目されることは、末の子供が一二歳未満の親は、森に対して子供の教育の場や遊びの場としての価値を高く評価していることとです。



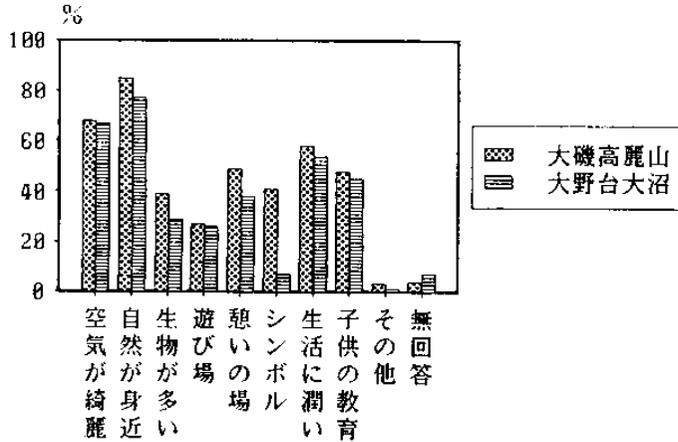
(エ) 目的



(オ) 誰と行きましたか



(カ) 森があって良いと思う点



(キ) 森があつて悪いと思う点

「防犯上問題がある」、「ゴミ捨場にされる」が両地域とも高く、続いて大磯地域では、その形状から「山崩れ等災害の危険が多い」となっており、相模原地域では、「親の目が行き届かない」と続きます。特に相模原地域において「ゴミ捨場にされる」の回答が七〇%と最も多いことは、早急な対策が必要であることがうかがえます。

(ク) 広場などの空間

満足に思う割合は、相模原地域は大磯地域の約半分の三割強で、空間のあり方について検討が必要です。

(ケ) 緑の量・木の種類

緑の量については、大磯地域で四分の三、相模原地域で三分の二の人が満足としています。しかし、その質について相模原地域をみますと、「実のなる木」、「紅葉する木」に関する不満の割合が、満足とする割合に接近しています。「花の咲く木」に関する不満の割合は四割以上もあり、満足の割合と大きな開きがあります。また、これら緑の質について大磯地域と比較すると、満足の割合が低くなっています。これらのことから高麗山に比べ大野台・大沼緑地の緑の質については、木の種類が単純で変化に乏しいことがうかがえます。

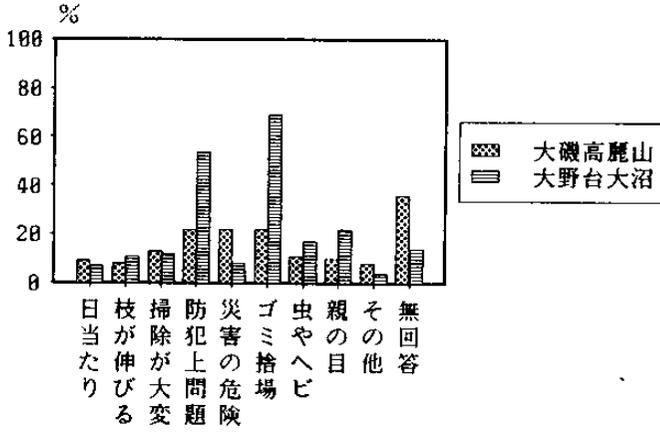
(コ) 樹木の手入れ

両地域とも満足とする人の割合は低く、相模原地域の手入れに関しては、半数の人が不満と感じています。これは、防犯上問題があるとする意識と結びついているのかもしれない。

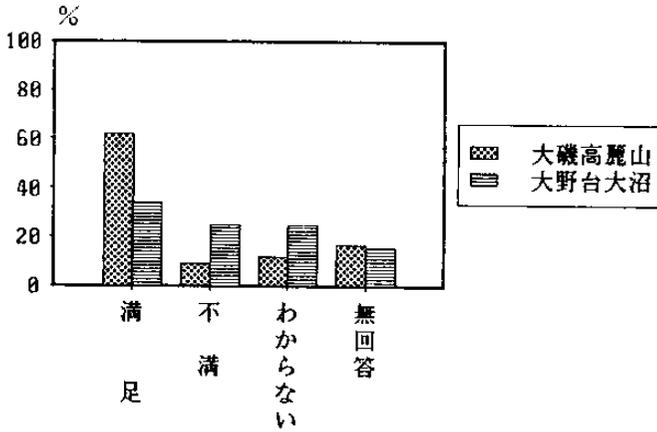
(サ) 施設の整備

両地域とも「わからない」、「無回答」を合わせると過半数を占めています。「高齢者の一人だけの散歩」や「子供と遊ぶ」が森に入る目的として多いことから、今後の整備を考える上での目安となるでしょう。

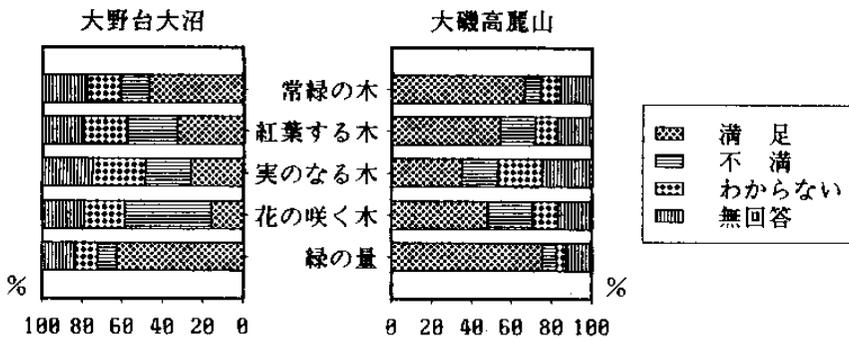
(キ) 森があって悪いと思う点



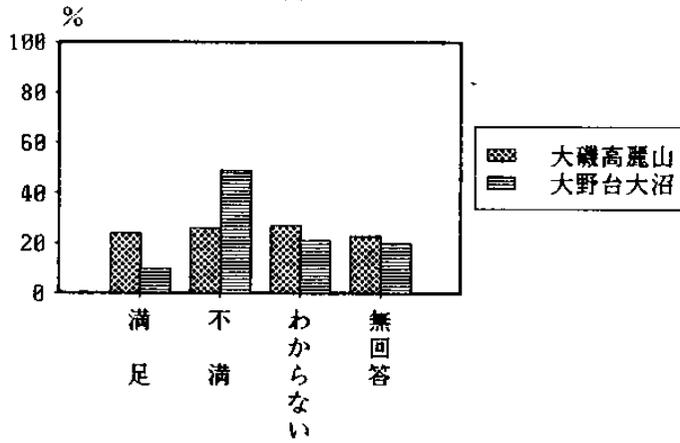
(ク) 広場等の空間



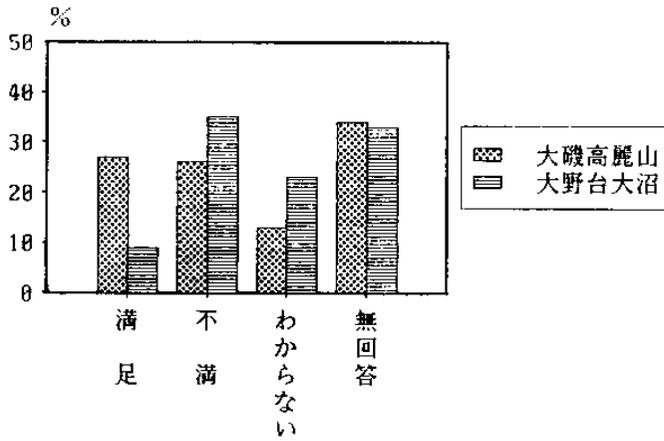
(ケ) 緑の量・木の種類



(コ) 樹木の手入れ



(サ) 施設の整備



(シ) 居住地域への愛着

「非常に愛着を感じる」人の割合は、大磯地域の方が二倍多く、「ある程度愛着を感じる」人の割合を加えても、大磯地域が高い割合を示しています。そして居住年数の長い人ほど、愛着の度合が高まる傾向が出ています。

(ス) 開発に対する考え方

「緑をなくす開発に反対」は両地域とも県民意識調査の二倍以上の高率を示し、「緑を残した調和のとれた開発を行うべき」までを含めると両地域とも九割以上となり、緑の必要性を強く認識しています。

(セ) 自主管理への対応

「反対である」と「任せておく」を合わせると両地域とも二割近くあるものの、「積極的に参加する」人の割合が両地域とも四割強と県民意識調査より一割程度高く、「参加者が多ければ自分も参加する」とした人も含めれば、両地域とも六割以上の人が肯定しています。

(ソ) 今後の森の利用方向

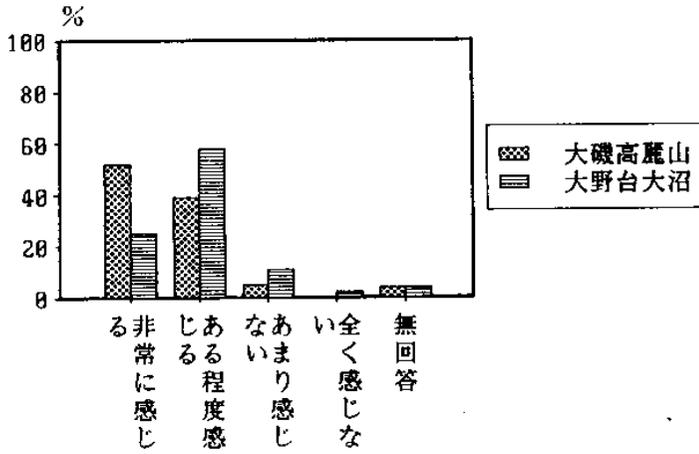
両地域とも「自然」のイメージを支持する人が過半数を占めており、(ス)で「緑をなくす開発に反対」が多いことがうなずけます。

(タ) 身近な森に対する意識

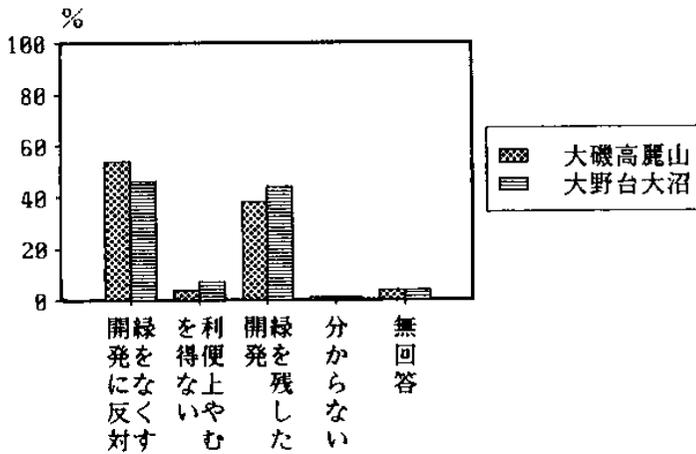
この調査結果を取りまとめますと、住民の意識は身近にあるこれらの森に対し、木材資源としてはほとんど期待しておらず、憩い、やすらぎ、うるおいなどの森とのふれあいでもたらされるもの、き

れいな空気や水などの森が存在することにより恒常的にもたらされるものへの期待が強いと言えます。森の利用目的としては、散策や子供の教育の場としてとらえています。そして、きっかけさえあれば、みずからも保全管理に参加したいと考えていることがうかがえます。

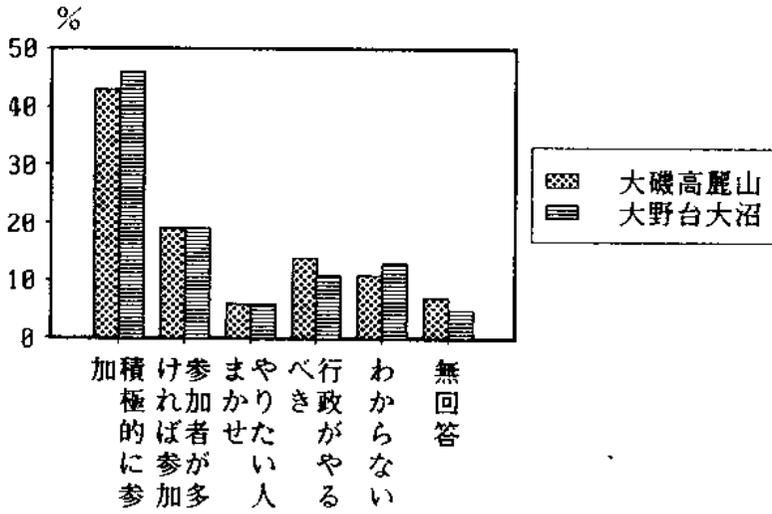
(シ) 居住地域への愛着度



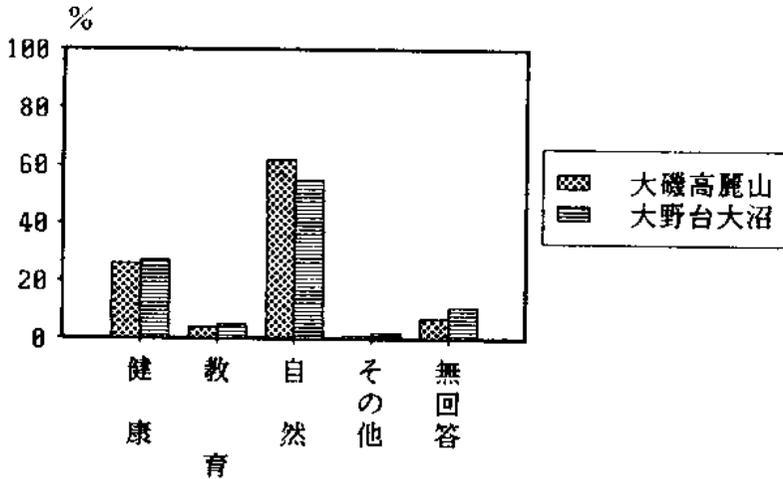
(ス) 開発に対する考え方



(セ) 自主管理への対応



(ソ) 今後の森の利用方向



(3) 森林所有者の意識をさぐる

ではもう一方の、都市化した中で森林を所有している人たちの意識について紹介します。一つは、横浜市港北区大倉山の斜面緑地の所有者八八人を対象に、「港北区の緑と水辺を考える会」が昭和五八年八月に調査を実施した (注二二) ものです。

全体の約六割は先祖代々の土地だから今まで保有してきたとしていますが、今後は「できるだけ持っていたい」と、「ずっと持っていたい」を合わせても全体の三分の一しかいません。逆に「事情が変れば処分する」とチャンス待ちが三割、「すぐにも処分したい」が二割もあります。

土地を所有していることで問題になることは、三分の一強の人が固定資産税・都市計画税が大変だとし、相続税に頭を痛めているのが三割弱に及びます。その他、率は高くないのですが、フジ・クズの除去などの維持管理、害虫・落葉などに対する周辺住民からの苦情や、人が入り込むことなどに悩んでいます。

緑地の保全対策については、行政側の買収を希望する者、所有者同士で保存協定を結ぶとか、自分で管理して行政からの優遇措置を期待する者が、それぞれ二割程度あります。そして、行政が借りることによる優遇処置を期待する者は三割に達しています。このように公的機関による買収よりも、所有権は手放さないで行政からの見返りを期待する傾向が強いといえます。

建築技術の進歩により、従来では建築が困難とされていた地形や地質の所にもマンションなどの建築が可能となり、また地価がここ一二年の間ますます高騰していることなどを考えると、森林所有者が土地を所有し続ける気持を持っていても、それを揺がす要因がこの調査時点に比べ、より一層大

きくなったといえます。

次に相模原市における状況です。現在、市内には六九一haの森林がありその内、市では八三箇所一四・五haを保存樹林地に指定し、固定資産税や都市計画税相当額の奨励金を所有者に交付しています。

しかし、所有者の中には、森林を管理するわけでもなく、森林を市に買い取ってもらいたくても、価格の面で折合いがつかず、やむなく放置状態で所有している人もいるのが現実だといえます。

このようにな状況で身近な森を守り、住民に開放された森づくりを進めていくためには、森林所有者対策を早急に立てる必要があると考えます。

(4) 三要素五条件をあてはめる

さて、Ⅲ―2 「親しみのある森へ」で私たちが提示した「親林性の三要素」と「親林性の五条件」をより具体的なイメージにするため、住民意識調査を実施した二つの地域にあてはめてみましょう。

親林性の三要素

* 何時でも森を利用できること

* 誰でも森を利用できること

* 何のためでも森を利用できること

親林性の五条件

◆ 森の中に入ることができること

◆ 最低限の安全性が確保されていること

◆ 森の中で活動するにあたって、ある程度の快適性が確保されていること

◆多種多様な生物が生息していること

◆森の中でいろいろなことができる可能性があること

まず、三要素ですが、これはどの要素も満たしていると考えられます。

次に五条件ですが、これは少々違ってきました。第一番目の「森の中に入る」ですが、これは植生保護のため一部に有刺鉄線が張ってありますし、それ以外の場所でもササヤブなどのために入ることができない所があります。しかし林内に散策のコースが多数あることによりおおむね良好と言えます。

第二番目ですが、これについては南面が急峻であること、また立ち枯れ状態の大木があることなどから早急に対策を立てる必要があります。

次に第三番目ですが、林内の所々に広場があり各コースと連絡しているため、ピクニックや散策などで休息を取るには十分ですが、場所によっては光が入らず暗いと感じられる所があり、可能な所では枝打ちや少しオープンスペースを広げるなど、周辺植生に影響を与えない程度の改善が必要と考えます。

第四番目の条件に入りますとこれはもう説明の必要がないくらいです。ここは県立湘南青少年の家で行う自然観察会や、ウォークラリーのコースとしても有名です。ちなみに数字をあげますと、植物については同青少年の家編集の「高麗山の植物目録」一九八七年版には、一一四科五五七種（変種等を含む）となっており、また、鳥類では神奈川県教育委員会が実施した「神奈川県天然記念物地域・

動物調査報告書」(一九八七年)によると、確認記録で一九科三九種とされ、渡りの時期を考慮すれば七〇〜八〇種が生息するとされています。

最後に第五番目の条件です。この地域はほぼ全体が大磯高麗山自然環境保全地域に指定され、保安林としても指定されています。特に南面の自然林は県天然記念物として保護されています。このため、誰でも勝手に手を入れることができないので、利用者みずからコースの補修や枝払いなどをすることができません。しかし、このような簡単な作業は、地元の自治会や利用率の高い団体に任せてはいかがでしょうか。こうすることにより地域の人々の望む森づくりに近づき、「現代版【入会】」の原型ができあがります。これにバードウォッチングや自然観察会などのグループが加われば充実したものになり、地域の良好なコミュニティづくりにつながると考えます。

イ 大野台・大沼緑地

これまでのところ、朝晩のジョギングや散歩、通勤通学経路の一部、それに子供の遊び場といった程度にしか利用されていませんが、三要素はほぼ満たされていると考えられます。

次に五条件ですが、第一番目については、アンケート調査結果で手入れ状況を不満とする割合が高いように、灌木やツル類が繁茂して入りにくい場所が目立ちます。散策路を設けるなどして、森の中にためらいなく入れるよう配慮が必要です。

第二番目については、アンケート調査結果で五割以上の人が防犯上問題があると指摘していることや、高齢者ほど一人で森に出かける傾向があることから、安全性の確保について配慮が必要です。

第三番目についてですが、林縁の所々にゴミや車が棄てられていたり、駐車場と化している状況も

あります。また、森への手入れ不足により、日中でも薄暗い所があり、全体として快適性は低いといえます。一方、旧畑地灌漑用地を利用した相模緑道緑地としての整備が進み、快適性の高い場所も見受けられます。

第四番目については、住宅が林縁に接近しているとはいえ、森が面的にある程度確保され、しかも人の出入りがしにくい森が多いことから、生物は多種多様に生息していると推測されます。しかし、緑の質については樹種が貧弱だとする不満の声が多いので、この点で生物相が制約されているかもしれません。

最後の第五番目については、ほんの一部分での限られた利用があるにすぎません。今後、地域住民と森林所有者が森の利用や管理について合意できれば、森の中でいろいろなことができる可能性は高いといえます。

実際、このような方向で整備され始めたのが大野台緑地です。個人・自治会・企業からなる「市民みどりのまちづくりを推進する会」が五九年一〇月に発足し、これが推進母体となって森の下草刈りや清掃を、恒例行事としています。

2 身近な森をつくろう

(1) 森林一〇〇年構想

六〇年六月、神奈川県において「財団法人みどりのまち・かながわ県民会議」が設立され、身近な緑地等を守り、つくる、かながわのナショナル・トラスト運動が始まりました。そして翌年四月には、

県条例による「かながわトラストみどり基金」が設置され、県と県民会議が推進する、かながわのナショナル・トラスト運動の推進体制が整いました。この運動は、神奈川の自然環境と歴史的環境を守り引き継いでいくため、緑地等の買入れや保存のための契約、緑化の推進等を行い、みどり豊かなかながわの創造に寄与しようとするものです。

また、「かながわ・くにづくり構想」に基づき、第二次新神奈川計画では、相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬貯水池（整備中）を「やまなみ五湖」と位置づけ、六三年七月、「やまなみ五湖ネットワーク構想」として発表し、自然環境を守りながら県民のレクリエーションの場として、整備充実することとなりました。ここには、人間性の回復や、都市と自然との交流・共鳴・共生などが基本として流れており、県民の森林浴場として位置付けています。

しかし、行政主導の活動では、地域が限定されたり、小回りがきかないなど、その活動にはおのずから限界があると考えられます。

身近な緑を守り育て、地域に親しまれ、開かれたものにするには、ただ利用するだけではなく、住民がみずからの手で計画し管理していくことが重要であり、「現代版【入会】」の柱であると考えます。

森をつくるということは、一〇〇年、二〇〇年の長い年月が必要であることを、皆さんは良くご承知だと思えます。この超長期の構想を世代を超えて引き継いでいくには、「現代版【入会】」の浸透と、人材の育成が不可欠といえます。

（2）森づくりの先進例

次に、他の県ではどのように施策の形成や活動を実施しているのか、今後の参考と考えられる例を紹介します

ア 兵庫県神戸市

まず最初は、神戸市の「グリーンこうべ作戦」です。神戸市は、人口一四三万人（昭和六三年三月末）で横浜市と並ぶ日本有数の貿易港を持つ港湾都市で、背後には七〇〇m台の六甲山系を控え、まさに海と山に挟まれた都市と言えます。例外に漏れず、神戸市においても都市化の波が押しよせ緑がどんどん減っていきました。それまで神戸市では明治三〇年代後半から市の裏山である六甲のハゲ山を緑豊かな山にするため、全市をあげて植栽にとりかかり、困難の末やっと現在の緑ある山とし、保全に努めてきました。

市当局は、市民からの「緑が必要である」との声をバックに、「グリーンこうべ作戦」と名付けた緑化運動を展開することにしました。この作戦の目的は、市域の七〇%を緑として保全するとともに、市街地の三〇%を緑化することであり、次の五本の柱で構成されています。

一・公園・街路の緑化をすすめる

「市街地の緑化」

二・美しい緑の山を守り育てる

「背山の緑化」

三・団地や公共施設を緑化する

「団地等の緑化」

四・埋立地や港湾施設を緑化する

「臨海地域の緑化」

五・市民のみなさんの協力による

「市民参加の緑化」

この中で特にユニークなのが五番目の柱「市民参加の緑化」で、この作戦を支えている大きな力といえます。

市民参加の実態としては、市民団体の管理組織があり、現在公園管理会が三〇八団体、街路樹管理会が二〇団体、そしてハイキングコース管理会が一五団体あり、これらの団体により神戸の緑が守られているのです。

快適な都市生活を送るためには、公園や身近な緑を育て守ることが、欠かすことのできない大切なことであることを、市民一人ひとりが十分認識しているからこそ、このような多数の団体がつくられ、進んで緑を守っていると考えます。

市当局としてはこの作戦に合わせ、毎年一〇〇万本の植栽を目標に緑化を推進し、昭和六一年三月末までに植えた樹木は一、三〇三万本にも達しています。また、市公園条例を制定し、緑を増やし育てるために各種の補助制度を設けたり、家庭で不用となった樹木を必要な市民に斡旋したり、市が直接買い取るか市の公園に植えるよう指導し、少しでも緑が減らないよう対策を構じています。

神戸市では五八年、「都市林『こうべの森』」と題して二一世紀の都市林を考える基本計画報告書を作成し、次のような考え方を明示しました。

緑地行政は「一〇〇年の計」と位置付け超長期の見通しと地道な努力があつて、初めて目に見える形で現れてくる。過去の実績の上に立って今後この努力を積み重ね、此の貴重な緑を後世に受け継いでいく義務と考えます。

イ 岐阜県土岐市

次に、神戸市と同様に行政主体でスタートを切った岐阜県土岐市の例を紹介します。土岐市も古くはハゲ山からの植林からスタートしており、神戸市と似たところがあります。

【土岐市の今の姿は緑に恵まれ、市民もその快適な環境を享受しているところである。しかし、永い歴史を有する陶業により、著しくその自然環境が破壊された経緯はいろいろな記録により明らかであり、またそのために、国、県、市がそれぞれの立場で永年にわたり多大の経費と労力を投入し、挙げて復旧に努力した結果、ようやく復元された環境であることを、忘れることはできない。】

この文章は「土岐市森林緑地整備計画策定業務報告書」の冒頭文の一部分です。いかに市当局が今まで苦勞しながら、緑を増やしていったかわかると思います。

土岐市は、岐阜県の南東部にあり愛知県にその一部を接している人口六万五千人、面積一一六km²の中小都市で、隣接する多治見市と並び美濃焼の主産地として有名です。そのため、古くから陶土をとるために山を削り、陶釜の燃料として樹木を伐採し、いたる所にハゲ山を作ってきましたが、冒頭文にもあるように行政の努力により、市の面積の七二％を緑豊かな森林に回復させたのです。

現在土岐市においては、交通機関の整備により名古屋への通勤圏になるとともに、隣接の多治見市などでは大規模な宅地開発が進行するなど、土岐市に対する開発圧力は高まる一方となっています。この現状を踏まえ市で「緑政計画」を立案するにあたり、市民へのアンケートを実施したところ、開発しながらも緑を残すべきとの結果が出ました。

そこで、六二年「森林緑地整備計画策定委員会」を設置し、積極的に緑を保全しながら、一〇〇年から二〇〇年先を見た土地利用について検討していくことになりました。

いまだ計画は立案中ではありますが、森林面積の七〇%を所有しており、みずからの手で緑を回復させた市は、環境財としての緑の必要性を強く感じ、これを守っていくこうとする姿勢を持っており、それに応えた答申が出るものと期待され、今後の推移が注目されます。

ウ 高森山の森づくり

次は前の二つとは異なり、地域住民がみずからの手で緑を復活させた好例として、愛知県春日井市高蔵寺ニュータウンの皆さんの活動を紹介します。

愛知県春日井市は、名古屋から中央西線の快速電車で三〇分程度のところにある人口一七万五千人程の中都市で、名古屋圏のベッドタウンとして昭和三〇年代中頃より開発が進み、現在においてもその進行速度は衰えていません。

市の中心より少し東へ行った所に住宅・都市整備公団が昭和三〇年代後半より、総面積八五〇ha、入居予定八万人という大規模な高蔵寺ニュータウンを造成しました。この団地の北東部にポツンと取り残されたようにあるのが、ここで紹介する面積一六・七haの高森山です。

この山は四〇年頃に山火事があり、樹木が焼失しただけでなく、その後表層土も流失してしまいました。また、周辺の山との距離があるために鳥類が木の実を運んでくることなく、ハゲ山同然となっていました。公団としては、見晴らしの良い山頂に展望台を作り、周辺道路を整備しグラウンドやテニスコートを配し、山全体を団地内の都市公園として整備する予定でした。

しかし、野山が削り取られ、宅地化されていくのを目のあたりにした団地住民たちは、「豊かな緑を復元して里山に育てよう」、「環境教育ができる自然公園にしよう」と公団の計画を大きく方向転換させる緑化運動をすすめたのです。

この運動のリーダーたちは、こうしてでてきた団地住民の声を集約するため、素案検討グループをつくり、具体化への第一歩として「高森山自然教育公園」の構想図を作成し、公団や市当局へ提示しました。

計画案を提示された公団や市は、従来からの都市公園づくりに、内部からも再検討すべきとの声があがったため、この計画に賛同し、推進することになりました。また、林業の専門家として名古屋営林局の協力も得られたことにより、この計画の歯車が回転することとなりました。

この計画と営林局のアドバイスにより、四七年の秋から子供たちの遠足や野外学習、家族のピクニック、お年寄の散歩等により一五〇kgのドングリを集め、最終的に使用可能となった八〇kgを頂上から一m間隔で肥料や土とともに植えていきました。

今日では、やや過密とは言えますが樹高が三〜五m程度に成長し、周辺からは地表が見えないほど繁茂する程になりました。

こうして緑が回復した高森山では、高森台小学校「緑の少年団」が緑に対するかかわり方の学習の手段の一つとして、毎月一回山の清掃を実施するとともに、P T A、老人会を中心とした「緑を育てる会」が毎秋一回清掃を実施し自分たちの森として管理を続けています。

(3) みんなの森をつくろう

私たちの周囲には、高度成長時代からの破壊から辛うじて残った都市近郊林や里山が多少なりともあり、各種の法制度や所有者の意思によりなんとか開発から逃れられてきました。

しかし、その大部分は私有地であり、管理が十分になされているとは言い難く、周辺住民が林内に入るのが困難となっています。㊦「さて、身近な森を守るには」で述べたようにこのような森を、行政がコーディネーターとなり、所有者と住民による「現代版【入会】」を組織し、親林性の有る森に再生していく必要があります。

また一方では、産業構造の変化により閉鎖や移転した工場跡地などの遊休地に着目し、失われた森を再生し生活環境を回復させることが求められるようになってきていますと考えます。

これまで私たちは、種々な角度から森林について論議し検討を重ね、㊦―3「みんなの森へ」において、身近な森を守り育てるためには、住民による「現代版【入会】」が必要であることを提言し、同時に三要素五条件から成る親林性を考え、森づくりの指針を示しました。

しかし、森をつくることは、その規模や期間から言っても、地域の住民だけでは不可能なことといえます。住民と住民の生活環境を守る行政の連係があって、初めて成し得ることといえます。

最後に、私たちが今まで述べてきたイメージの森を具体的に展開してみましよう。

これは空想のプランです。ただし、実際に作ることは可能です。例えば、行政が災害時の広域避難場所として検討する価値はあると思います。

まず場所です。県内いろいろな所が考えられますが、やはり子供が遊べる緑の少ない所からとなると、横浜市や川崎市の、京浜工業地帯の工場跡地などが思い浮びます。面積はできるだけ大きな所がベターといえ、大きい程いろいろなことができます。

そして最後に人です。どんな方法で人を集めるかはその時々で異なりますが、今回はこの森づくりに賛同してくれる人なら、どんな形の参加でも良いことにします。

行政もマスタープランづくりに参加してもらいますし、住民の緑を回復するために財政的負担をお願いすることとなります。

最初になにをつくるかと言うと、高さ二〇m程の山を二つ造ります。そして一つは明治神宮の森方式で森を造ります。この明治神宮の森は、国民がそれぞれ木を持ち寄り植えたものであり、あの素晴らしい森となったことは皆さんも良くご存じのことと思います。

もう一つの山は、本章―2(2)「森づくりの先進例」で紹介した、愛知県春日井市の、高森山方式の「ドングリからの森づくり」です。

山の周辺には多少の空間を取り、開放性のある広場を設け、所々に木蔭ができるような樹木を植えます。そして広場の周辺には、四季さまざまな変化を見せてくれる広葉樹を中心に、小鳥などの小動物のエサとして実がなる樹木を植えます。

一番外側には、火に強いと言われるサンゴジュなどの防火用樹木を植え、災害時には防火林となる

よう配置します。また、将来、渡り鳥が観察できるよう直径一〇〇m程の浅い池を設け、水辺にアシなどを植えておきます。

林内には、人がゆったりと歩けるように三〜四m巾の道をつくります。ただし、明確に道と林内を区別する必要はありません。

こうして森の準備ができたなら、最小限の管理をするためと、子供たちが、自分の手で植えた木や、ドングリから芽生えた苗木の成長を見守るための道を除き、自然が少しでも早く回復するよう最低五年間は人を入れないようにします。

そして忘れてならないのが災害対策です。この二つの山の下にはそれぞれ大型の貯水槽と食糧などを入れた備蓄倉庫を設け、この広場に人々が避難してきても、十分対処できるように考えておきます（図―1参照）。

（4）森人類の誕生

こうして自分たちの手で、木を植えドングリを植えたことにより、参加した人たちはより自然が身近に感じる事ができるようになると考えます。特に、子供は成長するにつれ、森林と付き合う方法を自然と身に付けていくことでしょう。これこそ、朝日新聞社編「シンポジウム・緑と生活」における基調報告で、山階鳥類研究所資料室長の柴田敏隆氏が述べている『欲しい発達段階に応じた森林体験』にあてはまると思います。

このように育った子供たちが将来大人になった時、初めて私たちが提案した「現代版【入会】」が完成し、真の意味での「森人類」が誕生すると考えます。

(5) サイレントパークとしないために

現代社会において多くの子供は、動物に全く触れることなく育っていると云えます。私たちが考えたこの「身近な森」を自由に観察できることが、何よりも大切なことなのです。

なぜか行政が、このような自称「自然公園」や「ふれあい公園」をつくると、道とか、池とかをガツチリと整備してしまい、そのうえ林内などは下草やヤブ等を全部刈り取ってしまうことが多いのです。これでは下草やヤブ等を必要とする昆虫、鳥類、そしてウサギ等の小動物は隠れることさえ出来ません。動物の生態を無視して人間がいくら放しても、巣をつくる事が出来ませんから、棲むことは不可能なのです。これでは、せっかくなつくつた森や公園は、小鳥のさえずりや小動物の鳴き声が聞かれない、サイレントパークとなってしまう。

そうならないためには、行政も都市公園や近郊林をつくる役割を担っていくうえで、従来の造園に詳しい人だけではなく、森や動植物などの自然の営みに詳しい人も配置し、未来の「森人類」が生まれるための環境づくりを、まず進めていく必要があるのではないのでしょうか。

森林 100 年構想プラン



明治神宮の森方式に
よる森林

ドングリからの森方式に
よる森林



火災に強い
常緑樹林帯



積雪倉庫

貯水場



一 1 8 P 齢級配置——林齢を五年ごとに総括したものを齢級といい、その量的、位置的配分状態を齢級配置という

二 26 P 保安林——森林の有する水資源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の機能を高度に發揮させるため、森林法に基づいて指定され特定の制限を課せられた森林で、全部で十七種類ある

26 P 航行目標保安林——主として漁船の航行目標として航行の安全を確保するため森林法に基づいて指定された森林

26 P 水源林——森林の持つ保水機能により、河川への流量を調節すること、洪水、濁水を緩和し、または各種用水を確保する機能を高度に發揮することを目的とする森林

30 P 酸性雨——大気汚染物質の硫酸化物や窒素酸化物が溶けた強酸性の雨。汚染された大気は風で運ばれ、発生源から遠く離れた所にも被害をもたらす

三 35 P たたら製鉄——耐火粘土で築造した炉に、良質の木炭と砂鉄を交互に装入し、ふいごで送風し強熱して溶練する極めて古くから行われた製鉄法。江戸時代に全盛期を迎えたが、幕末に洋式製鉄法が移植されるとともに衰微した

36 P 御林おはやし——藩主の直轄支配林で、御林帳というものがあり、御林の所在地、縦横の長さ、面積、樹種別、周囲長別に本数などが記載されている
御林の管理、監督の任にあたる山守、林守、山廻りと呼ばれる役が設けられ

ていた。村民の中から選ばれることも多く、役料として、下柴、下草などの採取を認めたり、帯刀を認めたりしていた

36 P 預林 あずけばやし

御林のうち、藩士や地元村民に預けた森林で、預けた区域の保護、監視を委任したり、造林を行わせたりした。保護の代償として広葉樹や下草の利用を認めた場合があった。藩主が薪炭材をとる場所を預林とした例もある

36 P 留木 とめぎ

(禁木) きんぼく

—— 特定の樹種 (スギ・ヒノキ・マツ・ケヤキ・ツガ・サワラ・モミ・ウルシノキ・キリ・クスなど) を指定し、その伐採を制限または禁止したもので、樹種の数は地域や時代によって異なる

40 P

地域制緑地 — 当該土地の所有形態にかかわらず、一定の現状変更行為について規制を加える

ことにより、緑地としての態様を維持しようとするもの。都市計画においては、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区、歴史的風土特別保存地区などがあり、その他にも自然公園、自然環境保全地域、保安林などの諸制度がある

43 P 入会権

集落とか組とかよばれる一定の地域に住む人々が昔からその地域の決まりや掟などの習慣に従って、集団的に共同で林野を利用・管理する権利

43 P

入会林野に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 — 入会権を抹消させ、明確で安定した

所有権等に改めることを目的として昭和四一年に制定された法律

マ

48 P 外部経済

—— ある個人、企業の行動が市場を経ることなく他の個人、企業に与える有利な効果
—— 果を外部経済、不利な効果を外部不経済という

51
P

森林・河川緊急整備税——昭和六一年度予算で認められなかった、建設省の流水占用料の制

度改正構想と、林野庁の水源税創設構想を一本化し、六二年度予算で両省庁が創設を要求したが、河川や水源林の整備の財源を、税金という形で利水者に求めたもの。利水者側の反対により創設は認められず、代わりに治山・治水事業の拡大や、河川と森林のための基金の創設が認められた。なお、六三年三月三十一日に河川整備基金、緑と水の森林基金として設けられた

51
P

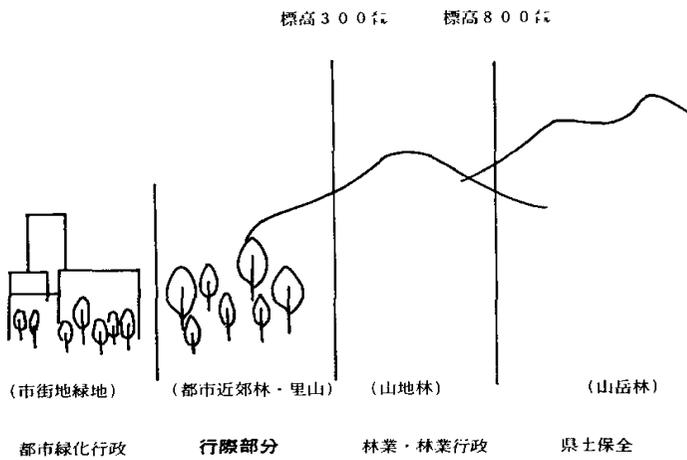
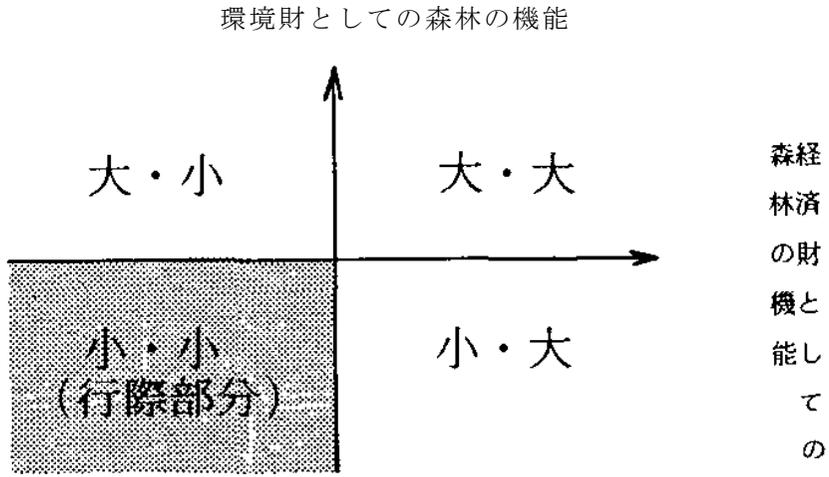
流水占用料——河川管理者の許可をうけ河川の流水を占用しようとする者より、都道府県知事

が徴収することができ、その性格については、河川の使用によつて得られる対価とする説と、河川の独占的使用により増加する管理費用を一部徴収し負担の公平を図るといふ説がある。額については、公正妥当なものであること、占用に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼさないこと等の基準が定められている



<機能的にみたイメージ>

行際部分とは、「行政」が手をつけていない分野だけでなく、行政が重複することによって結果として行政の対応がなされない部分も含む



おわりに

日本には木質文化はあるけれども森林文化はない、とよく言われます。

明治以降、中央集権体制のもとで近代化を押し進めてきたなかで、都市こそ文化の中心であり、地方は『いなか』というやや蔑んだニュアンスで表現される存在であり、森林はこの『いなか』性を象徴する存在でありました。確かに経済的に都市は地方に勝っており、今なお都市的生活こそ『おしゃれ』なのです。

だからこそ、『いなか』で森が伐り開かれても、それは地元の人々にとって『文化』化でこそあれ、『破壊』という切実感はありません。自然保護団体が、あるいは行政が自然保護を訴えたところで、地元の人々にとってはそれは都市住民のエゴとしか映らないのです。

この状況は日本国内における『都市』対『地方』だけでなく、世界における『先進工業国』対『発展途上国』についても同じことが言えるわけで、世界の生命基盤とも言えるアマゾンなどの熱帯雨林破壊も、その国にしてみればアメリカ西部開拓時代のように開拓によって経済発展する権利があると言いたいわけです。このように森林が必要なものであると分かっているが守ることができないという状況は、経済原則以外に森林との付き合い方を知らないことの限界ではないでしょうか。

私たちは、この研究にあたって対症的な行政施策を提言する手法をあえて避け、人と森との付き合い方という原点に立ち返り、そこからあるべき森の姿、森の守り方を探ることにしました。

これは行政研究ではないとか、甘い夢物語だとかいう批判もあるうかとは思いますが。しかし、経済

原則の枠の中にとどまったままの行政施策では地球規模で進行する森林破壊は止められないでしょうし、「森は県民共有の財産」という言葉もたんなるキャッチフレーズにとどまることでしょう。

人と森との付き合い方を「身近な森」で身に付けることにより、はじめて森林文化が芽生え、経済原理から森を守る市民理性が育ち得るのであり、このことをきっかけとして、たんに森を守ることにとどまらない市民理性、『草の根民主主義』ならぬ『木の根っこ民主主義』が育つかも知れません。その時はじめて、「身近な森」を中心とした地域社会が育っていくのではないでしょう。

最後になりましたが、この研究を進めていくにあたり、助言をいただきました次の四名の方々からお礼を申しあげます。

飯島市民の森愛護会会長

川井啓介氏

森林クラブ代表理事

田中 宏氏

東京大学名誉教授

筒井迪夫氏

農林水産省農業環境技術研究所

植生動態研究室長

守山 弘氏

また、私たち研究チームの「身近な森に関するアンケート調査」に快くご回答いただきました大磯高麗山、相模原市大野台・大沼緑地地域にお住まいの方々、いろいろな資料の提供ならびに有益なご教示をいただいた相模原市みどり対策課や神奈川県立湘南青少年の家など各団体の皆様に心から感謝いたします。

資料編



資料編目次

	研究方法	135
序	① 森林をめぐる世界的視点での問題意識	136
I	① 神奈川の森林の指標	138
	② 神奈川県市町村別森林面積の推移	139
	③ 神奈川県のみどりの推移	140
	④ 神奈川県土地利用の動向	141
	⑤ 神奈川県地目別土地利用の推移	141
	⑥ 神奈川県内の主要な地域開発プロジェクト	142
	⑦ 神奈川の生活指標	144
	⑧ 神奈川県の年齢別森林面積	145
	⑨ 神奈川県人工林年齢配置図	145
II	① 森林生態系の活動と環境保全的効果の位置づけ	146
	② 森林の機能評価	147
	③ 森林の役割と機能区分	147
	④ 経営形態別森林面積	148
III	① 森林の保全に関する主な法律の制定等の推移	149
	② かながわのナショナル・トラストのしくみ	150
	③ 神奈川県内市町のみどり基金設置状況	151
	④ 神奈川県の森林保全施策の体系	152
VI	① 好きな緑	153
	② 市政の要望—上位8項目の推移	153
	③ 横浜市民の森等配置図	154
	④ 身近な森現代版【入会】の事業展開例	158
VII	① アンケート地域土地規制図	158
	② 「身近な森に関するアンケート調査」全文・設問別回答数	160
	③ 「みどりに対する県民意識」—みどりのアンケート調査—（結果）	169

研究方法

チーム員の感性をみがぐために、研究室の外に出て体で考えることを基本としました。

○神奈川の森を歩き、空から見ました。

- ・根岸森林公園…作り手の意図の中での利用 ・湘南海岸砂防林…森林の効用の大きさ
- ・高尾山、東海自然歩道…信仰により守られる山、都民生活に定着した山、神奈川の林業地帯とレクリエーション利用 ・江の島の県有林…長期的視点が必要な森林育成
- ・大山、三ノ塔…信仰により守られる山、神奈川の林業地帯
- ・根岸八幡神社の社寺林…行際、行政施策の重複部分 ・矢倉岳…人工造林の失敗例、ハングライダーによる山の利用 ・21世紀の森…森と都市住民とのふれあい
- ・大雄山最乗寺の杉林…日本一の材積量と森の持つ神秘性 ・日向薬師…南斜面の広葉樹と境内の杉並木 ・横浜自然観察の森…こどもの教育に森を生かす
- ・飯島市民の森…森林所有者と市民参加による森の保全

○森林を守る実践活動家・学識者との意見交換をしました。

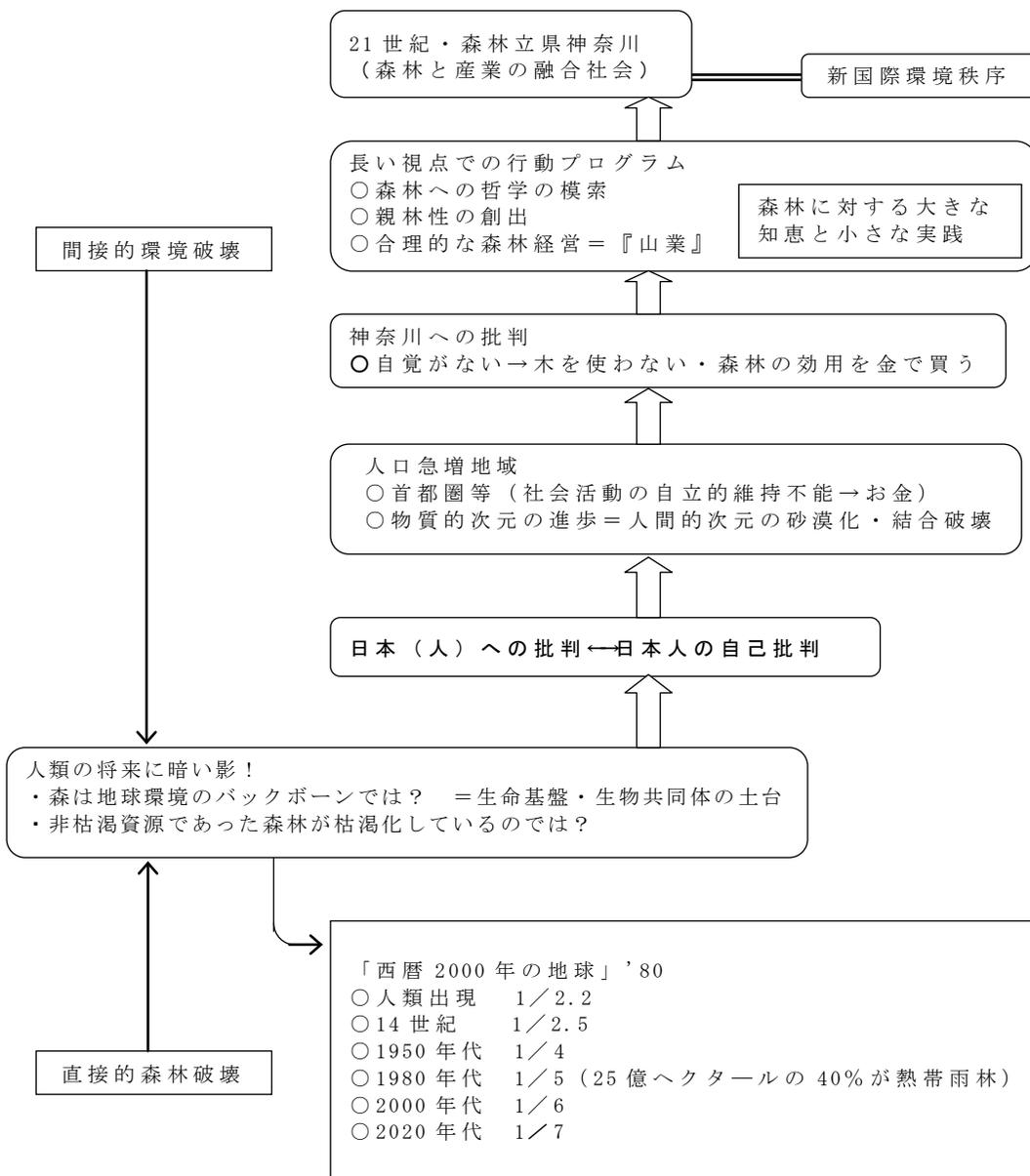
- ・森林クラブ 田中宏氏 ・農林水産省林業試験場 大貫仁人氏、藤森達郎氏
- ・飯島市民の森愛護会 川井啓介氏 ・東京大学名誉教授 筒井迪夫氏
- ・農林水産省農業環境技術研究所 守山弘氏 ・日本林業者経営協会 大橋和子氏

○都市に森をつくる先進地に学びました。

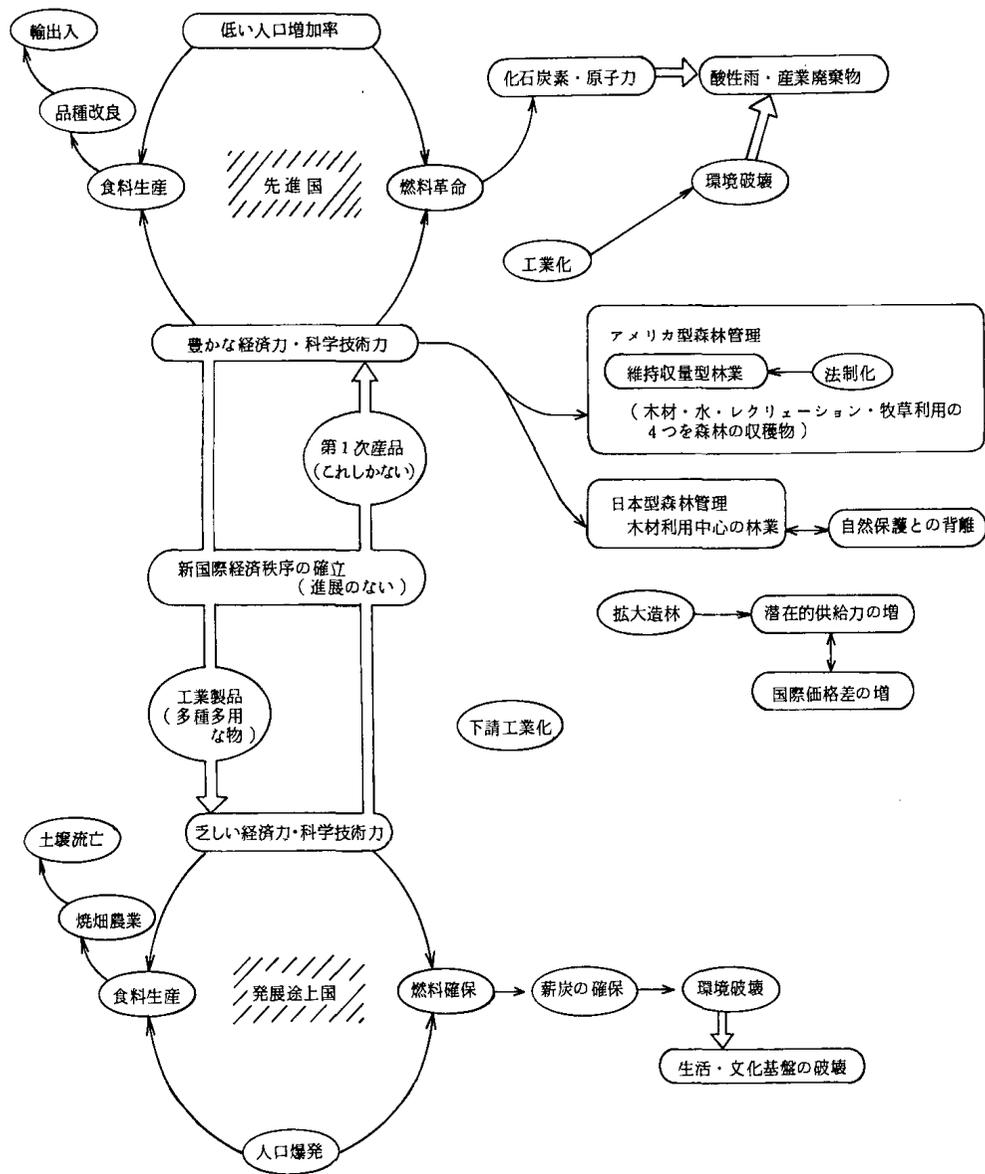
- ・神戸市…行政主導による森づくりが市民に根つき、市民参加を育てる
- ・春日井市高森山…ドングリからつくる団地住民の森づくり
- ・土岐市…長期的視点にたつ市民の森づくり ・奈良市…森と共生するまち
- ・高槻市森林組合…森林所有者による都市近郊林の利活用
- ・長野県みどりの基金…県民と森林とのかかわり方の方向

○身近な森に関する住民意識について、手と足でアンケート調査をしました。

- ・目的 周辺住民とのかかわり、保全の方向を考える基礎資料の収集
- ・日時 昭和63年3月9日（水）配布
- ・調査対象地域 大磯高麗山…地域のシンボルとして根つき、保全に向けてある程度の合意形成がなされている地域、丘陵地の森
相模原市大野台・大沼緑地…都市化の進む中で、法的規制により残り、地域住民による保全・管理の芽生えが見られる地域、平地の森
- ・対象数 各地域 1000人（計2000人）



森林をめぐる世界的視点での問題意識



神奈川の森林の指標

区 分		神奈川県	全 国	出 典
土 地 面 積		240,211 ha	37,781,502 ha	国土地理院資料61.10.1
森 林 面 積		98,632 ha	25,255,000 ha	林務課資料62.4.1
林 野 率		41%	67%	林野庁資料61.3.31
1人当たりの森林面積		133㎡	2,076㎡	
所有形態	別 面積			
	国 有 林	12,117 ha	7,887,000 ha	
	民 有 林	86,515 ha	17,386,000 ha	林務課資料62.4.1
	公 有 林	19,103 ha	2,684,000 ha	林野庁資料61.3.31
	私 有 林	67,412 ha	14,684,000 ha	
私有林所有	規模別林家数			
	0.1～1ha未満	28,277戸 (31,632人)	1,418,690戸	1980年世界農林業センサス ()書は、62.4.1
	1～10ha未満	6,797 (8,219)	980,420	現在森林所有者数 〔林務課資料〕
	10～50ha未満	651 (700)	121,293	
	50 ha 以上	69 (153)	10,858	
	計	35,794 (40,704)	2,531,261	
民有林相	人 工 林	31,699 ha	7,753,000 ha	林務課資料62.4.1
	天 然 林	50,211 ha	8,930,000 ha	林野庁資料61.3.31
人 口 林 率		39%	46%	
民有林人口林林	齡 構 成 面 積 割 合			
	1～20年	25%	42%	
	21～40年	55%	47%	
	41年以上	20%	11%	
	計	100%	100%	
保 安 林		47,254ha	8,027千ha	林務課資料62.3.31
保 安 林 率		48%	32%	

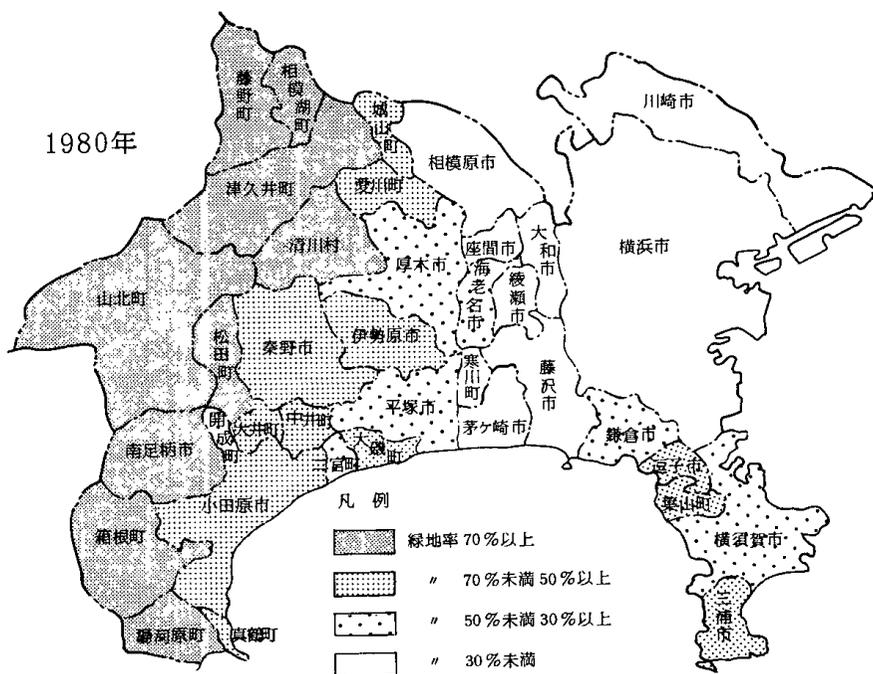
(神奈川県林業動向年報 昭和63年6月より)

神奈川県市町村別森林面積の推移

(単位 ha)

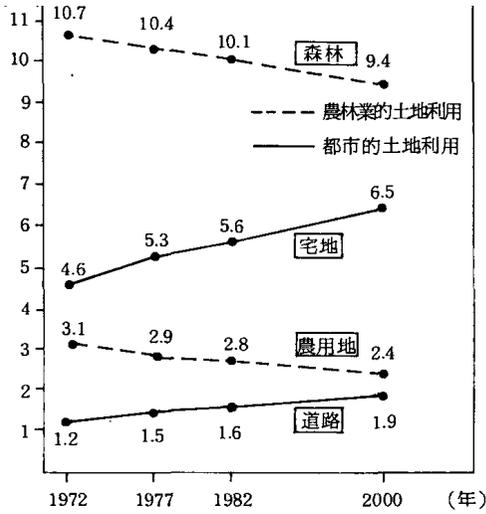
計画区	市町村別	40年	50年	60年	40～50 減少率%	50～60 減少率%	62年 (参考)
東部森林計画区	横浜市	10,624	7,658	5,522	28	28	4,910
	川崎市	1,847	1,576	1,204	15	24	1,096
	横須賀市	4,158	3,594	3,482	14	3	3,287
	鎌倉市	1,863	1,543	1,385	17	10	1,306
	逗子市	1,355	1,108	990	18	11	949
	三浦市	878	774	722	12	7	682
	葉山町	1,186	1,022	931	14	9	887
	小計	21,911	17,275	14,236	21	18	13,119
中部森林計画区	平塚市	684	580	567	15	2	569
	藤沢市	1,156	1,007	736	13	27	790
	茅ヶ崎市	439	351	338	20	4	342
	相模原市	763	672	522	20	15	540
	厚木市	3,444	3,005	2,683	13	11	2,703
	大和市	299	269	226	10	16	231
	伊勢原市	2,223	2,092	2,010	6	4	2,018
	海老名市	208	170	127	18	25	135
	座間市	191	158	113	17	28	115
	綾瀬市	356	275	264	23	4	266
	寒川町	38	35	32	8	9	34
	大磯町	673	582	573	14	2	573
	二宮町	305	238	203	22	15	209
	愛川町	1,820	1,679	1,617	8	4	1,625
	清川村	6,845	6,832	6,799	0.2	0.5	6,807
	城山町	1,297	1,050	882	21	18	892
	津久井町	10,386	10,280	10,268	1	0.1	10,274
相模湖町	2,463	2,363	2,337	4	1	2,343	
藤野町	5,381	5,314	5,196	1	2	5,204	
小計	38,971	36,892	35,493	5	4	35,670	
西武森林計画区	小田原市	4,578	4,453	4,266	3	4	4,266
	秦野市	5,960	5,733	5,529	4	4	5,529
	南足柄市	5,454	5,398	5,313	1	2	5,313
	中井町	966	774	760	20	2	760
	大井町	535	427	367	20	14	367
	松田町	3,129	2,977	2,868	5	4	2,868
	山北町	20,638	20,529	20,270	1	1	20,270
	開成町	—	—	—	—	—	—
	箱根町	7,174	7,117	7,016	1	1	7,016
	真鶴町	424	405	379	4	6	379
	湯河原町	3,200	3,180	3,075	1	3	3,075
小計	52,057	50,993	49,843	2	2	49,843	
合計	129,369	105,160	99,572	19	5	98,632	

神奈川県のみどりの推移



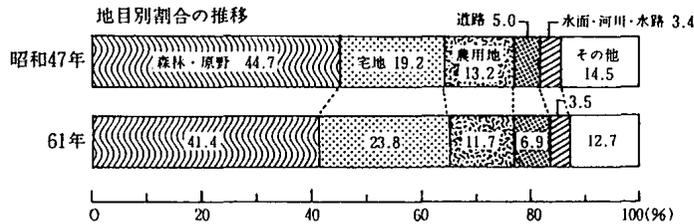
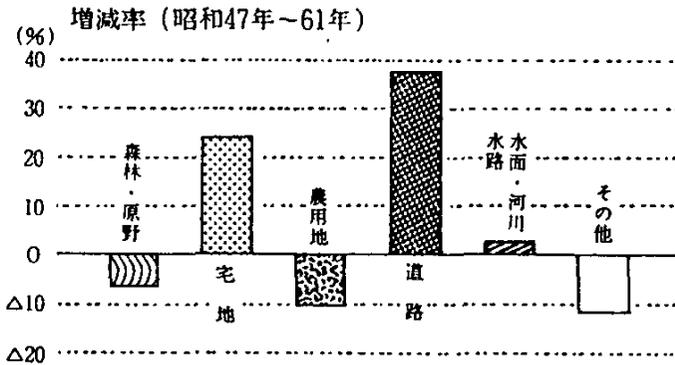
(みどりのまち・かながわ計画(改定版)より)

神奈川県土地利用の動向

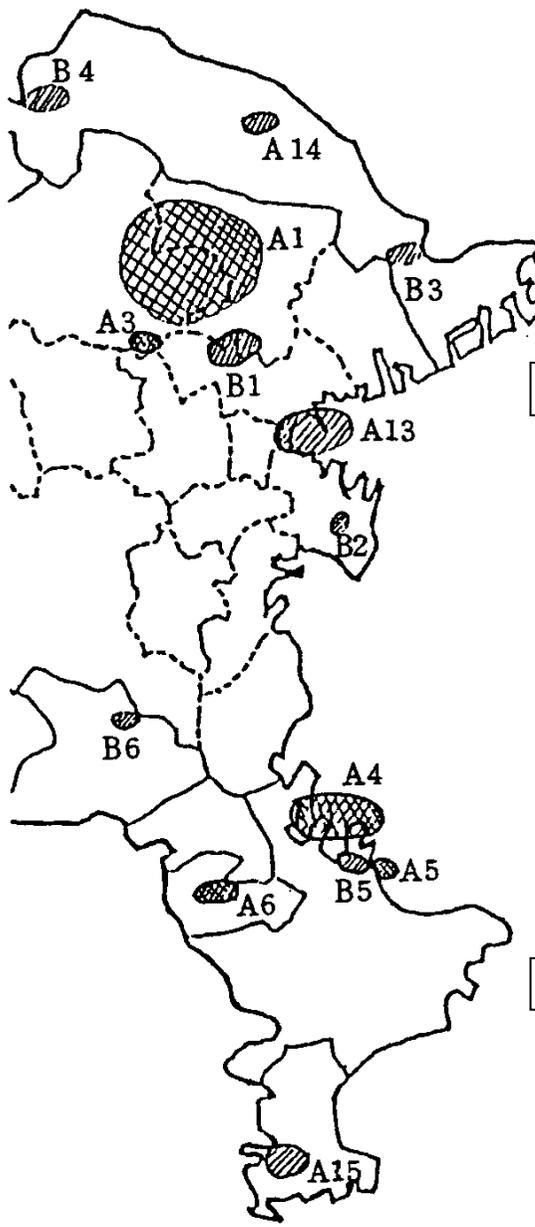


(みどりのまち・かながわ計画 (改定版) より)

神奈川県地目別土地利用の推移



(県政ダイジェスト 昭和63年版より)



A 新都市・拠点地区整備プロジェクト

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1. 港北ニュータウン | 10. グリーン・テクなかい整備 |
| 2. マイコンシティ | 11. 県西地域北部拠点整備(南足柄・開成・松田) |
| 3. 白山ハイテクパーク | 12. 核づくり公園構想 |
| 4. 海上都市構想 | 13. みなとみらい 21 |
| 5. 安浦埋立計画 | 14. かながわサイエンスパーク構想 |
| 6. 湘南国際村構想 | 15. ソフト・エネルギー・モデル都市構想 |
| 7. 見附島下落合地区工業団地整備 | 16. 厚木インター周辺流通拠点の整備 |
| 8. 平塚ばらの丘ハイテクパーク整備構想 | |
| 9. 柿の木原構想 | |

B 市街地再開発プロジェクト

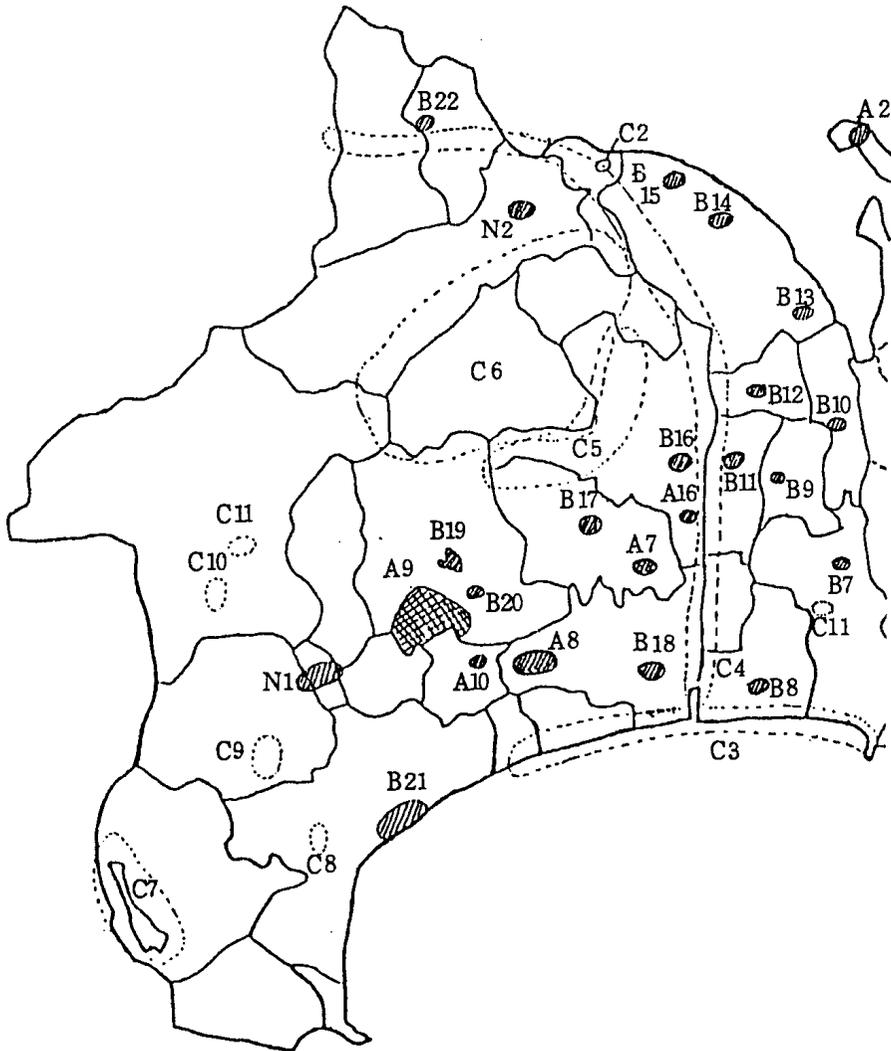
- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1. 新横浜第二都心整備 | 13. 相模大野駅周辺地区整備 |
| 2. 新本牧地区整備 | 14. 相模原駅周辺地区整備 |
| 3. 川崎駅周辺地区整備 | 15. 橋本駅周辺地区整備 |
| 4. 新百合が丘新都市整備 | 16. 本厚木駅周辺地区整備 |
| 5. 横須賀市中心市街地整備 | 17. 伊勢原駅周辺地区整備 |
| 6. 大船駅周辺地区整備 | 18. 平塚中心市街地整備 |
| 7. 長後地区整備 | 19. アメニティタウン構想 |
| 8. 茅ヶ崎駅周辺地区・整備 | 20. 大秦野駅周辺地区整備 |
| 9. 綾瀬市タウンセンター計画 | 21. 拠点都市小田原整備(小田原駅前・城址整備) |
| 10. 大和駅周辺地区整備 | 22. 相模湖周辺地区整備 |
| 11. 海老名駅周辺地区整備 | |
| 12. 座間市街づくり計画 | |

C その他

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. 慶応義塾大学計画 | 8. 小田原西部丘陵文化ゾーン整備計画 |
| 2. 法政大学計画 | 9. 足柄山麓レクリエーションゾーン |
| 3. 湘南なぎさプラン | 10. 丹沢湖・中川温泉レクリエーションゾーン |
| 4. 相模川総合整備構想 | 11. 緑とふれあいセンター構想 |
| 5. 東丹沢山麓ゾーン整備計画 | |
| 6. 宮ヶ瀬ダム貯水池周辺整備 | |
| 7. 芦ノ湖リゾートゾーン整備構想 | |

21世紀を展望した都市機能のあり方に関する調査
 ー神奈川県における産業構造を中心としてー報告書
 (株)野村総合研究所より

神奈川県内の主要な地域開発プロジェクト

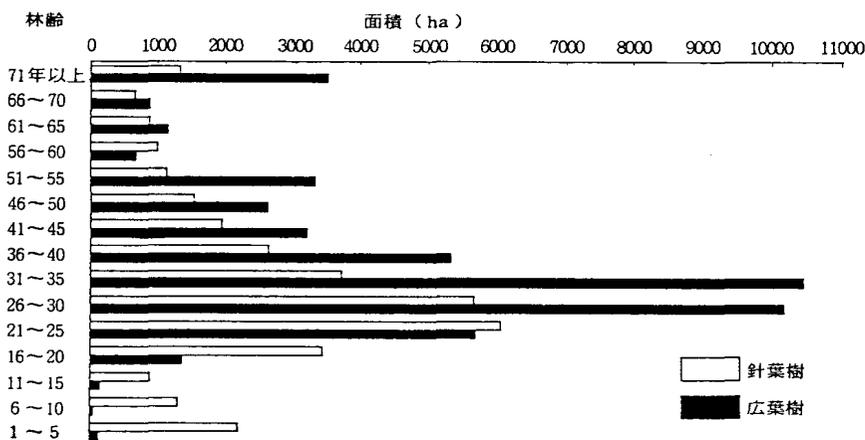


神奈川の生活指標

項 目	年次	単位	全国の値	県 の 値	地位	上位5位都道府県名	出 典
製造品出荷額等	60	10億円	265,321	25,004	2	①愛知②神奈川③大阪④東京⑤兵庫	工業統計調査
現金給与総額	60	10億円	34,670	2,908	4	①東京②愛知③大阪④神奈川⑤埼玉	"
卸売業販売額	60	10億円	429,291	9,422	6	①東京②大阪③愛知④福岡⑤北海道	商業統計調査
小売業販売額	60	10億円	101,719	5,813	3	①東京②大阪③神奈川④愛知⑤北海道	"
道路交通事故件数	61	件	579,190	31,872	3	①東京②大阪③神奈川④愛知⑤兵庫	警察庁調べ
火災件数	61	件	63,272	2,936	5	①東京②大阪③愛知④兵庫⑤神奈川	火災年報
全用途平均地価	62	円	42,000	452,000	3	①東京②大阪③神奈川④京都⑤千葉	都道府県 地価調査
住宅地平均地価	62	円	24,000	283,000	2	①東京②神奈川③大阪④埼玉⑤京都	"
スポーツ施設数	60	戸	292,117	11,280	6	①東京②北海道③愛知④埼玉⑤大阪	体育・スポーツ 施設現況調べ
都市公園	61	ha	57,063	2,093	7	①北海道②東京③大阪④兵庫⑤福岡	都市緑化年報
人口	62	人	122,264	7,661	3	①東京②大阪③神奈川④埼玉⑤北海道	推計 人口調査
森林面積	55	1000ha	24,728	94	44	①北海道②岩手③長野④岐阜⑤秋田	世界 農林業センサス
公共下水道率	61	%	43.5	48.5	10	①東京②岐阜③石川④愛知⑤北海道	公共施設状況調
し尿の下水道放流量	61	t	21,333	2,488	2	①東京②神奈川③大阪④兵庫⑤北海道	"
自殺者数	61	人	25,667	1,254	3	①東京②大阪③北海道④神奈川⑤愛知	人口動態調査
1人当たり畳数	60	畳	9.2	8.1	46	①富山②石川③秋田④新潟⑤長野	国勢調査

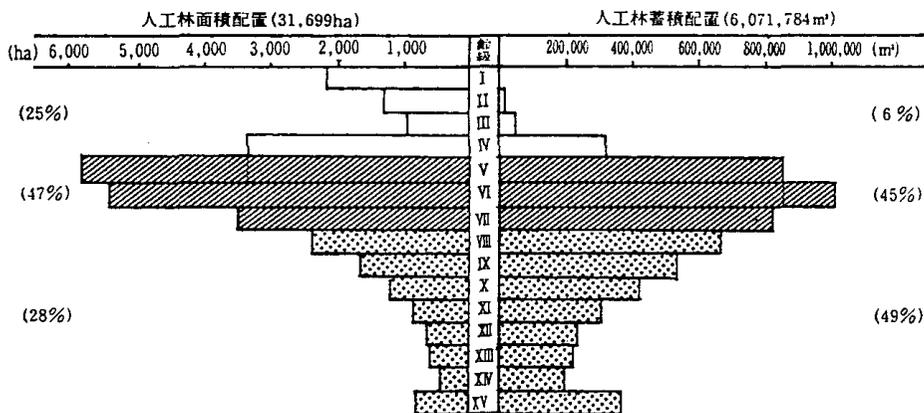
神奈川県 年齢別森林面積

— 昭和61年4月現在 —



(京浜文化 1987 Vol.29 No.1 より)

神奈川県人工林年齢配置図

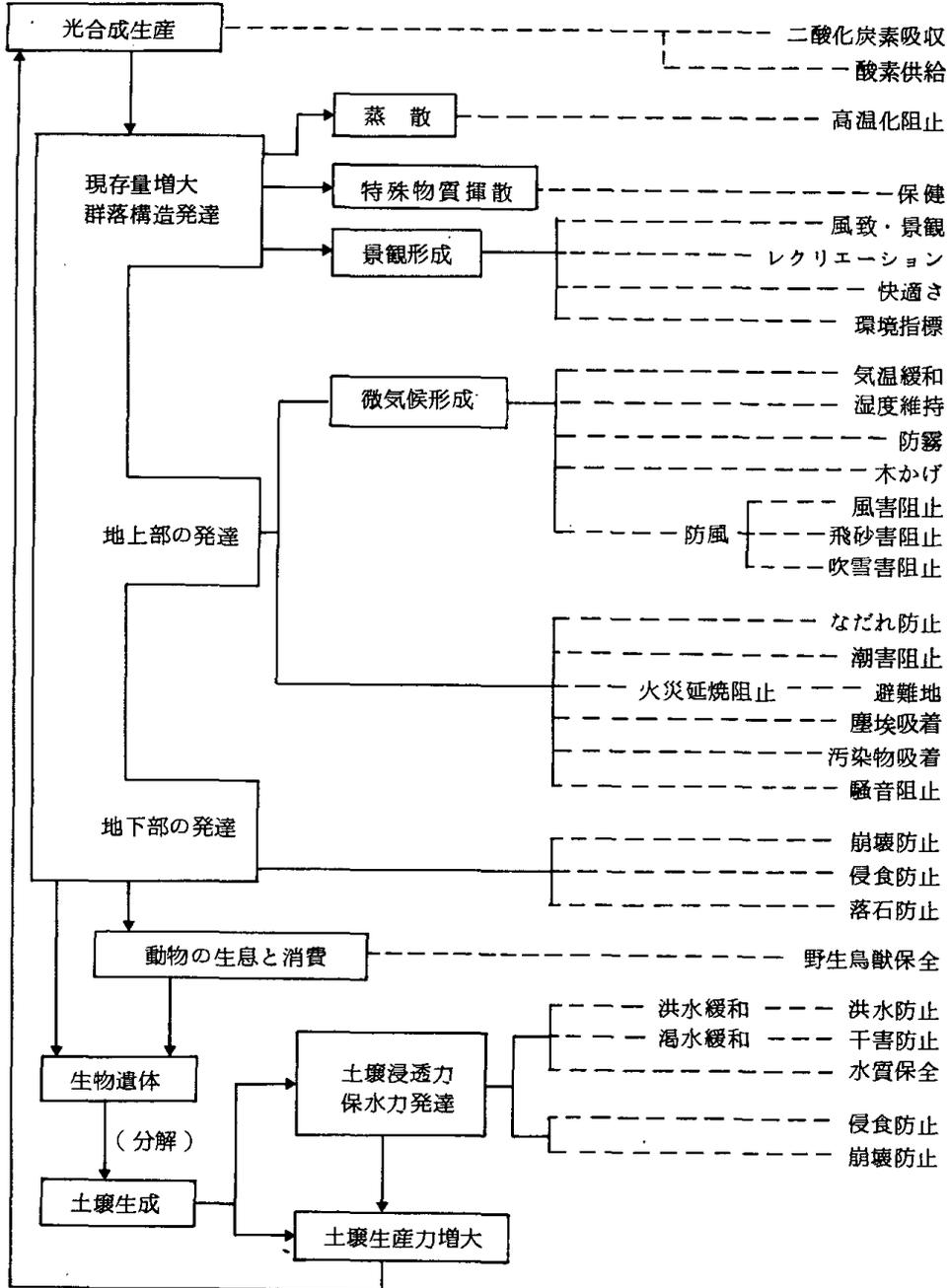


注：I 年齢級とは林齢 1~5 年生までの森林

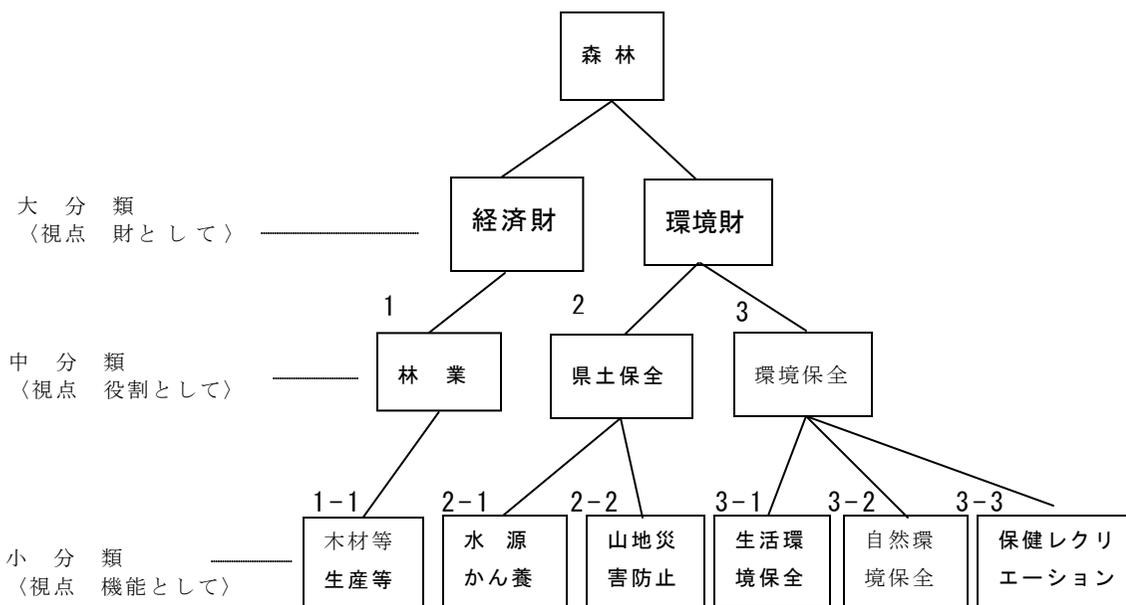
II 年齢級とは林齢 6~10 年生までの森林をいう (III 年齢級以下同じ)。

(神奈川県林業動向年報 昭和63年6月より)

森林生態系の活動と環境保全的効果の位置づけ (只木 1982)



森林の機能評価

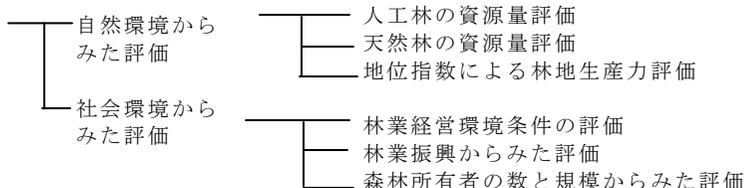


森林の役割と機能区分

(1) 林業

(1)-1 木材等生産機能

木材等生産機能



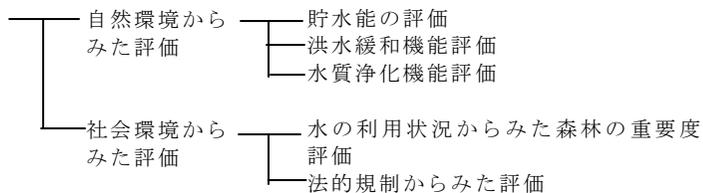
※人工林:スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹林

天然林:モミ林と広葉樹林

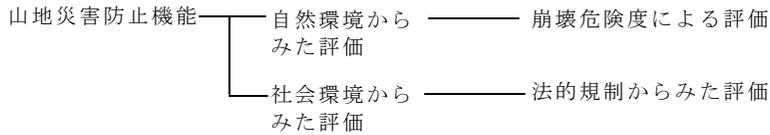
(2) 県土保全

(2)-1 水源かん養機能

水源かん養機能



(2) - 2 山地災害防止機能

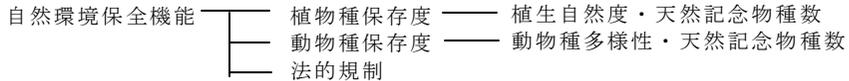


(3) 環境保全

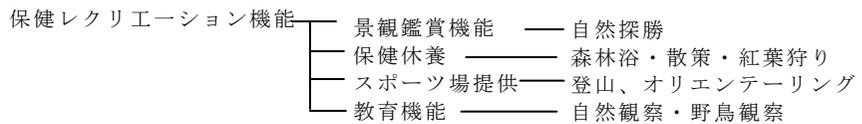
(3) - 1 生活環境保全機能
生活環境保全機能



(3) - 2 自然環境保全機能

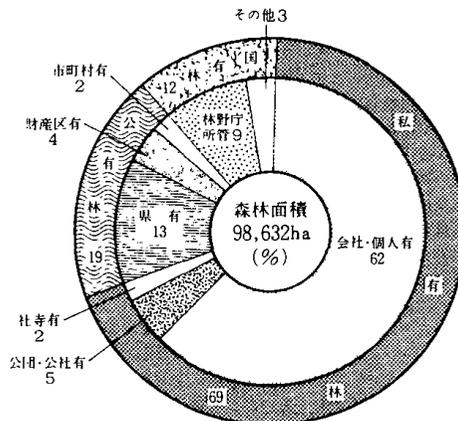


(3) - 3 保健レクリエーション機能



(神奈川県森林機能別調査報告書概要版より)

経営形態別森林面積 (昭和 62 年 4 月 1 日)



(県政ダイジェスト 昭和 63 年版より)

森林の保全に関する主な法律の制定等の推移

年	法律番号	法 律 名	備 考
明治30年	法 46	森林法	(全部改正明治40年法43)
40	43	森林法	(廃止昭和26年法249)
大正 7	32	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	
8	36	都市計画法	(廃止昭和43年法100)
〃	44	史跡名勝天然記念物保存法	(廃止昭和25年法214)
12	53	特別都市計画法	(廃止昭和16年法35)
昭和 6	36	国立公園法	(廃止昭和32年法161)
12	47	防空法	(廃止昭和21年法2)
21	19	特別都市計画法	(廃止昭和29年法120)
25	214	文化財保護法	
26	249	森林法	
31	79	都市公園法	
32	161	自然公園法	
37	142	都市の美観風致を維持するための 樹木の保存に関する法律	
41	1	古都における歴史的風土の保存に 関する特別措置法	
〃	101	首都圏近郊緑地保全法	
42	103	近畿圏の保全区域の整備に関する 法律	
〃	132	公害対策基本法	
43	100	都市計画法	
47	67	都市公園等整備緊急措置法	
〃	85	自然環境保全法	
48	72	都市緑地保全法	
(〃	73	自然公園法及び自然環境保全法一 部改正)	
(〃	108	工場立地法改正)	(制定昭和34年法24)
(49	39	森林法改正)	
(〃	67	都市計画法及び建築基準法改正)	(制定昭和25年法201)
〃	68	生産緑地法	
〃	92	国土利用計画法	
(50	39	農業振興地域の整備に関する法律 改正)	(制定昭和44年法58)
55	60	明日香村における歴史的風土の保 存及び生活環境の整備に関する特 別措置法	

(筒井迪夫編著「森林保全詳説」より)

かながわのナショナル・トラストのしくみ

かながわのナショナルトラストは、主に次のような要件を満たした緑地等の中から、自然資源保全、歴史的環境保全、景観、レクリエーションなどの機能面で優れたみどりを保全しようとするものです。

〈保全対象〉

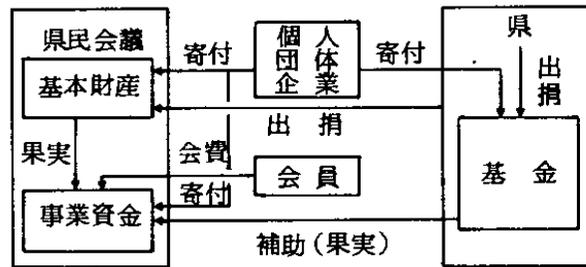
- ① 市街化区域及び市街化区域から概ね1 km 以内にあり、1 団地の面積が概ね 1 ha 以上のもの
- ② 法律による買い上げ制度の適用にならないもの
- ③ 市町村及び県民の要望と協力が得られるもの

〈保全手法〉

- ① 緑地保存契約（賃貸借契約）
- ② 緑地等の買い入れ
- ③ 市町村又は自然環境保全法人が行う緑地保存契約・緑地等の買い入れの助成

(財)みどりのまち・かながわ県民会議と条例基金の事業	
(財)みどりのまち・かながわ県民会議	かながわトラストみどり基金
基金への買い入れ申し入れ(寄贈・遺贈を含む)	買い入れ
緑地保存契約	寄贈・遺贈の受入れ
市町村又は自然環境保全法人のナショナル・トラストへの買い入れ助成	保有物件の維持管理
緑地等管理受託	
地域団体への援助と指導	
普及啓発、調査研究及び緑化推進事業	

(財)みどりのまち・かながわ県民会議と条例基金に関する資金の流れ



(「かながわのナショナル・トラスト運動に参加しましょう」より)

神奈川県市町のみどり基金設置状況（昭和63年7月現在）

単位：千円

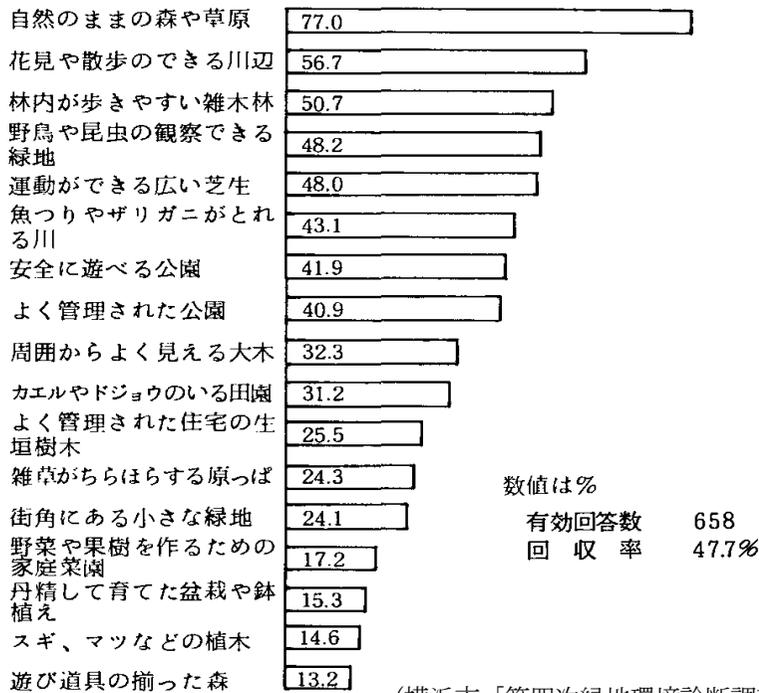
市 町	基 金 名	目的・事業内容	設立年月日	目 標 額
横 浜	よこはま緑の街づくり基金	緑化推進	59. 10. 1	2,000,000
川 崎	川崎市緑化基金	緑化推進	60. 4. 1	300,000
横須賀	横須賀市緑地整備基金	緑化推進	48. 4. 1	未設定
鎌 倉	鎌倉市緑地保全基金	緑地保全	61. 4. 1	3,000,000
	鎌倉市風致保存基金	緑地保全	58. 4. 1	500,000
藤 沢	藤沢市みどり基金	緑地保全・緑化推進	60. 4. 1	2,000,000
小田原	小田原市ふるさとみどり基金	緑地保全・緑化推進	61. 4. 1	1,000,000
茅ヶ崎	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金	緑地保全・緑化推進	63. 4. 1	300,000
相模原	相模原市緑地保全基金	緑地保全	59. 4. 1	2,000,000
	相模原市みどりのまちづくり基金	緑化推進	59. 4. 1	500,000
厚 木	厚木市みどりの基金	緑地保全・緑化推進	61. 3. 28	100,000
大 和	大和市みどり基金	緑地保全・緑化推進	61. 4. 1	2,000,000
海老名	海老名市みどり基金	緑地保全・緑化推進	61. 4. 1	500,000
座 間	座間市緑地保全基金	緑地保全・緑化推進	60. 4. 1	500,000
南足柄	南足柄市足柄グリーン文化基金	緑地保全・緑化推進	61. 4. 1	1,000,000
湯河原	湯河原町豊かな環境づくり基金	緑化推進	60. 4. 1	300,000
葉 山	ふるさと葉山みどり基金	緑地保全・緑化推進	63. 4. 1	未設定
大 磯	大磯町みどり基金	緑地保全・緑化推進	62. 4. 1	300,000
津久井	コミュニティと緑の環境づくり基金	緑地保全・緑化推進	59. 4. 1	1,000,000

神奈川県森林保全施策の体系

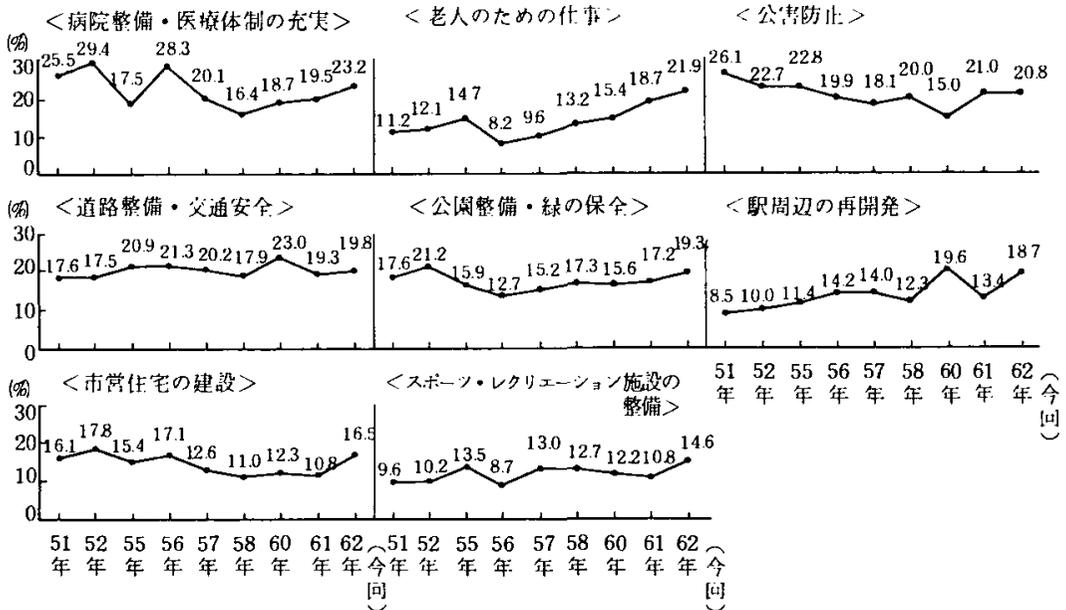
法令	区域等	関係課
森林法	保安林	林務課
自然公園法、県立自然公園条例	国立公園、国定公園 県立自然公園の特別保護地区及び特別地域	自然保護課
自然環境保全条例	自然環境保全地域	〃
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	特別保護地区	〃
都市計画法、風致地区条例	風致地区	都市計画課
都市緑地保全法	緑地保全地区	〃
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地特別保全地区及び保全区域	〃
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土特別保存地区	〃
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	砂防課
砂防法	砂防指定地	〃
文化財保護法、同条例	史跡、名勝天然記念物	文化財保護課

(平地林施策推進調査報告書(S59)林野庁より)

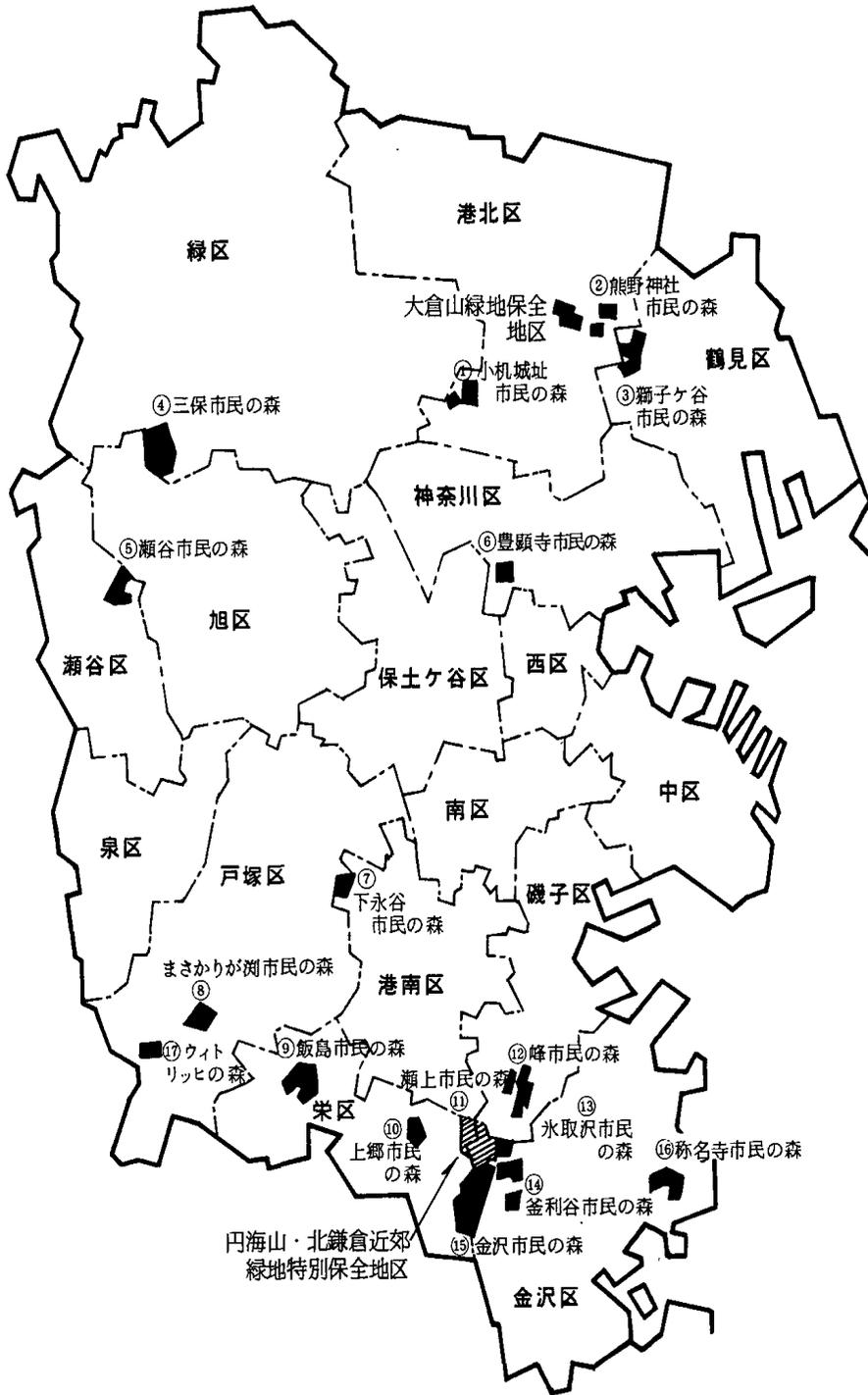
好きな緑



市政の要望 —上位8項目の推移—

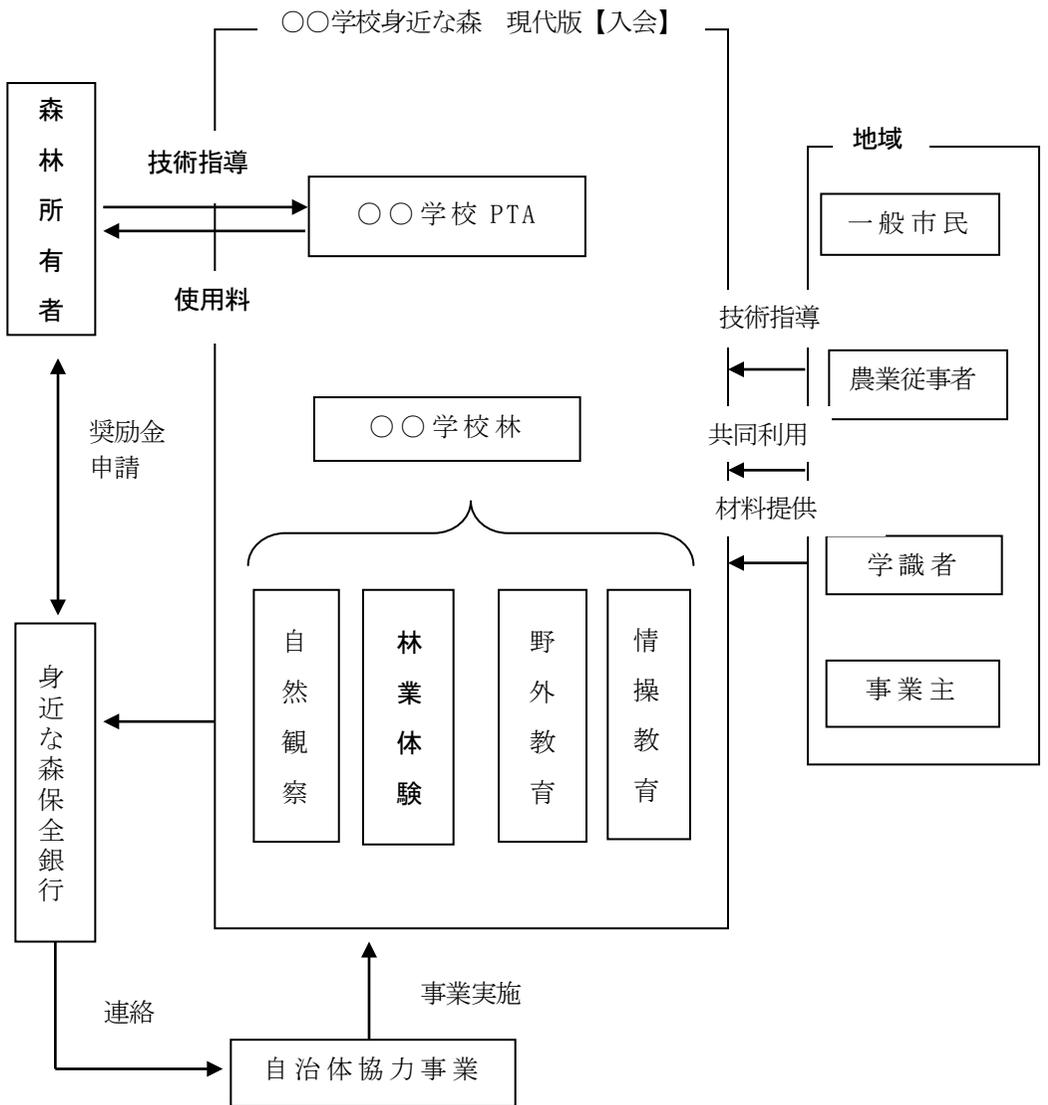


横浜市民の森等配置図

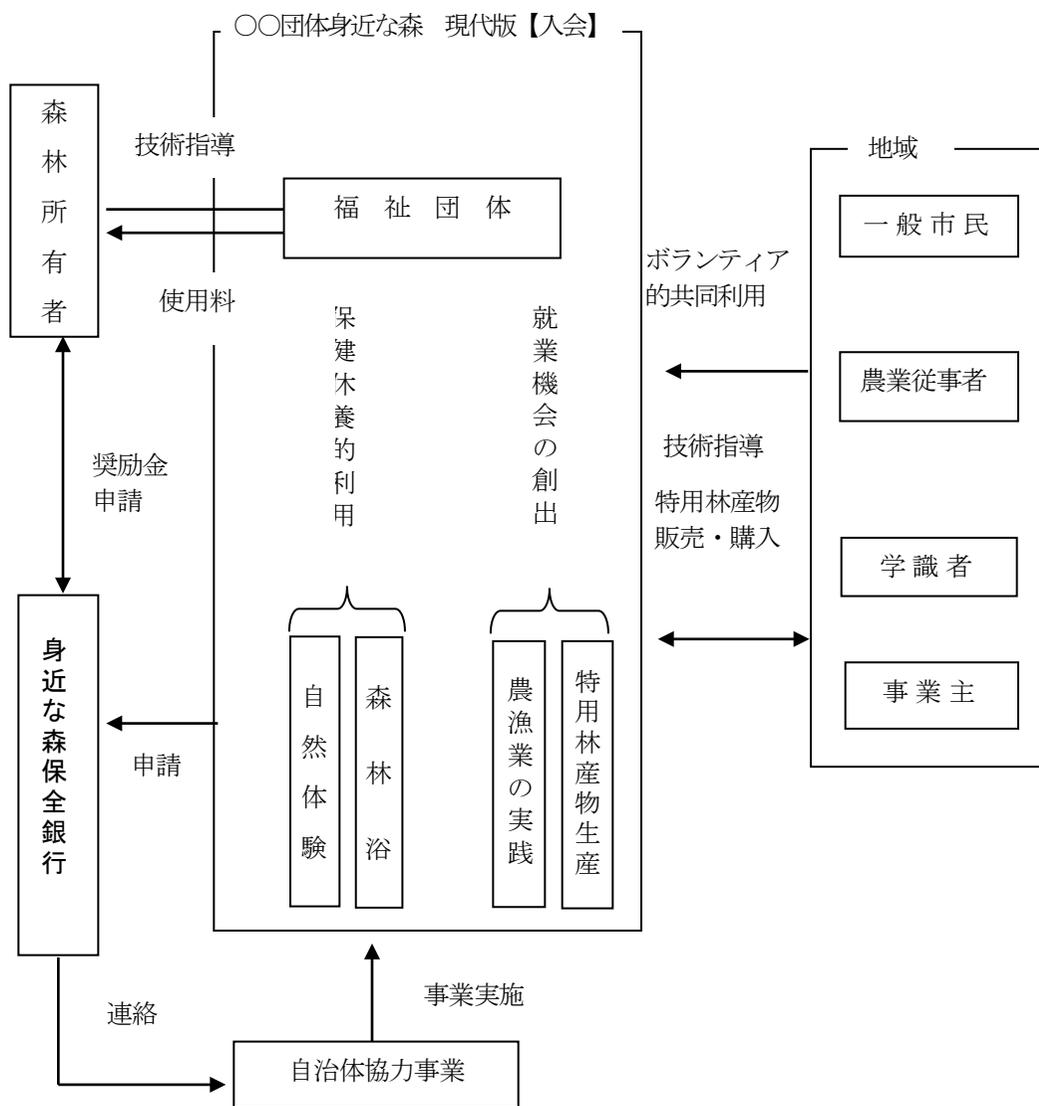


(横浜市「緑の保全と活用」より)

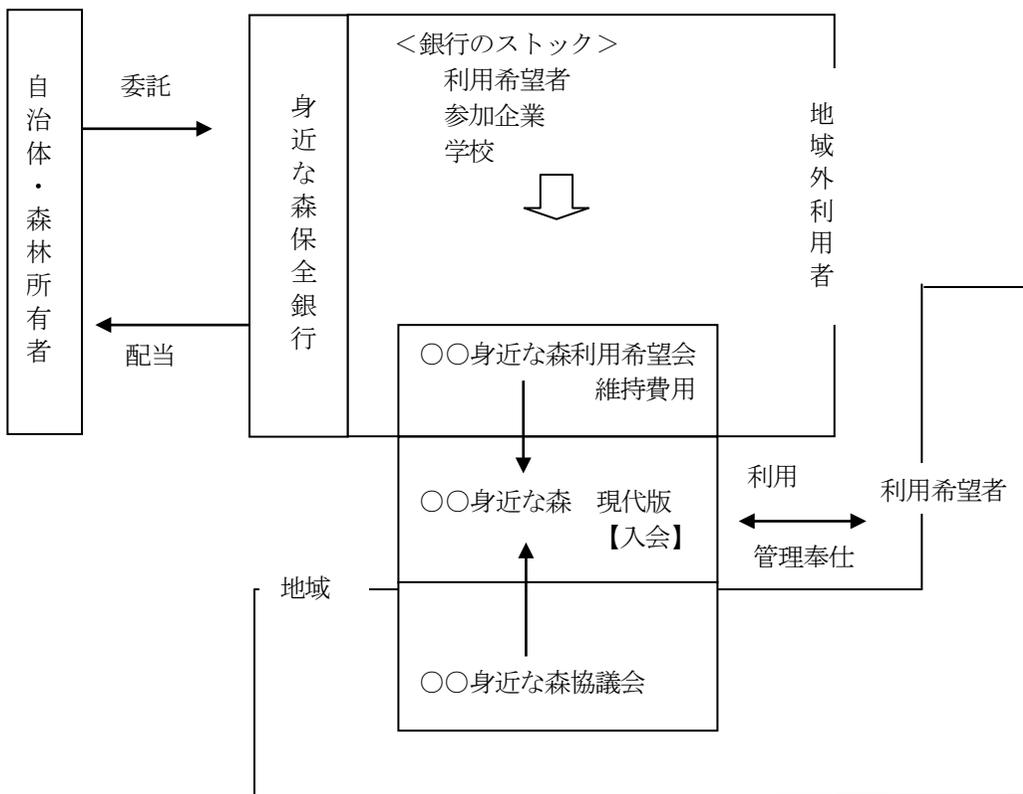
身近な森 現代版【入会】の事業展開例—教育的利用—



身近な森 現代版【入会】の事業展開例—福祉の利用—



身近な森 現代版【入会】の事業展開例—自治体等委託型—

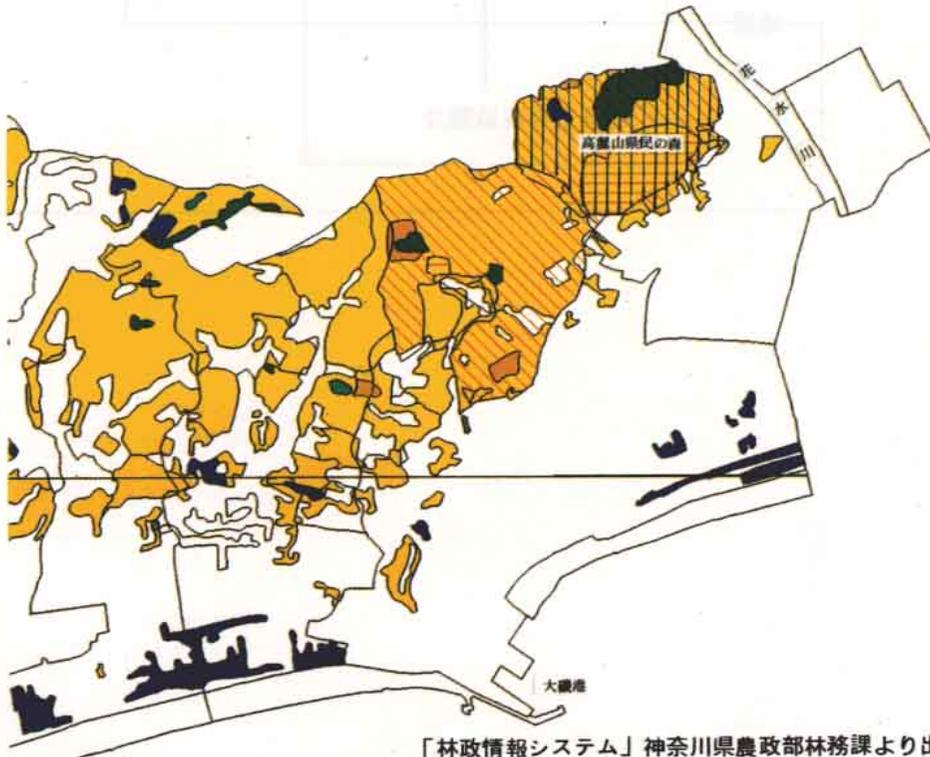


アンケート地域土地規制図

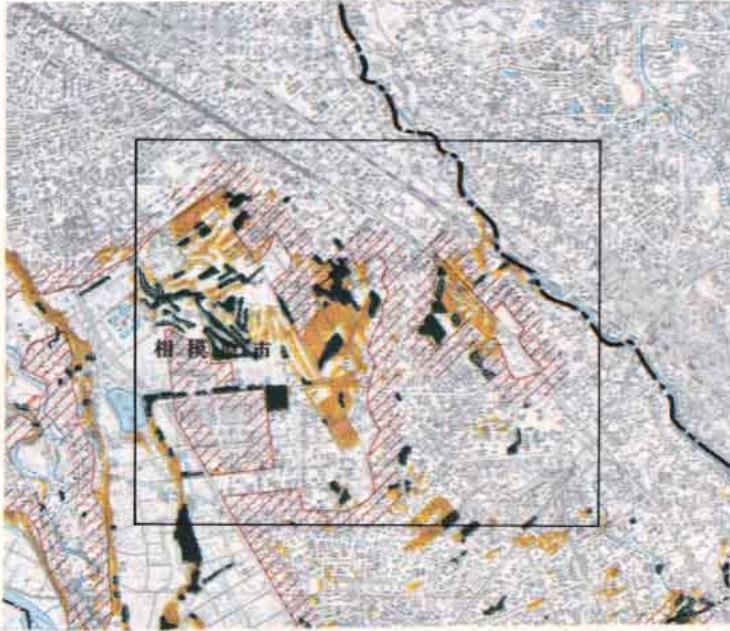


大磯高麗山

「森林現況図」(S58) 神奈川県農政部林務課より



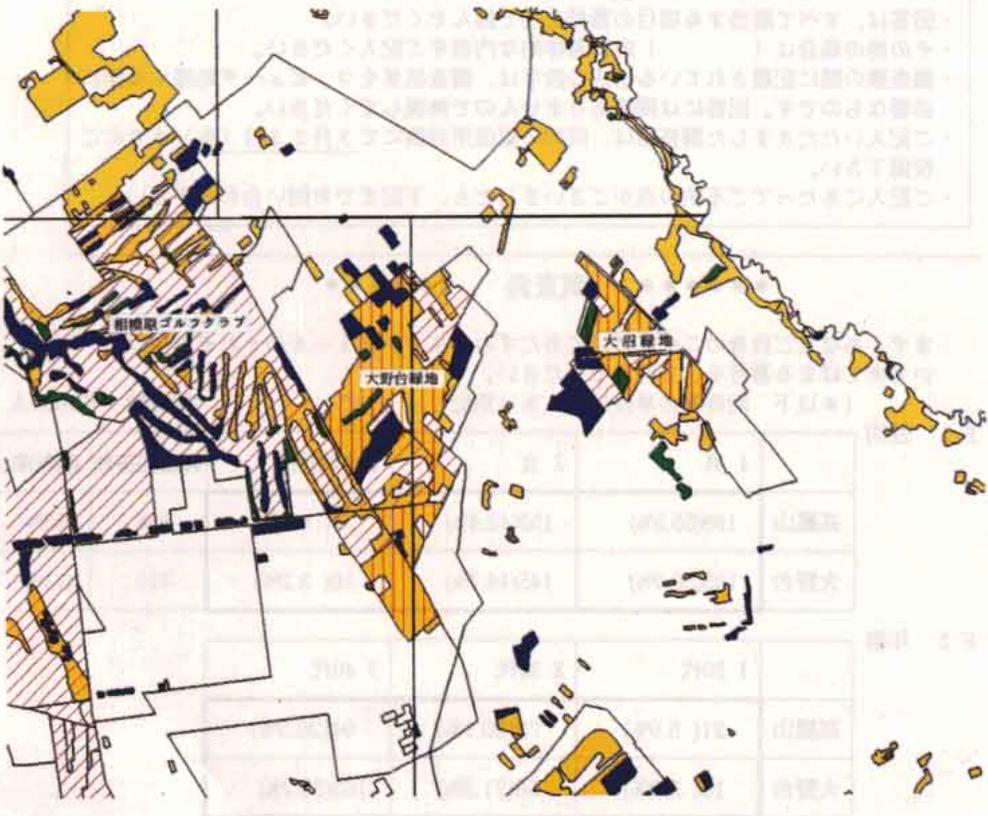
「林政情報システム」神奈川県農政部林務課より出力



大野台・大沼緑地

- 凡例
- スギ
 - ヒノキ
 - マツ
 - その他針葉樹
 - 広葉樹
 - 竹林
 - 採石場
 - 草地
 - 伐跡地
 - 崩壊地
 - 荒廃地
 - その他
 - 史跡名勝天然記念物
 - 県自然環境保全地域
 - 近郊緑地特別保全地区
 - 近郊緑地区域
 - 保安林

「森林現況図」(S58) 神奈川県農政部林務課より



「林政情報システム」 神奈川県農政部林務課より出力

「身近な森に関するアンケート調査」全文・設問別回答数

身近な森に関するアンケート調査

身近な森に関するアンケート調査

日ましに春めいてくる今日このごろですが、皆様方には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、当神奈川県自治総合研究センターは、県政の推進をはかるために各種の調査・研究等を行う機関です。行政課題の実態を十分に把握し、より良い研究報告をまとめるため、調査に際しては、県民の皆様の御協力をお願いして御意見を伺わせていただくことがございます。

このアンケートは、その一環といたしまして、県民の皆様と身近な森とのかかわり方を考えるために、あなたの身近にある森（調査票の地図に示してあります）をモデルとしてあなたの御意見をお聞きするための調査でございます。この森の周囲 500 メートルにお住まいの 1000 世帯を無作為抽出して選ばせていただきました。御回答いただく方は世帯主の方でなくとも結構ですが、20 歳以上の方をお願いいたします。

なお、御回答いただきました内容は、統計的に処理されますので、個々の御回答をとりあげて問題にすることは、絶対ありません。思ったとおり御自由に御回答をお願いします。

また、あなたの身近な森をモデルにした調査ですが、あくまでも研究のための調査であり、実際にこの地域についての具体的な行政の取り組みの予定があつてのアンケート調査ではございませんので、念のため申し添えます。

お忙しいところ恐縮ですが、ぜひ御協力いただきますようお願い申し上げます。

昭和 63 年 3 月

神奈川県自治総合研究センター所長

記入にあたってのお願い

- ・回答は、すべて該当する項目の番号を○で囲んでください。
- ・その他の場合は（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ・調査票の隅に記載されている○内の数字は、調査結果をコンピュータ処理する際に必要なものです。回答には関係ありませんので無視してください。
- ・ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒にて 3月23日（水） までにご投函下さい。
- ・ご記入にあたってご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

***** 調査表 *****

まず、あなたご自身のことについておたずねします。F1～6のそれぞれについてあてはまる番号を○で囲んでください。

（*以下 回答欄の単位は人、%は別記） 配布数 各 1000 人

F1 性別

	1 男	2 女	3 無回答	有効回答数	回収率
高麗山	199 (55.5%)	152 (42.4%)	7 (1.9%)	358	35.8%
大野台	155 (50.0%)	145 (46.7%)	10 (3.2%)	310	31.0%

F2 年齢

	1 20代	2 30代	3 40代
高麗山	21 (5.9%)	72 (20.1%)	94 (26.3%)
大野台	18 (5.8%)	66 (21.3%)	103 (33.2%)

	4 50代	5 60代	6 70代	7 無回答
高麗山	72(20.1%)	52(14.5%)	42(11.7%)	5(1.4%)
大野台	67(21.6%)	38(12.3%)	17(5.5%)	1(0.3%)

F3 職業

	1 会社員	2 自営業	3 公務員
高麗山	110(30.7%)	37(10.3%)	18(5.0%)
大野台	104(33.5%)	33(10.6%)	13(4.2%)
	4 主婦(専業)	5 主婦(パートなど)	6 学生
高麗山	88(24.6%)	24(6.7%)	3(0.8%)
大野台	69(22.3%)	34(11.0%)	4(1.3%)
	7 無職	8 その他()	9 無回答
高麗山	50(14.0%)	22(6.1%)	6(1.7%)
大野台	35(11.3%)	15(4.8%)	3(1.0%)

F4 居住
年数

	1 1年未満	2 1～4年	3 5～9年	
高麗山	9(2.5%)	38(10.6%)	60(16.8%)	
大野台	12(3.9%)	40(12.9%)	45(14.5%)	
	4 10～19年	5 20～29年	6 30年以上	7 無回答
高麗山	94(26.3%)	57(15.9%)	99(27.7%)	1(0.3%)
大野台	158(51.0%)	38(12.3%)	17(5.5%)	0(0.0%)

F5 家族の構成 (お子さんのいる世帯のみご記入願います)

	1 末の子供が 6歳未満	2 末の子供が 6～12歳	3 末の子供が 13～18歳	4 その他	5 無回答
高麗山	44(12.3%)	54(15.1%)	64(17.9%)	84(23.5%)	112(31.3%)
大野台	43(13.9%)	52(16.8%)	76(24.5%)	58(18.7%)	81(26.1%)

次に、あなたの“みどり”や森林に関するお考えについておたずねします。

G1 これから守り、ふやしていきたいと思われる“みどり”を、次の中から3つまで○をつけてください。 (上段…高麗山 下段…大野山)

1 盆栽、庭木、生垣などの個人の家の“みどり”			144(40.2%)
			94(30.3%)
2 学校、病院、工場の樹木	77(21.5%)	3 神社や寺院の樹木	86(24.0%)
	81(26.1%)		57(18.4%)
4 公園や植物園の樹木	136(38.0%)	5 街路樹	155(43.3%)
	175(56.5%)		145(46.8%)
6 雑木林や斜面の樹木	134(37.4%)	7 田畑や野原、水辺の草花	102(28.5%)
	96(31.0%)		67(21.6%)
8 森林	159(44.4%)	9 わからない	--(--.-%)
	118(38.1%)		6(1.9%)
9 無回答	4(1.1%)		
	4(1.3%)		

G2 “みどり”を守り、ふやしていくためにどんな活動を行っていますか。次の中からあなたが行っていることをすべてあげてください。

1 ブロック塀を生垣に変えたり、庭に植樹を行い、地域の“みどり”を増やしている	高麗山	185(51.7%)
	大野台	132(42.6%)
2 緑化のための基金や募金などに寄付をしている	高麗山	65(18.2%)
	大野台	39(12.6%)
3 森や身近な“みどり”を守り、育てるためのボランティア活動を行っている	高麗山	14(3.9%)
	大野台	19(6.1%)
4 “みどり”を守るための住民運動に参加している	高麗山	26(7.3%)
	大野台	28(9.0%)

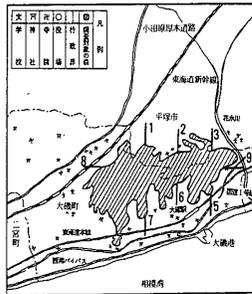
5 植樹祭などの緑化運動に参加している	高麗山	37(10.3%)
	大野台	10(3.2%)
6 その他()	高麗山	19(5.3%)
	大野台	11(3.5%)
7 活動していない	高麗山	103(28.8%)
	大野台	117(37.7%)
8 無回答	高麗山	15(4.2%)
	大野台	9(2.9%)

G3 森林にはいろいろな効用がありますが、あなたは神奈川の森林に対して何を期待しますか。次の中から期待するものを3つまで○をつけてください。

1 山崩れや洪水などの災害の防止	高麗山	247(69.0%)
	大野台	117(37.7%)
2 水資源の確保や大気の浄化	高麗山	282(78.8%)
	大野台	263(84.8%)
3 植物・動物・微生物相互間の自然生態系の維持	高麗山	242(67.6%)
	大野台	210(67.7%)
4 森林浴やレクリエーションの場	高麗山	174(48.6%)
	大野台	203(65.5%)
5 木材資源	高麗山	15(4.2%)
	大野台	14(4.5%)
6 無回答	高麗山	6(1.7%)
	大野台	4(1.3%)

さて、これから地図でお示ししてある身近な森についておたずねいたします。

早速ですが、あなたのお住まいの大体の位置を下の地図の上に○印でお示し下さい。
(大磯高麗山)



(相模原市大野台・大沼緑地)



(近い……森から 250 メートル未満 遠い……森から 250 メートル以上 500 メートル以内)

高麗山	方位(1)	方位(2)	方位(3)	方位(4)	方位(5)	方位(6)	方位(7)	方位(8)	
近い	269	16(4.4)	27(7.5)	36(10.1)	56(15.6)	46(12.8)	44(12.2)	37(10.3)	7(1.9)
遠い	80	3(0.8)	9(2.5)	8(2.2)	6(1.6)	10(2.7)	19(5.3)	14(3.9)	11(3.0)
計	349	19(5.3)	36(10.1)	44(12.3)	62(17.3)	56(15.6)	63(17.6)	51(14.2)	18(5.0)

無回答 9(2.5)

大野台	方位(1)	方位(2)	方位(3)	方位(4)	方位(5)	方位(6)	方位(7)	
近い	211	36(11.6)	18(5.8)	16(5.1)	32(10.3)	29(9.3)	44(14.9)	36(11.6)
遠い	96	11(3.5)	13(4.1)	25(8.0)	28(9.0)	12(3.8)	3(1.0)	5(1.6)
計	307	47(15.2)	31(10.0)	41(13.2)	60(19.4)	40(12.9)	47(15.2)	41(13.2)

無回答 3(1.0)

Q1 この森の名を知っていますか、該当するものに○をつけてください。

	1 はい	2 いいえ	3 無回答
高麗山	209(58.4%)	104(29.1%)	45(12.6%)
大野台	56(18.1%)	236(72.9%)	28(9.0%)

Q2 この森は誰の所有だと思えますか、次の中から該当するものに1つ○をつけてください。

	1 私有地である	2 公有地である	3 私有地と公有地である
高麗山	26(7.2%)	94(26.2%)	200(55.8%)
大野台	61(19.6%)	59(19.0%)	99(31.9%)
	4 私有地を行政が借りている	5 無回答	
高麗山	10(2.7%)	28(7.8%)	
大野台	60(19.3%)	31(10.0%)	

Q3 この森に行ったことはありますか、該当するものに○をつけてください。

(上段-高麗山 下段-大野台)

	どの位行っていますか (○は一つ)							何のために行きましたか (○はいくつでも)										誰と行きましたか (○はいくつでも)					
	行ったことはない	近年行っていない	年に1・2回	月に1・2回	週に1・2回	殆ど毎日	無回答	子供と遊ぶため	散歩	ハイキング	健康保持のため	森林浴	自然観察	木の実などを採集に	遊ぶため	その他()	無回答	家族と	友人と	近所の人と	学校で	ひとり	無回答
高麗山	8	48	166	90	17	6	23	77	163	109	87	58	87	29	28	18	8	232	85	31	13	76	14
	2%	13%	47%	25%	5%	2%	6%	24%	50%	33%	27%	18%	27%	9%	9%	6%	2%	71%	26%	10%	4%	23%	4%
大野台	29	46	43	82	40	44	26	49	159	8	48	31	54	33	17	48	5	139	28	27	6	111	16
	9%	15%	14%	27%	13%	14%	8%	19%	62%	3%	19%	12%	21%	13%	7%	19%	2%	55%	11%	11%	2%	44%	6%

Q4 この森があつて良いと思う点、悪いと思う点（迷惑に思う点）は何ですか？
該当するものに○をつけてください。

・良いと思う点

	項 目	高麗山	大野台
良い と思う 点 (○は いく つで も)	空気がきれいになる	242(67.6%)	207(66.8%)
	自然が身近に感じる	305(85.2%)	237(76.5%)
	生物が多くいる	138(38.5%)	89(28.7%)
	遊び場になる	98(27.4%)	80(25.8%)
	憩いの場である	174(48.6%)	117(37.7%)
	昔からあり地域のシンボルとなっている(祭礼など)	145(40.5%)	21(6.8%)
	生活にやすらぎやうるおいを与える	209(58.4%)	167(53.9%)
	子供の教育に役立つ(情操教育、自然観察など)	171(47.8%)	140(45.2%)
	その他()	9(2.5%)	4(1.3%)
	無回答	15(4.2%)	21(6.8%)

・悪いと思う点

	項 目	高麗山	大野台
悪い と思う 点 (○は いく つで も)	陽当たりが悪くなる	33(9.2%)	23(7.4%)
	枝が伸びて困る	28(7.8%)	35(11.3%)
	落葉の掃除が大変	45(12.6%)	38(12.3%)
	防犯上問題がある	77(21.5%)	167(53.9%)
	災害の危険が多い(火事、山崩れなど)	77(21.5%)	25(8.1%)
	ゴミ捨て場にされる	79(22.1%)	214(69.0%)
	虫やヘビがでる	40(11.2%)	53(17.1%)
	親の目が行き届かない(ケガ、非行が心配など)	36(10.1%)	67(21.6%)
	その他()	29(8.1%)	13(4.2%)
	無回答	128(35.8%)	42(13.5%)

Q5 この森についてどう思いますか、該当するものに○をつけてください。

項目	高麗山				大野台				
	満足	不満	わからない	無回答	満足	不満	わからない	無回答	
広場などの空間	222 (62%)	34 (9%)	41 (11%)	61 (17%)	104 (33%)	78 (25%)	78 (25%)	50 (16%)	
緑の量	269 (75%)	25 (7%)	19 (5%)	45 (12%)	195 (62%)	31 (10%)	35 (11%)	49 (15%)	
木の種類	花が咲く木	170 (47%)	79 (22%)	46 (12%)	63 (17%)	49 (15%)	132 (42%)	63 (20%)	66 (21%)
	実のなる木	125 (34%)	65 (18%)	80 (22%)	88 (24%)	79 (25%)	72 (23%)	80 (25%)	79 (25%)
	紅葉する木	193 (53%)	66 (18%)	39 (10%)	60 (16%)	101 (32%)	76 (24%)	67 (21%)	66 (21%)
	常緑の木	236 (65%)	27 (7%)	37 (10%)	58 (16%)	145 (51%)	44 (14%)	54 (12%)	67 (21%)
樹木の手入れ	88 (24%)	92 (25%)	96 (26%)	82 (22%)	32 (10%)	153 (49%)	64 (20%)	61 (19%)	
施設の整備	97 (27%)	94 (26%)	47 (13%)	120 (32%)	27 (8%)	110 (35%)	70 (22%)	103 (33%)	

Q6 あなたのお住まいに地域についてどのように感じていますか。次の中から該当するものに1つ○をつけてください。

	1 非常に愛着を感じている	2 ある程度愛着を感じている	3 あまり愛着を感じていない	4 全く愛着を感じていない	5 無回答
高麗山	185 (51.7%)	140 (39.1%)	18 (5.0%)	0 (0.0%)	15 (4.2%)
大野台	78 (25.2%)	179 (57.7%)	34 (11.0%)	7 (2.3%)	12 (3.9%)

Q7 この森が、工場や住宅などの用地として、あるいは観光目的のために開発されるとしたら、あなたはどうお考えになりますか。次の中から1つ○をつけてください。

1 これ以上“みどり”をなくす開発には反対である	高麗山	193 (53.9%)
	大野台	142 (45.8%)
2 地域の発展や生活の利便性の上からやむを得ない	高麗山	14 (3.9%)
	大野台	21 (6.8%)
3 “みどり”を十分残した調和のとれた開発を行うべきである	高麗山	137 (38.3%)
	大野台	135 (43.5%)

4 わからない	高麗山	1 (0.3%)
	大野台	1 (0.3%)
5 無回答	高麗山	13 (3.6%)
	大野台	11 (3.5%)

Q8 もし、あなたがお住まいの地域の方々から、この森を守り育てるために、住民自ら植樹や木の手入れを行ってほしいという提案があったとしたら、あなたはどのようにしますか。次の中から1つ○をつけてください。

1 大変良いことなので積極的に参加する	高麗山	155 (43.3%)
	大野台	142 (45.8%)
2 参加者が多ければ、自分も参加する	高麗山	68 (19.0%)
	大野台	59 (19.0%)
3 やりたい人にまかせておく	高麗山	20 (5.6%)
	大野台	17 (5.5%)
4 行政がやるべきだと思うから、住民がやることには反対する	高麗山	51 (14.2%)
	大野台	34 (11.0%)
5 わからない	高麗山	39 (10.9%)
	大野台	42 (13.5%)
6 無回答	高麗山	25 (7.0%)
	大野台	16 (5.2%)

Q9 これから、あなたがこの森を利用していくとしたら、どのような方面を考えていますか。次の中から該当するものに1つ○をつけてください。

1 健康(イメージするものは何ですか……)	高麗山	94 (26.3%)
	大野台	84 (27.1%)
2 教育(イメージするものは何ですか……)	高麗山	15 (4.2%)
	大野台	16 (5.2%)

3 自然（イメージするものは何ですか…）	高麗山	221 (61.7%)
	大野台	171 (55.2%)
4 その他（イメージするものは何ですか…）	高麗山	4 (1.1%)
	大野台	7 (2.3%)
5 無回答	高麗山	24 (6.7%)
	大野台	32 (10.3%)

G4 最後にあなたが美しいと思われる森林（山）がありましたら、その名前を具体的にお書きください。（ ）

	1位	2位	3位	4位	5位
高麗山	高麗山 95	湘南平 36	丹沢山系 13	大山 12	箱根 12
大野台	丹沢山系 17	大山 17	上高地 10	高尾山 10	大野台 9

御協力ありがとうございました。

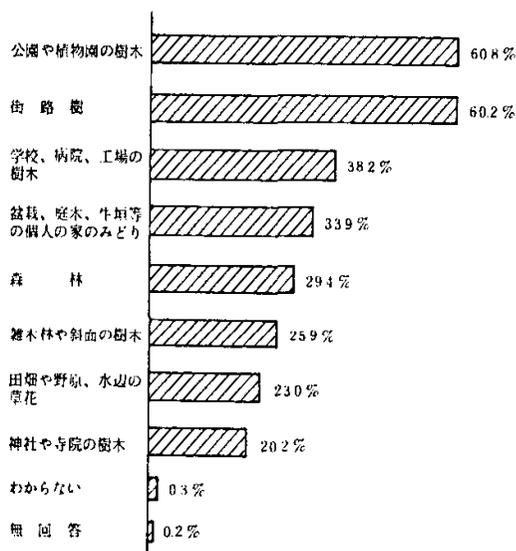
みどりに対する県民意識 —みどりのアンケート調査—

（研究チームアンケート
と同じ設問のみ抜粋）

昭和 58 年 10 月
神奈川県県民部県民課

守り、ふやしたいみどり

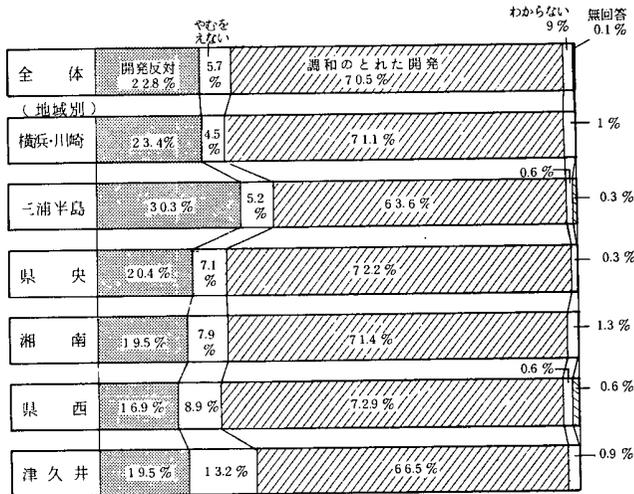
問 これから守り、ふやしていきたいと思われる“みどり”を、次の中から3つまであげてください。（M, A）（研究チームアンケートQ1）



みどりの保全か開発か

問 工場や住宅等の用地として、あるいは観光目的のために、“みどり”の地域が開発されることについて、あなたはどのようにお考えになりますか。

(研究チームアンケートQ7)

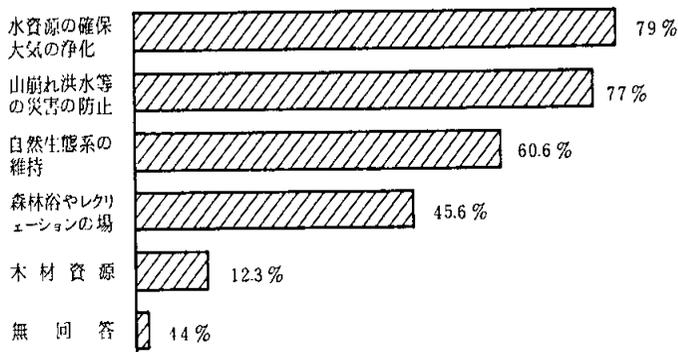


森林への期待

問 森林にはいろいろな効用がありますが、あなたは本県の森林に対して何を期待しますか。次の中から期待するものを3つまであげてください。

(研究チームアンケートQ3)

(M, A)

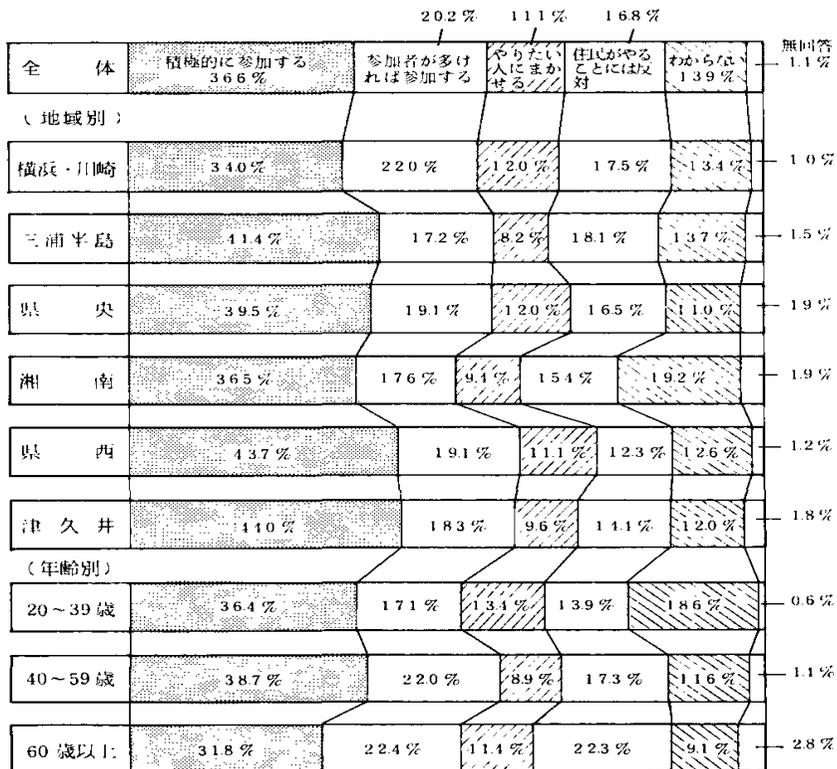


(%)

地域区分等		森林の効用 水資源の確保 大気浄化	山の災害 崩れ洪水等 防止	自然生態系 の維持	森林浴やレ クリエーション の場	木材資源	無回答
地域	横浜・川崎	76.3	74.2	59.1	50.2	10.0	5.5
	三浦半島	77.6	83.7	64.7	36.7	12.2	3.5
	県央	85.1	76.4	62.8	43.0	15.2	2.6
	湘南	84.9	79.2	61.0	42.5	14.2	2.8
	県西	76.6	85.2	60.0	36.6	20.9	4.6
	津久井	80.8	83.2	56.0	34.4	20.4	3.9
年齢	20～39歳	75.8	69.9	65.3	56.2	9.3	3.2
	40～59歳	80.6	81.2	60.7	39.3	11.4	5.2
	60歳以上	82.4	82.3	49.9	37.7	21.2	4.9

地域の緑化活動への参加意識

問 もし、あなたがお住まいの地域の住民の中から、地域の“みどり”をふやしていくために、住民で植樹や樹木の管理を行っていこうという提案があったとしたら、あなたはどうしますか。（研究チームアンケートQ8）



引用資料・参考文献

引用資料

注No	引用ページ	出典
1	序 13P	地球の環境と開発を考える会、「岩波ブックレット『破壊される熱帯雨林』」、岩波書店、S63
2	II 33	第6回朝日森林文化賞、朝日新聞、昭和63年6月27日
3	IV 55	福岡克也、「森と水の経済学」、東洋経済新報社、S62、114～125P
4	56	福岡克也、神奈川県自治総合研究センター課題研修、「神奈川の山を考える」における講演「神奈川の山」（昭和62年7月30日）
5	58	福岡克也、前掲講演
6	VI 69	南雲秀次郎、「里山守れ」、朝日新聞、昭和61年10月24日
7	70	環境庁、「昭和63年度版環境白書」、大蔵省印刷局、S63、181P
8	71	守山弘、「自然を守るとはどういうことか」、農山漁村文化協会、S63、2P、252P
9	81	室田武、「エネルギーとエントロピーの経済学」、東洋経済新報社、S49、173P、193P
10	83	さかもとゆきお、『私たちのコミュニティ・パーク作り』、「調査季報95」、横浜市企画財政局都市科学研究室、S62、P51
11	VII 113	「特集斜面緑地」、神奈川新聞(昭和58年11月19日)

参考文献 ①著書

著 編 者 名	書 名	出 版 社	発行年
朝日新聞社編	緑と文明	朝日新聞社	S57
〃	緑と生活	〃	59
〃	緑と水と街	〃	61
石 弘之	触まれる森林	〃	60
石川 欣一	可愛い山	白水社	62
市川健夫・斎藤功著	再考日本の森林文化	日本放送出版協会	60
井出 久登	緑地保全の生態学	東京大学出版会	55
稲村 正	オーク・ヴィレッジだより	講談社	59
岩崎 輝雄	森林浴	合同出版	58
〃	森林の健康学	日本林業技術協会	61
岩水 豊	山村が大好きです	清文社	62
植木 知司	かながわの山	神奈川合同出版	54
内田 盛也	21世紀の国づくり	につかん書房	63
宇都宮 深志	緑の環境創造	清文社	61
江崎・岩上・井上編著	緑と土と緑の話	技報堂出版	60
NHK取材班	森が危ない	日本放送出版協会	61
岡谷 公二	神の森 森の神	東京書籍	62
小高 民雄	森林の100不思議	〃	63

著 編 者 名	書 名	出 版 社	発行年
小原 二郎	日本人と木の文化	朝日新聞社	S59
K. W. カップ	環境破壊と社会的費用	岩波書店	50
神奈川新聞社編	緑の復権	神奈川新聞社	49
神山 恵三	森の不思議	岩波書店	58
川崎 寿彦	森と人間	日本林業技術協会	62
熊崎 実	森林の利用と環境保全	〃	52
黒澤 一情	産業と環境	放送大学教育振興会	60
グリーンカルチャーセンター編	緑の地球へ	現代書館	61
B. コモナー	なにが環境の危機を招いたか	講談社	47
斎藤 奏	林業経営の税務知識	清文社	59
斎藤 正彦	森と文化	東京大学出版会	62
佐々木 好之	自然保護の原点	共立出版	48
佐藤 敬二他著	造林学	朝倉書店	40
P. シアース	エコロジー入門	講談社	47
四手井 綱英	森の生態学	〃	51
〃	日本の森林	中央公論社	59
四手井綱英・林知巳夫 編著	森林をみる心	共立出版	59
清水 正元	砂漠化する地球	共立出版	54
ハンス・シュトルテ	丹沢夜話	有隣堂	58
進士 五十八	緑のまちづくり学	学芸出版社	62
森林計画研究会編	新たな森林・林業の長期ビジョン	地球社	62
森林フォーラム実行 委員会	森林から都市を結ぶ	日本経済評論社	62
森林・林業行政研究会	森林・林業と行政	清文社	57
菅原聰・熊代克己・ 森本尚武・細野明義著	続・自然との共存	共立出版	62
全国森林組合連合会編	改訂森林組合法の解説	地球社	62
高木 仁三郎	いま自然をどうみるか	白水社	60
高橋 延清	樹海に生きて	朝日新聞社	59
只木 良也編著	みどり	共立出版	56
只木良也・吉良竜夫編	ヒトと森林	〃	57
辰己 修三	地球環境機能論	地球社	50
多辺田 政弘他著	地域自給と農の論理	学陽書房	62
筒井 迪夫	現代森林考	日本林業技術協会	55
〃	山と木と日本人	朝日新聞社	57
〃 編著	明日の木と森	地球社	59
〃	木と森の文化史	朝日新聞社	60
〃	森林保全詳説	農林出版	57

著 編 者 名	書 名	出 版 社	発行年
筒井 迪夫	緑と文明の構図	東京大学出版会	S60
”	童話と樹木の世界	朝日新聞社	61
”	日本林政の系譜	地球社	62
手束 平三郎	森のきた道	日本林業技術協会	62
徳義 三男	国有林を考える	につかん書房	62
富沢 美春	大和地名考	神奈川新聞社	57
富山 和子	水と緑と土	中央公論社	49
”	水の文化史	文藝春秋	55
”	森は生きている	講談社	56
並木 昭夫編著	都市整備	ぎょうせい	57
華山 謙	環境政策を考える	岩波書店	53
半田 真理子	都市に森をつくる	朝日新聞社	60
福岡 克也	森と水思想	世界書院	58
藤田 佳久	現代日本の森林木材資源問題	汐文社	59
藤本 猛	林業経営の法律実務	清文社	57
船越 昭治編著	地方財政と林業財政	農林統計協会	62
レスターR. ブラウン編著	西暦2000年への選択	実業之日本社	60
” ”	ワールドウォッチ地球白書	ダイヤモンド社	63
本多 勝一	貧困する精神	すずさわ書店	52
牧野 和春	森林を蘇らせた日本人	日本放送出版協会	63
松本 文雄	ふる里の山名復活	関西シービー	60
宮川 中民	エコロジー運動は何をめざすか	現代の理論社	53
宮脇 昭	森はいのち	有斐閣	62
向坊 隆他	山	東京大学出版会	56
村尾 行一	人間・森林系の経済学	都市文化社	58
” 編著	東濃椋物語	”	58
室田 武	雑木林の経済学	樹心社	60
目原 純夫	デザインされた木	筑摩書房	60
森 巖夫	「山」の政治と経済	清文社	55
矢口 高雄	ボクの学校は山と川	白水社	62
”	ボクの先生は山と川	”	63
山口 文一	山峡の譜	神奈川新聞社	61
山田 一郎編	日本自然地名辞典	東京堂出版	58
吉村 元男	都市は野生でよみがえる	学芸出版社	61
読売新聞社環境問題取材班	緑と人間	築地書館	50
読売新聞社横浜支局編	神奈川の伝説	有隣堂	48

②白書・年報等

編 集	書 名	発 行	発行年
神奈川県環境部	かながわ環境白書（昭和61年度）	神奈川県環境部	S61
〃	かながわ環境白書（昭和62年度）	〃	62
神奈川県農政部	神奈川県農林漁業動向年報（昭和61年度）	神奈川県農政部	62
神奈川県農政部 林務課	神奈川県林業動向年報（昭和61年度）	神奈川県農政部 林務課	62
〃	神奈川県林業動向年報（昭和62年度）	〃	63
〃	森林組合要覧（昭和61年度版）	〃	62
環境庁	環境白書（昭和62年版）	大蔵省印刷局	62
日本林業協会	図説林業白書（昭和62年度）	農林統計協会	63
林野庁	林業白書（昭和61年度）	日本林業協会	62
〃	林業白書（昭和62年度）	〃	63

③報告書・計画書

編 集	書 名	発 行	発行年
神奈川県	第二次新神奈川計画 基本構想・基本計画	神奈川県	S62
〃	〃 地域計画	〃	62
〃	みどりに対する県民意識	〃	58
〃	神奈川県国土利用計画（第2次）	〃	61
神奈川県環境部自然保護課・同都市部都市計画課	みどりのまち・かながわ計画（改定版）	神奈川県環境部自然保護課・同都市部都市計画課	62
神奈川県教育委員会	神奈川県天然記念物地域・動物調査報告書	神奈川県教育委員会	62
神奈川県自治総合研究センター	昭和55年度研究チーム報告書 広緑都市構造へのスタート	神奈川県自治総合研究センター	56
神奈川県立湘南青少年の家	高麗山の植物目録	神奈川県立湘南青少年の家	62
神奈川県農業の将来像策定委員会	都市化社会における農業・農村	神奈川県農業の将来像策定委員会	60
川崎市市民局広報部企画課	川崎市市民意識実態調査報告書	川崎市	63
神戸市	都市林こうべの森基本計画報告書	神戸市	58
相模原市	みどりのまちづくり・さがみはらプラン	相模原市	63
総合研究開発機構	熊本グリーンサミット会議報告書	総合研究開発機構	62
〃	森林と人間	〃	61
〃	21世紀と森林	〃	62

編 集	書 名	発 行	発行年
地域問題研究所	上流域山村の研究	総合研究開発機構	52
土岐市	土岐市森林緑地整備計画策定業務報告書	土岐市	63
栃木県自治研修所	昭和62年度 政策研究セミナー研究報告書	栃木県自治研修所	63
宮脇昭・鈴木邦雄	神奈川県のみどりの実態調査	神奈川県	56
森とむらの会	林業自立のための税制のあり方に関する研究	総合研究開発機構	61
横浜市市民局広報	昭和61年度市民情報カード集計誌「声」	横浜市市民局広報	62
相談部広聴課		相談部広聴課	
横浜市緑政局緑政	第四次緑地環境診断調査報告書	横浜市緑政局緑政	63
部緑政課		部緑政課	
林野庁	平地林施業推進調査報告書(総括編)	林野庁	59

④雑誌

書 名	発 行
農 昭和59年6月号	ぎょうせい
経済と貿易 144号 (S62)	横浜市立大学経済研究所
ジュリスト増刊 総合特集 開発と保全 (S51)	有斐閣
世界 1986年9月号	岩波書店
地方自治 1986年10月号	日本社会党
町村週報 昭和63年5月23日号	全国町村会
都市問題研究 昭和63年5月号	都市問題研究会
都道府県展望 昭和61年4月号	全国知事会
” 昭和62年4月号	”
月刊NIRA 1986年3月号	総合研究開発機構

⑤その他

著 編 者	資 料 名	発行年
神奈川県企画部企画調整室	神奈川県市街化動向図	S61
神奈川県	神奈川県自然公園・自然環境保全地域等区域図	61
神奈川県企画部企画調整室	神奈川県土地規制図	60
神奈川県教育委員会	かながわの名木100選	62
神奈川県農政部林務課	神奈川の林政史	59
”	やまのしごと	63
林野庁	森林とみんなの暮らし	60
長谷川 洋作	「未来技術と経済社会」日本経済新聞朝刊(昭和63年1月13日)	

「研究チームA『神奈川の森林』」スタッフ

★リーダー 井上 宏一 福祉部老人福祉課(前足柄上地区行政センター)

はじめに・Ⅴを担当、努力型、リーダーとして合格点

☆サブリーダー 杉野 信一郎 企業庁管理局総務室

おわりに・Ⅱを担当、理論家、ガンコ一徹

〃 相沢 邦彰 東部治山事務所

用語集、Ⅲを担当、治山の専門家、チョット頑固

▽メンバー 城戸崎 雅美 京浜高等職業技術校

資料編・Ⅳを担当、紅一点、自然保護の実践家

〃 落合 憲一 企業庁電気局業務課

資料編・Ⅲを担当、もの静か、不言実行の典型

〃 柴田 晃彦 環境部自然保護課

序・引用資料・参考文献・Ⅵを担当、物事追求型、緻密さにおいてチーム一

〃 高科 憲司 農政部林務課

序・Ⅰを担当、山業の専門家、苦しい時の高科だのみ

〃 松見 雅夫 衛生部薬務課

装丁、Ⅶを担当、最年長、遊び大好き人間

◇コーディネイター 高橋 千佳夫 自治総合研究センター

ネーター 怒りを忘れて世話役に徹す

◆表紙・イラスト 小林文子



大野台緑地の林内